

1 情報科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

近年、情報技術は急激な進展を遂げ、社会生活や日常生活に浸透するなど、生徒たちを取り巻く環境は劇的に変化している。今後、人々のあらゆる活動において、こうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。こうしたことを踏まえ、高等部の情報科では、情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる力や情報モラル等、情報活用能力を含む学習を一層充実するとともに、生徒の卒業後の進路を問わず、情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を育むことが一層重要となってきているため、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図った。

今回の改訂においては、目標について、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示した。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「情報に関する科学的な見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、習得した知識や技能を活用して問題を解決したりする必要があることを示した。

これらを踏まえて、従前からの指導内容である「コンピュータ等の情報機器の操作の習得」を図ったり、「情報を適切に活用する基礎的な能力や態度」を育てたりしながら、問題の解決を行う学習活動を通して、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するために必要な資質・能力の育成を目指すことを明確にした。

各段階の目標は、生徒の発達の段階等を踏まえ、教科の目標を実現していくための具体的な指導の目標として、三つの柱から示している。

なお、情報科は、学校や生徒の実態に応じて設けることができる教科として示している。

(2) 内容の改訂の要点

内容は、従前の「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活用」、「通信」、「情報の取扱い」について、育成を目指す資質・能力と学びの連続性を踏まえ、内容を見通し、「情報社会の問題解決」、「コミュニケーションと情報デザイン」、「情報通信ネットワークとデータの活用」の三つの区分に整理した。

内容は、(ア)「知識及び技能」、(イ)「思考力、判断力、表現力等」の柱から示している。なお、「学びに向かう力、人間性等」については、各段階の目標に、

それぞれ示すこととした。

なお、職業科ではコンピュータ等の情報機器を扱うことに関する学習活動が、家庭科では消費生活に関する学習活動が示され、他に専門学科において開設される各教科においてもコンピュータ等の情報機器の操作等に関する内容が示されていることから、情報科の内容の指導に当たっては、それらと関連した指導の工夫に配慮することが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「3指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設け、「指導計画作成上の配慮事項」、「内容の取扱いについての配慮事項」によって構成した。

「指導計画作成上の配慮事項」では、特に特別支援学校中学部職業・家庭科の学習を踏まえ、系統的・発展的に指導するとともに、各教科等との関連を図り、指導の効果を高めるようとするだけでなく、3年間を見通した取組の必要性などについて示している。

「内容の取扱いについての配慮事項」では、情報モラルの育成や、実習を積極的に取り入れた情報機器の操作の習得、健康に留意し望ましい情報機器利用の習慣化など、情報科の目標の達成に向けて、実施する際の配慮事項について示している。

2 情報科の目標

1 目標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近にある情報機器の操作の習得を図りながら、問題の解決を行う学習活動を通して、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 身近にある情報と情報技術及びこれらを活用して問題を知り、問題を解決する方法について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解できるようにする。
- (2) 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。

この教科のねらいは、身边にある情報機器の操作の習得を図りながら、具体的な問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を活用するための知識と技能を身に付け、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための力を養い、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を養うことである。

「情報に関する科学的な見方・考え方」とは、「事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構成すること」（平成28年12月21日中教審「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」）であると整理されている。

「身边にある（身近な）」とは、生徒の日常生活や社会生活などの身の回りの生活において経験する範囲を指す。なお、生徒のこれまでの経験、興味・関心及び進路希望などの違いを踏まえて考える必要がある。

「情報社会と人との関わりについて理解できるようにする」とは、情報に関する法規や制度及びマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報社会の問題を知り、問題を解決する活動を通じて理解することである。

「事象を情報とその結び付きとして捉え」とは、事象を複数の情報とその結び付きから構成されているものとして把握することである。

「必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力」とは、コミュニケーションの手段、コンピュータ、ネットワーク、データ及びデータベースなどの活用を通して、情報社会などの問題を知り、問題の解決に向けて、問題を解決する活動とその振り返り及び見直しを行い、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力である。

「身边にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う」とは、情報と情報技術を適切に活用することで、法規、制度及びマナーを守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度などの情報モラルを養い、これらを踏まえて情報と情報技術を活用することで情報社会に参画しようとする態度を養うことである。

3 各段階の目標及び内容

(1) 1段階の目標と内容

ア 目標

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(1) 目 標

ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について知り、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて知る。

イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う。

ウ 身近にある情報や情報技術を活用するとともに、情報社会に関わろうとする態度を養う。

アの「効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について知り」とは、効果的なコミュニケーションを実現するために必要な情報デザイン、身近にあるコンピュータを活用するために必要な情報が処理される仕組み、身近にあるデータを活用するために必要な収集、整理の方法、ネットワーク、データベースなどについて知ることである。

イの「問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う」とは、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、コミュニケーションの手段、コンピュータ、ネットワーク、データ及びデータベースなどの活用を通して、情報社会などの問題を知り、様々な情報手段の中から、直面する課題や目的に応じた情報手段を選択し、問題の解決に活用する力を養うことである。

ウの「情報社会に関わろうとする態度を養う」とは、生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を知り、情報モラルの必要性や情報などに対する責任などについて考えながら、情報社会に関わろうとする態度を養うことである。

イ 内容

A 情報社会の問題解決

(2) 内 容

A 情報社会の問題解決

身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを知り、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。

(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知ること。

(ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知ること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。

(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて考えること。

(ウ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。

ここでは、身近にある情報やメディアの特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を習得するとともに、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、身近にある情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する学習活動を通して、問題を知り、問題を解決する方法を身に付けるとともに、情報技術が人や社会に果たす役割と影響、情報モラルなどについて知り、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決し、望ましい情報社会に関わる力を養う。

こうした活動を通して、情報社会における問題を知ること及び問題の解決に情報と情報技術を活用しようとする態度、情報モラルなどに配慮して情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

問題を知り、問題を解決する方法については、中学部や中学校までの段階で学

習するものを踏まえて、情報と情報技術を活用した具体的な問題解決の過程の中で扱う。情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどの指導に当たっては、中学部や中学校までの学習、社会科及び職業科をはじめ他教科等の学習との関連を図ることが大切である。

アの(ア)の「情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを知り」とは、情報には「形がない」、「消えない」、「簡単に複製できる」、「容易に伝播する」などの特性や、表現、伝達、記録などに使われるメディアの特性を知るようにすることである。また、コンピュータ等の情報機器やソフトウェア等に関する基本的な知識と操作方法を知ることである。

アの(イ)の「情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知る」とは、情報社会で生活していくために、知的財産に関する法律、個人情報の保護に関する法律及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律などを含めた法規や制度から求められる具体的な対応、さらに、電子メールやSNS（Social Networking Service）の書き方やファイルの添付などのマナーの意義や基本的内容、情報を適切に管理するなど情報を扱う上では個人の責任があること、情報セキュリティの3要素である機密性・完全性・可用性の観点を踏まえた情報セキュリティの確保の重要性、情報セキュリティを確保するにはパスワードの管理などの組織や個人が行うべき対策があり技術的対策だけでは対応できないことなどを知るようにすることである。また、人の心理的な隙や行動のミスにつけ込み情報通信技術を使わずにパスワードなどの重要な情報を盗み出すソーシャルエンジニアリングなどについて知るようにする。ソーシャルエンジニアリングについては、不特定多数の人に聞こえるような状況でパスワードなどを声に出して言ってしまったり、パスワードなどの情報を記した紙をそのまま捨ててしまったりすることから、大切な情報が漏れ悪用されてしまうことなどを取り扱うことが考えられる。

なお、情報セキュリティの3要素である機密性・完全性・可用性などについては、「C情報通信ネットワークとデータの活用」との関連について配慮する。

アの(ウ)の「身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知る」とは、情報社会の変化に対応するために、人工知能やロボットなどで利用される情報技術の進展が社会の利便性を高め、人の生活や経済活動を豊かにさせる反面、サイバー犯罪や情報格差、健康への影響などを生じさせていることなどについて知るようにすることである。

イの(ア)の「目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考える」とは、問題を知り、問題を解決す

るための一連の流れの中で、身近にある情報と情報技術を活用し、思考を広げ、整理し、物事を判断する力を養うことである。その際、複数の解決策から選択する力、問題がどの程度解決されたのかを判断する力を養うことである。

イの(イ)の「情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の役割や責任、情報モラルなどについて考える」とは、情報社会で責任をもって生活していくために、情報に関する法規や制度に適切に対応する力、情報モラルに配慮して情報を発信する力、情報セキュリティを確保する力などを養うことである。

イの(ウ)の「情報や情報技術の活用について考える」とは、情報社会で生活していくために、情報と情報技術を適切に活用できる力、望ましい情報社会の在り方について考える力、情報社会によりよく関わる方法について考える力を養うことである。

アの(ア)、イの(ア)に係る学習活動については、例えば、「情報」と「もの」とを比較し、具体的な例を挙げて考えることを通して、情報は複製することにより伝わるとともに、誰かに情報を提供したからといって「もの」のように元の所有者の手元から無くなるわけではないという性質や、情報通信ネットワーク上に提供した情報は、どこで誰がその情報を複製しているか分からぬいため、情報の提供者がその情報を消去しただけでは完全に消去することができたと断定することはできないなどの情報の特性を扱うことが考えられる。

アの(イ)、イの(イ)に係る学習活動については、例えば、インターネット上で起こるトラブルやSNSでのコミュニティサイトを利用した犯罪などについて、その原因を調べ、対策を考えることを通して、情報が拡散する速さや一度拡散された情報の削除は困難であること、トラブルや犯罪は身近で発生していることなどを知り、個人情報の管理の重要性や推測されにくいパスワードの必要性などを扱うことが考えられる。

アの(ウ)、イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、電子マネーやICカード、ICチップなどの普及によって、自動改札やセルフレジなどが増加し、利便性が高まったことなどを扱うことが考えられる。また、SNSなどの利用状況を調べることによって、時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと、誹謗・中傷などの悪質な書き込みが問題になっていること、利用の仕方によっては健康面への影響が懸念されていることなど、情報技術と実生活の関わりにおける利便性と問題点の双方を扱うことが考えられる。

Aの全体にわたる学習活動としては、よりよい情報技術の活用や情報社会の在り方について、生徒の身の回りにある事象から問題を知り、その解決方法を提案

するなど、グループで一連の学習活動を行うことが考えられる。

例えば、校内で生徒が運営する喫茶コーナーを活性化する活動が挙げられる。企画・運営の段階で、インターネットを活用して季節や年齢に応じた飲食物の嗜好の傾向を調べたり、生徒や教師、保護者を対象に販売してほしい商品や運営に関する要望などをアンケート調査やインタビューなどの結果を基に話し合い、具体的な計画の立案、運営を行う活動が考えられる。その際、調査やグループでの話し合いの場面において、メディアの特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を踏まえ、情報技術や情報通信ネットワークを効果的に活用し、発表の場面において情報技術を適切に活用することなどが考えられる。

B コミュニケーションと情報デザイン

B コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知ること。

(イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を知ること。

(ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を考えること。

(イ) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。

(ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて、表現の仕方を工夫すること。

第4節
各学科に共通
する各教科

ここでは、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通じて、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、テレビ、Webサイト、電子メール及びSNSなどの身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴について知り、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を身に付け、コンテンツの表現の仕方を工夫する力

を養う。

こうした学習活動を通して、情報と情報技術を活用して効果的なコミュニケーションを行おうとする態度、情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

なお、ここで扱う情報デザインとは、効果的なコミュニケーションや問題解決のために、情報を整理したり、目的や意図をもった情報を受け手に対して分かりやすく伝達したり、操作性を高めたりするためのデザインの基礎知識や表現方法及びその技術のことである。例えば、情報を正確かつ効果的に、伝達する為に情報を表に整理したり、図やグラフによって可視化したり、ページレイアウト、情報の階層化、ハイパーテリンクなどにより構造化したり、形態、色彩、光や材質などについて工夫したりする学習活動を通して情報デザインの考え方や方法を身に付けることが考えられる。

身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴については、中学部職業・家庭科の職業分野「B情報機器の活用」（中学校技術・家庭科技術分野を履修した生徒については「D情報の技術」）、高等部職業科の「B情報機器の活用」、高等部情報科の「A情報社会の問題解決」と関連付けて扱う。また、情報デザインの基本的な考え方や方法については、同じく情報科の「C情報通信ネットワークとデータの活用」でも扱う。

アの(ア)の「メディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知る」とは、コミュニケーションを行うために、表現、伝達、記録などに使われるメディアの基本的な特性、同期や非同期、1対1や1対多数などのコミュニケーション手段の基本的な特徴について知ることである。また、情報技術の発達によりコミュニケーション手段が変化したこと、情報の流通量や範囲が広がったこと、即時性や利便性が高まったこと、効果や影響が拡大したこと、コミュニケーションの役割が変化したことなどについて知るようにする。

その際、情報のデジタル化に関して、デジタルカメラやコンピュータ等の情報機器を活用し、画像データなどを実際に操作することで、標本化、量子化、符号化などを知るようにするとともに、標本化の精度や量子化のレベルによって、ファイルサイズや音質、画質の変化が生じることを知るようにする。また、情報をデジタル化することにより、情報の蓄積、編集、表現、圧縮、転送が容易にできることについて知るようにする。

アの(イ)の「情報デザインが人や社会に果たしている役割を知る」とは、分かりやすく情報を表現するために、目的や受け手の状況に応じて伝達する情報を抽象化、可視化、構造化する方法を知ることである。その際、それらの知識や技能によって作成された情報デザインが人や社会に果たしている役割を知

るようになる。

アの(ウ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付ける」とは、効果的なコミュニケーションを行うために、目的や受け手の状況に応じたコンテンツの制作過程、情報デザインの基本的な考え方や方法について知り、技能を身に付けるようになることである。

イの(ア)の「メディアとコミュニケーション手段の関係を考える」とは、よりよくコミュニケーションを行うために、複数のメディアと複数のコミュニケーション手段の関係について考える力を養うことである。

イの(イ)の「コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考える」とは、コミュニケーションの目的を知り、目的に応じて必要な情報を伝える情報デザインを考える力を養うことである。その際、扱う情報やメディアの種類によって適切な表現方法を選択する力を養うことである。

イの(ウ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現の仕方を工夫する」とは、効果的なコミュニケーションを行うために、情報デザインの基本的な考え方や方法を用いて、表現の仕方を工夫しながらコンテンツを制作する力を養うことである。

アの(ア)、イの(ア)に係る学習活動については、例えば、電子メールやSNSの送受信やコミュニケーションの際に利用する数値や文字、静止画や動画、音声や音楽などの情報について、これらのアナログ情報をデジタル化して効率的に伝送するなどの実習が考えられる。

また、静止画については、デジタルカメラで撮影する際に解像度に応じてファイルサイズが変化したり、同じ解像度でもファイル形式を変えることで圧縮方法が変わってファイルサイズが変化したりすることから、画像データの解像度、画像サイズ、階調表現、色彩表現、圧縮方法などを操作するなど実際的な活動を通して画質とファイルサイズがトレードオフの関係になっていることを確認する学習活動が考えられる。

さらに、マスマディアの情報伝達手段の変遷を取り上げ、ニュース、天気予報、鉄道路線や経路検索などの交通情報、地図、催事など、生活を豊かにする有益な情報などについて紙、電波、情報通信ネットワークなどを扱い、個人と個人とのコミュニケーション手段の変遷を取り上げ、手紙、電子メール、SNSなどを扱うことが考えられる。また、交流及び共同学習の取組として他の学校とやりとりする活動など、実際にメディアやコミュニケーション手段の扱いを体験し、それぞれのメリットやデメリットについて扱うことが考えられる。

アの(イ)、イの(イ)に係る学習活動については、例えば、道路標識やトイレ

の場所などを示すサイン、Webページなどの情報デザインを取り上げ、情報を抽象化する方法としてアイコン、ピクトグラム、ダイヤグラム、地図のモデル化など、情報を可視化する方法として表、図解、グラフなど、情報を構造化する方法として、文字の配置、ページレイアウト、Webサイトの階層構造、ハイパリンクなどを扱うことが考えられる。その際、全体を把握した上で、構成要素間の関係を分かりやすく整理することが大切である。

アの(ウ)、イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、情報デザインの基本的な考え方や方法を活用した作品制作を取り上げ、アプリケーションソフトウェアを活用した学校行事の案内、生徒会活動などで取り組まれる標語ポスター、学級新聞やWebページの作成などを扱うことが考えられる。その際、例えば、点、線、面などの形態、色の三属性、配色などの色彩、ページレイアウトなどにより、伝わり方が違うことを知るようにする。

Bの全体にわたる学習活動としては、情報と情報技術を活用して問題を知り、その問題の解決に向けて効果的なメディアやコミュニケーション手段を選択し、情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現の工夫をし、コンテンツを制作することが考えられる。

例えば、作業製品を販売するための宣伝ポスターやWebページを制作する学習活動を行う場合、情報通信ネットワークを活用して参考となるデザインを集め、グループでの話し合いなどにより、より多くの製品を販売するためにデザインを選択したり、購入者に伝えたい情報を入れたり、関連する図や表を入れたりするなどの表現の工夫をしたりすることが考えられる。

C 情報通信ネットワークとデータの活用

C 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。

(イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について知ること。

(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理する基本的な方法について知り、基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(イ) 情報システムが提供するサービスの利用について考えること。

(ウ) データの収集、整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行すること。

ここでは、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて、インターネット接続サービス、サーバ、アプリケーション及びオペレーティングシステムなどの情報通信ネットワークや情報システムの基本的な仕組みを知るとともに、身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、データを収集、整理する方法、情報セキュリティを確保する方法を身に付けるようにし、目的に応じて情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを安全かつ効率的に利用する力やデータから問題を知り、データを問題の解決に利用する力を養うことをねらいとしている。

また、こうした活動を通して、情報技術を利用しようとする態度、データを精査しようとする態度、情報セキュリティなどに配慮して情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

ここで学ぶ情報通信ネットワークの仕組み、情報システムにおけるデータを通信する技術については、中学部職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」（中学校において技術・家庭科を履修した生徒については技術分野「D 情報の技術」）の内容を踏まえて扱う。

また、統計的な内容については、中学部数学科及び中学校数学科の領域である「D データの活用」や高等部数学科の「D データの活用」の内容を踏まえて扱うとともに、地域や学校の実態及び生徒の状況等に応じて教育課程を工夫するなど相互の内容の関連を図ることも大切である。

アの(ア)の「情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知る」とは、コンピュータ等を使ってデータをやり取りするためにコンピュータ同士を接続する仕組みや情報通信ネットワークを構成する機器の名称や役割を知るようにすることである。また、安全かつ効率的な通信を行うための個人認証や情報の暗号化、デジタル署名やデジタル証明書などの情報セキュリティを確保する仕組みと必要性などについて知るようにす

る。

アの(イ)の「身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について知る」とは、情報システムが提供するサービスを安全かつ効率的に利用するために、情報システムにおけるデータの位置付け、データを蓄積、管理、提供するデータベースについて知るようにすることである。

また、データベースとは、ある目的のために収集した情報を一定の規則に従ってコンピュータに蓄積し利用するための仕組みであることなどについて知るようにすることである。

アの(ウ)の「データを表現、蓄積するための基本的な表し方とデータを収集、整理するための基本的な方法について知り」とは、問題を知り、問題の解決に活用するために、データをファイルとして蓄積するためのデータの様々な形式、データを収集、整理する一連のデータ処理の流れ及びその評価について知るようにすることである。その際、データの形式としては、表計算ソフトウェア等で扱われる表形式で表現されるデータをはじめとして、様々な形式のデータを扱う。また、データの収集としては、データの内容や形式を踏まえて、その収集方法を知ることができるようにする。さらに、データの整理としては、データに含まれる欠損値や外れ値の扱いやデータを整理、変換する必要性を知るようにする

イの(ア)の「情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考える」とは、コンピュータ等を用いて安全かつ効率的な通信を行う力を養うことである。また、情報セキュリティを確保する基本的な方法について調べ、その意義を考えることにより、情報通信ネットワークを適切に利用しようとする態度を養うことが考えられる。

イの(イ)の「情報システムが提供するサービスの利用について考える」とは、目的に応じて適切なサービスを選択するために、様々なサービスが自らの生活にどのように役立っているのかを考え、よりよいサービスの使い方を模索する力を養うことである。また、情報システムが提供するサービスを活用する際に、提供する個人情報と受けるサービスとの関係に留意することが考えられる。

イの(ウ)の「データの収集、整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行する」とは、問題を知り、問題の解決にデータを利用するため、必要なデータの収集について、選択、判断する力、それに応じて適切なデータの整理や変換の方法を判断する力を養うことである。

アの(ア)、イの(ア)に係る学習活動については、例えば、校内LAN（Local Area Network）等の情報通信ネットワークの仕組みや、電子メールを送受信するときの情報の流れなどを取り上げ、安全で効率的な情報通信ネットワークに必

要なことを扱う。

アの(イ), イの(イ)に係る学習活動については、例えば、携帯電話のアドレス帳、学校における進路情報データベース、図書館の蔵書管理・検索システム、電車等の座席予約システム、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのPOSシステム（Point Of Sales system）及び銀行ATM（Automatic Teller Machine）などの情報システムの仕組みや利用例を取り上げ、情報システムにおけるデータの重要性、情報システムが提供するサービスを利用するための方法を扱う。その際、情報通信ネットワークを介して情報システムが提供するサービスを利用する際の留意点などについても触れる。

アの(ウ), イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、データの形式に関しては、作成した文書、表やグラフ、画像、住所録などのデータを扱うことが考えられる。その際には、必要に応じて、「A情報社会の問題解決」の内容と関連付け、個人情報の取り扱いなどに配慮する必要があることにも触れる。

また、それらのデータを様々なソフトウェアで扱うことができるよう整理、加工し、分かりやすい可視化の方法について話し合い、これらを選択して実施する学習活動などが考えられる。

Cの全体にわたる学習活動としては、情報通信ネットワークとデータの利用を取り上げ、情報通信ネットワークを用いて安全かつ効率的に多量のデータを集め、これを整理し、発信する学習活動が考えられる。

例えば、作業製品の販売活動における売上げなどのデータを整理する学習活動を行う場合、購入者のアンケート結果をグラフや表などを用いてデータを可視化して全体の傾向に気づいたり、問題を知ったりすることが考えられる。

その際、アンケートのデータを整理して分かりやすくまとめる学習活動を通して、データの形式に関する知識、整理した結果を可視化する技能を身に付け、適切なデータ形式を選択する力、データを基に考える力、整理した結果を分かりやすく伝える力を養うことが考えられる。

さらに、地域や学校及び生徒の実態に応じて、校内LANあるいはインターネットなどの情報通信ネットワークを選択するとともに、アンケートについては、サーバに生徒自身が作成するほか、アンケートの作成、収集などの機能を提供するインターネット上のサイトを使用できるようにすることが考えられる。

(2) 2段階の目標と内容

ア 目標

○ 2段階

(1) 目 標

ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解する。

イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。

ウ 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。

ここでは、1段階で育成した資質・能力を踏まえ、更に主体的に学び、問題の解決に向けて情報技術を適切に活用する力や情報社会に参画しようとする実践的な態度を育てることをねらいとしている。

アの「情報社会と人との関わりについて理解する」とは、情報社会においては、全ての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割をもつということを踏まえ、情報の送り手と受け手としてあらゆる場面において適切な行動ができるようになるために必要な情報に関する法規や制度、マナー及び情報を扱うときに生じる責任などについて、情報社会の問題を知り、問題を解決する活動を通じて理解することである。

イの「問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、様々な情報手段の中から、直面する課題や目的に応じて情報手段を選択し、問題の解決に向けて、問題を解決する活動とその振り返り及び見直しを行い、問題の解決に適切かつ効果的に活用する力を養うことである。

ウの「情報社会に参画しようとする態度を養う」とは、生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報などに対する責任などについて考えたり、情報と情報技術を適切に活用したりしながら情報社会に参画しようとする態度を養うことである。

イ 内容

A 情報社会の問題解決

(2) 内 容

A 情報社会の問題解決

身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。

(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

(ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。

(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を捉え、考えること。

(ウ) 身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考えること。

第4節 各学科に共通する各教科

ここでは、1段階で習得した身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を踏まえ、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、身近にある情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する学習活動を通して、問題を知り、問題を解決する方法を身に付けるとともに、情報技術が人や社会に果たす役割と影響、情報モラルなどについて理解するようにし、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り、問題を解決し、望ましい情報社会の在り方を考える力を養う。

こうした活動を通して、情報社会における問題を知ること及び問題の解決に情

報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度、情報モラルなどに配慮して情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

問題を知り、問題を解決する方法については、1段階の内容、中学部及び中学校までの段階で学習するものを踏まえて、情報と情報技術を活用した具体的な問題解決の過程の中で扱う。情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどの指導に当たっては、1段階の内容、中学部及び中学校までの学習、社会科及び職業科をはじめ他教科等の学習との関連を図ることが大切である。

アの(ア)の「情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付ける」とは、問題解決の一連の流れ及び各場面で必要な知識及び技能を身に付けることである。その際、得られた情報を文章や図にするなど可視化させることによって、比較したり、組み合わせたり、新たな情報を生み出したりすることができることを理解するようとする。さらに、選択した解決方法によって作業の効率や得られる効果が異なる場合があること、問題解決の各場面や解決後に自ら振り返ったり他者に評価してもらったりして改善することが大切なこと、成果を発信し、周りと共有することによって情報が蓄積され、情報と情報技術を活用した自らの問題解決が社会に役立つ可能性があることについて理解するようとする。

アの(イ)の「法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解する」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、法を遵守すること、情報モラルを養うこと、情報セキュリティを確保することの重要性、大量かつ多様な情報の発信・公開・利用に対応した法規や制度の必要性が増していることも理解するようすることである。ソーシャルエンジニアリングについては、例えば、なりすましの電話や電子メールで、IDやパスワードなどの情報を聞き出されたことにより不正なログインをされたり、電子メールに個人情報を添付して送信してしまったりすることで、個人情報が漏洩してしまい被害に遭うことなどを取り扱うことが考えられる。

なお、情報セキュリティの3要素である機密性・完全性・可用性などについては、「C情報通信ネットワークとデータの活用」との関連について配慮する。

アの(ウ)の「身边にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をする」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、人工知能などの発達により人に求められる仕事の内容が変化していくことや、情報化の「影」の影響を少なくし、「光」の恩恵をより多く享受するために問題解決の考え方が重要であることなども理解するようすることである。

イの(ア)の「目的や状況に応じて、身边にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り、問題を解決する方法について考える」とは、問題を知

り、問題を解決するための一連の流れの中で、身边にある情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、思考を広げ、整理し、深め、根拠をもって物事を判断する力を養うことである。その際、問題解決のゴールを想定する力、複数の解決策を作り根拠に基づき合理的に選択する力、問題がどの程度解決されたのかを判断する力、他の方法を選択していた場合の結果を予想する力、問題を知り、問題を解決する過程を振り返って見直す力を養う。

イの(イ)の「情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を捉え、考える」とは、情報社会で責任をもって生活していくために、情報に関する基本的な法規や制度に適切に対応する力、情報モラルに配慮して情報を発信する力、情報セキュリティを確保する力などを養うことである。その際、法規や制度が改正されたり、マナーが変わったりしても、根拠や、法規、制度及びマナーの意義に基づいて正しい対応ができるようにする。

イの(ウ)の「身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考える」とは、情報社会に参画するために、身近にある情報と情報技術を適切に活用できる力、望ましい情報社会の在り方について考える力、人工知能やロボットなどの情報技術の補助を受けたときに人に求められる仕事がどのように変わるかを考える力、情報社会をよりよくする方法について考える力を養うことである。

アの(ア)、イの(ア)に係る学習活動については、例えば、自分たちの携帯情報端末の利用方法などを、国や自治体等が公開しているデータと比較する活動を通して問題を知り、解決策を提案するとともに、その活動を自ら振り返ったり、互いに評価し合ったりすることで、より適切な利用方法を選択することが考えられる。

なお、数値の処理を行う際には、これまでの学習を基に、問題の解決方法と関連付けながら数値やグラフなどを選択させることの重要性を扱い、「C情報通信ネットワークとデータの活用」でのデータの収集や統計データの分析の内容の基礎となるよう配慮する。

アの(イ)、イの(イ)に係る学習活動については、例えば、サイバー犯罪などの原因を調べ、対策を考えることを通して、IDやパスワードの管理の必要性、推測されにくいパスワードや生体認証などの個人認証の必要性、ソフトウェアのセキュリティ更新プログラムを適用する必要性、その提供が終了したソフトウェアを使い続けることの危険性を扱うことが考えられる。また、個人情報の保護に関する法律における個人データの例外的な第三者提供について考えることによって、個人情報の保護と活用の在り方を扱うことが考えられる。

アの(ウ), イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、SNSなどの特性や利用状況を調べさせることによって、時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと、誹謗・中傷などの悪質な書き込みが問題になっていること、いわゆるネット依存やテクノストレスなどの健康面への影響が懸念されていることなどを扱うことが考えられる。また、電子マネーやICカード、ICチップなどの普及によって、自動改札やセルフレジなどが増加したことや、人工知能やロボットが発達したことなどで人の仕事内容が変化したことなどを扱うことが考えられる。

なお、必要に応じて、「Bコミュニケーションと情報デザイン」の内容と関連付け、全ての人間が情報と情報技術を快適に利用するためにはユニバーサルデザイン、ユーザビリティ、アクセシビリティなどに配慮する必要があることにも触れる。

Aの全体にわたる学習活動としては、よりよい情報技術の活用や情報社会の在り方について、問題を知り、解決方法の提案、振り返り、見直しなど、グループで一連の学習活動を行うことが考えられる。

例えば、校内で生徒が運営する喫茶コーナーを校外のイベント等で実施する活動が挙げられる。これまで行われてきたイベントへの参加状況や感想などをアンケートなどで調査し、問題を知るとともに、それをより良くするために、情報通信ネットワーク等を効果的に活用したり、また、情報技術を取り入れることにより、どのような効果が期待されるのかを検討して当事者の立場に立って提案したりすることが考えられる。

その際、外部人材の活用や生徒自身が進んで社会と関わるような活動について配慮し、学習したことと社会との結び付きを強めるようにする。

B コミュニケーションと情報デザイン

B コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて理解すること。
- (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。

- (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付けること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。
- (イ) コミュニケーションの目的に合わせて、適切かつ効果的な情報デザインを考えること。
- (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し、振り返り、表現を見直すこと。

ここでは、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通じて、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴について科学的に理解するようにし、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を身に付けるとともに、コンテンツを表現し、振り返り、表現を見直す力を養う。

こうした学習活動を通して、情報と情報技術を活用して効果的なコミュニケーションを行おうとする態度、情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴については、中学部職業・家庭科の職業分野「B情報機器の活用」（中学校技術・家庭科技術分野を履修した生徒については「D情報の技術」）、高等部情報科の「A情報社会の問題解決」と関連付けて扱う。また、情報デザインの基本的な考え方や方法については、同じく情報科の「C情報通信ネットワークとデータの活用」でも扱う。

アの(ア)の「メディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて理解する」とは、1段階で扱った内容を理解するようになるとともに、情報のデジタル化に関して標本化、量子化、符号化などを理解するようになることである。また、複数のメディアを組み合わせて統合したり、大量の情報を効率よく伝送したりできることなどについて扱うことなどが考えられる。

アの(イ)の「情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解する」とは、分かりやすく情報を表現するために、目的や受け手の状況に応じて伝達する情報を抽象化、可視化、構造化する方法、年齢、言語や文化及び障害の有無などに関わりなく情報を伝える方法を理解するようになることである。その際、これらの

知識や技能によって作成された情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解するようとする。

アの(ウ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付ける」とは、効果的なコミュニケーションを行うために、目的や受け手の状況に応じたコンテンツの設計、制作、実行、見直しなどの一連の過程、情報デザインの基本的な考え方や方法について理解し、技能を身に付けるようにすることである。その際、情報デザインの重要性、一連の過程を繰り返すことの重要性などについて理解するようとする。

イの(ア)の「メディアとコミュニケーション手段の関係を捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択する」とは、よりよくコミュニケーションを行うために、複数のメディアと複数のコミュニケーション手段の組合せについて考える力、コミュニケーションの目的や受け手の状況に応じて適切で効果的な組合せを選択する力、自らの取組を振り返り、表現を見直す力を養うことである。

イの(イ)の「コミュニケーションの目的に合わせて、適かつ効果的な情報デザインを考える」とは、全ての人に情報を伝えるために、コミュニケーションの目的に合わせて、伝える情報を明確にする力、目的や受け手の状況に応じて適かつ効果的な情報デザインを考える力を養うことである。その際、扱う情報やメディアの種類によって適切な表現方法を選択する力、年齢、言語や文化及び障害の有無などに関わりなく情報を伝える方法について考える力を養うことである。

イの(ウ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し、振り返り、表現を見直す」とは、効果的なコミュニケーションを行うために、情報デザインの基本的な考え方や方法を用いてコンテンツを設計する力、制作する力、実行する力、及び見直す力を養うことである。その際、必要なコンテンツを企画する力、情報デザインの考え方や方法を活用する力、見直す方法を考える力を養うことである。

アの(ア)、イの(ア)に係る学習活動については、例えば、情報の受け手が理解しやすいように複数のメディアを組み合わせて統合したり、その情報を実際に関係機関などに伝送したりする学習活動が考えられる。その際、文字・静止画・動画・音声・グラフィックスなどの複数のメディアをコミュニケーションの目的や受け手の状況に応じて組み合わせて統合し、受け手に直感的で分かりやすく効果的に情報を伝える学習活動が考えられる。さらに、選択したメディアやコミュニケーション手段の組合せを振り返り、表現を見直す学習活動などが考えられる。

アの(イ)、イの(イ)に係る学習活動については、例えば、全ての人に伝わり

やすい情報デザインの工夫を取り上げ、ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ、アクセシビリティや環境の様々な要素が人の動作などに働きかけるシグニファイアなどを扱うことが考えられる。

アの(ウ)、イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、情報デザインの基本的な考え方や方法を活用した作品制作を取り上げ、アプリケーションソフトウェアを活用した学校行事の案内、生徒会活動などで取り組まれる標語ポスター、学級新聞やWebページなどの作成などを扱う学習活動が考えられる。その際、作品に対して、自己の振り返りや他者の感想、意見などを基に表現を見直し、工夫をすることなどについて扱うことが考えられる。

Bの全体にわたる学習活動としては、情報と情報技術を活用して問題を知り、その問題の解決に向けて適切かつ効果的なメディアやコミュニケーション手段を選択し、情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいてコンテンツの設計、制作、実行、見直しなどの一連の過程に取り組むことが考えられる。

例えば、学校紹介や学校行事などの特別活動などと連携したWebページやポスターなどのコンテンツを制作する学習活動を行う場合、より多くの人に訪問してもらうために、グループで意見を出し合いながら、Webページやポスターなどを制作し、その訪問者の数の違いや訪問者の意見からWebページやポスターのデザインを振り返ったり、表現を見直したりすることが考えられる。

また、問題の解決策を検討するためにラフスケッチや絵コンテを作成したり、図、グラフによって情報を可視化したりすることなどが考えられる。それらを基に役割分担し、制作、振り返りとそれに基づく表現の見直しなどを扱うことが考えられる。

C 情報通信ネットワークとデータの活用

C 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解すること。
- (イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本

的な仕組みと特徴について理解すること。

(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理、分析する基本的な方法について理解し、基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(イ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。

(ウ) データの収集、整理、分析及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行し、振り返り、表現を見直すこと。

ここでは、1段階で習得した情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて、情報通信ネットワークや情報システムの基本的な仕組みを理解するとともに、身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、データを収集、整理、分析する方法、情報セキュリティを確保する方法を身に付けるようにし、目的に応じて情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを安全かつ効率的に活用する力やデータから問題を知り、データを問題の解決に活用する力を養うことをねらいとしている。

また、こうした学習活動を通して、情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度、データを多面的に精査しようとする態度、情報セキュリティなどに配慮して情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

ここで学ぶ情報通信ネットワークの仕組み、情報システムにおけるデータを通信する技術やデータを蓄積、管理、提供する方法については、中学部職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」（中学校において技術・家庭科を履修した生徒については技術分野「D 情報の技術」）の内容を踏まえて取り扱う。

また、統計的な内容については、中学部数学科及び中学校数学科の領域である「D データの活用」や高等部数学科の「D データの活用」の内容を踏まえて扱うとともに、地域や学校の実態及び生徒の状況等に応じて教育課程を工夫するなど相互の内容の関連を図ることも大切である。

アの(ア)の「情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解する」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、必要なときに正確かつ安全に保護された情報を扱うことができるようになるために、情報の信頼性、可用性、機密性を確保するための方法である個人認証や情報の暗号化、デジタル署名やデジタル証明書などの情報セキュリティを確保

するための基本的な方法と必要性などについて理解するようによることである。

アの(イ)の「身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解する」とは、情報システムが提供するサービスを安全かつ効率的に活用するために、情報システムにおけるデータの位置付け、身近にあるデータを蓄積、管理、提供するデータベースについて理解するようによることである。

データベースについては、1段階で習得したことに加え、情報通信技術の急速な発展により、情報システムが提供するサービスの多くが情報通信ネットワーク上のシステムで稼働していることなどについて理解するようによることとする。

アの(ウ)の「データを収集、整理、分析する基本的な方法について理解し、基礎的な技能を身に付ける」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、データを収集、整理、分析する一連のデータ処理の流れ及びその振り返りと見直しについて理解するようによることである。

データの分析としては、基礎的な分析及び可視化の方法を理解するようによること。

イの(ア)の「目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考える」とは、コンピュータ等を用いて安全かつ効率的な通信を行う力を養うことである。また、情報セキュリティを確保する方法について調べ、その意義を考えることにより、情報通信ネットワークを適切に活用しようとする態度を養うことが考えられる。

イの(イ)の「情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考える」とは、目的に応じて適切なサービスを選択するために、様々なサービスが自らの生活にどのように役立っているのかを考え、よりよいサービスの使い方を模索する力を養うことである。また、複数のサービスを比較検討し、目的に応じて最適なものを選択したり、組み合わせたりして活用する力を養うことである。さらに、情報システムが提供するサービスを活用する際に、提供する個人情報と受けるサービスとの関係に留意することが考えられる。

イの(ウ)の「データの収集、整理、分析及び結果の表現の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行し、振り返り、表現を見直す」とは、1段階で習得した内容を踏まえ、分析の目的に応じた方法を選択、処理する力、その結果について多面的な可視化を行うことにより、データに含まれる傾向を見いだす力を養うことである。

また、データの傾向に関して評価するために、客観的な指標を基に判断する力、生徒自身の考え方を基にした適正な解釈を行う力を養うことである。

アの(ア), イの(ア)に係る学習活動については、例えば、家庭内LAN等の小規模な情報通信ネットワークの仕組みを取り上げ、有線LANと無線LANの違い及び無線LANにおいて情報セキュリティを確保する方法を扱うことが考えられる。さらに、公衆無線LANを安全・安心に利用するための注意点についても触れる。

アの(イ), イの(イ)に係る学習活動については、例えば、コンサートチケットの予約サービス、インターネットを介した在宅学習、防災情報などの情報提供サービスの仕組みや活用例を取り上げ、情報システムにおいて取り扱われているデータの種類や内容とそのデータの重要性、情報システムが提供するサービスを利用するための方法を扱う。また、インターネットを介した売買サービスを取り上げ、その仕組みや特徴、取引データを守る工夫、利用する側と提供する側双方のメリットを扱う。その際、情報通信ネットワークを介して情報システムが提供するサービスを活用する際の留意点などについても触れる。

アの(ウ), イの(ウ)に係る学習活動については、例えば、データの形式に関しては、表形式以外の時系列データ、SNSなどにおいて個人と個人の繋がりを表現するためのデータ、項目(キー)と値(バリュー)をセットにして値を格納するキー・バリュー形式のデータを扱うことが考えられる。

また、気象データや就職率など、国や地方公共団体などが提供しているオープンデータなどについて扱い、それらのデータを整理、加工し、適切な分析や分かりやすい可視化の方法について、生徒個々人の考え方などをグループで話し合い、表現の方法を見直す学習活動などが考えられる。

Cの全体にわたる学習活動としては、情報通信ネットワークとデータの利用を取り上げ、情報通信ネットワークを用いて安全かつ効率的に多量のデータを集め、これを整理、分析し、発信する学習活動が考えられる。また、国や地方公共団体、民間企業等が提供するオープンデータを取り上げ、データの傾向を見いだす学習活動も考えられる。

例えば、作業製品の販売活動における売上げなどのデータを分析する学習活動を行う場合、グラフや表などを用いてデータを可視化して特徴を読み取ったり、公開されている気象データ等から今後の生産数や売上げの予測をしたりすることが考えられる。

その際、最適な判断ができるようにするための安全かつ効率的なデータの収集を行うために必要な情報システムについて考える学習活動を通して、情報通信ネットワークの仕組み、データを蓄積、管理、提供するデータベースの仕組み、情報セキュリティなどについて理解を深め、これらを効果的に活用する力を養うことが考えられる。

また、調査によって得られたデータを分析して分かりやすくまとめたり、報告したりする学習活動を通して、データの形式に関する知識、統計的に分析する技能や結果を可視化する技能を身に付け、適切なデータ形式を選択する力、データを基に多面的に考える力、分析結果を分かりやすく伝える力を養うことが考えられる。

さらに、地域や学校及び生徒の実態に応じて、校内LANあるいはインターネットなどの情報通信ネットワークを選択することが考えられる。

4 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を知り、主体的、協働的に制作や話し合いなどをを行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、情報科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、情報科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体

的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元のまとめを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

イ 学習の基盤となる情報活用能力が、中学部や中学校までの各教科等において、教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ、情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また、他の各教科等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科等との連携を図ること。

情報科は、小・中学部、小・中学校、高等部、高等学校の各教科等の指導を通じて行われる情報教育の中核として、小・中学部、小・中学校段階からの問題を知り、問題を解決し、情報活用した経験の上に、情報と情報技術の問題を知り、問題の解決に活用するための科学的な理解や思考力等を育み、情報活用能力を更に高める教科として位置付けることができる。また、生涯にわたって情報技術を活用し現実の問題を知り、問題を解決していくことができる力を育むことは、情報科の学習だけで達成されるのではなく、各教科等の全ての教育活動を通じて達成されるものである。各教科等においては、それぞれの見方・考え方やねらいに即して情報活用能力を育成する教育が行われる。情報科においては、情報教育の目標の観点に基づき、各教科等と密接な関連を図りながら、カリキュラム・マネジメントを含めた計画的な指導によって情報活用能力を生かし高めるよう指導計画の作成に当たって次のような工夫が必要である。

- ・指導内容の実施時期について、相互に関連付けながら決定する
- ・教材等を共有する

- ・学習課題と情報手段を活用した学習活動と実習の有機的な関連を図る

また、生徒が中学部や中学校で情報手段をどのように活用してきたかを的確に把握することは、情報科の指導計画を立てる際に重要なことである。中学部や中学校での活動内容や程度を踏まえて、適切な指導ができるよう留意する必要がある。

ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。

高等部で情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすることを示している。また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通して、様々な情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

エ 社会科、数学科及び職業科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるように留意すること。

情報科と社会科や数学科及び職業科との連携を図るとともに学習内容の系統性に留意することが大切である。

第4節 各学科に共通する各教科

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 情報の信頼性や信憑性^{ぴょう}を確認する基礎的な能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用など、情報モラルの育成を図ること。

各内容の指導に当たっては、情報の信頼性や信憑性^{ぴょう}を見極めたり確保したりする能力については、他の情報と組み合わせる、情報源を整理する、情報を比較するなどの具体的な方法を通して育成を図るようにする。知的財産や個人情報に

関する扱いについては、関係する法律や規則ができた経緯や目的の理解を図るようにして、保護と同時に活用にも配慮されていることを理解するようとする。

これらと併せて情報通信ネットワークやコンピュータの仕組みなどの科学的な理解を進めることで、よりよい情報社会の実現に向けて情報モラルの育成を適切に行うことができる。

イ 目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れ、身近にある情報機器の操作の習得を図ること。その際、必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、内容のまとめや学習活動、学校や生徒の実態に応じて、適切なソフトウェア、外部装置などを選択すること。

各内容の指導に当たっては、実習などの実践的・体験的な学習活動を通して、教科や各段階の目標を達成し、その内容を実現することができるよう配慮し、指導の効果を高めることが必要である。

なお、総授業時数に占める実習に配当する授業時数の割合を明示していない。この割合については各学校の実情に応じて弾力的に設定できるようにしたものである。しかし、ここで特に留意すべきことは、情報活用能力を確実に身に付けるためには、問題解決の過程で情報手段を活用することが不可欠であり、実習は重要である、ということである。

また、実習の内容に応じた機能や性能を持つコンピュータなどの情報機器、インターネット接続を含めた情報通信ネットワーク環境を整えることが必要である。さらに、情報デザインの学習であれば、それに応じた画像や動画を加工するためのソフトウェアなど、内容のまとめや学習活動、学校や生徒の実態に応じたものを準備することによって、実習の効果を高めることができる。

ウ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する過程において、考えたり、調べたりしたことなどを説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。

言葉は、情報を理解したり自分の考えをまとめたり発表したりするなどの知的活動の基盤であり、コミュニケーション能力、さらには、感性・情緒の基盤としての役割を持つ。

各内容の指導に当たっては、情報と情報技術を活用した問題を知り、問題を解

決する過程で、認識した情報を基に思考する場面として考察や解釈、概念の形成などの言語活動を行う。その際、情報科の特質を生かして、情報通信ネットワークを活用した情報の収集と共有化などを用いることが考えられる。同様に思考したものと言語により表現する場面として論理的な説明や記述などの言語活動を行う。その際、情報科の特質を生かして、図、グラフ、アニメーションや動画などのメディアを用いた表現、情報通信ネットワークの特性を生かして考え方を伝え合う活動の充実などが考えられる。

エ 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに、生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。

学習環境としては、適切な採光と照明、周囲の光が画面に反射しない工夫、机や椅子の高さの調整など、また、望ましい習慣としては、正しい姿勢や適度な休憩などがある。

これらを踏まえ、生徒が主体的に自宅や学校で必要な学習環境を整え、望ましい習慣で情報機器を活用するようにするには、生徒自らが健康に留意した学習環境や望ましい習慣について考え、その意義を理解することが大切である。

オ 授業で扱う具体例、教材・教具などについては、生活に関連の深いものを取り上げるとともに、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

生徒が見通しをもって意欲的に学習活動に取り組むことができるよう、生活に関連した題材を扱うことが重要である。その際、その題材のもつ情報技術が実際の生活とどのように関連しているかについて指導することが大切である。

情報技術の進展により、情報と情報技術に関する用語、学習内容における具体例、実習の課題、情報モラルの内容、現在の標準的な情報機器や情報技術などが数年先には標準でなくなる可能性もあるので、授業で扱う具体例、教材・教具などは適宜見直す必要がある。

また、これに伴いコンピュータや情報通信ネットワークなどの学習環境についても見直しや更新が必要になる場合がある。情報科では、個々の機器の操作方法や技術の習得で終わるのではなく、それらの基礎になる原理を理解することが大切である。授業で具体例を選ぶ基準としては、情報機器や情報技術の原理などが

生徒にとって分かりやすいものであることを優先させるべきである。

カ 「A情報社会の問題解決」については、この教科の導入として位置付け、「Bコミュニケーションと情報デザイン」や「C情報通信ネットワークとデータの活用」との関連性に配慮すること。

内容のAを情報科の導入として位置付けるとともに、BやCの内容の指導に当たっては、内容のAと関連付けて扱うことで、各内容に関する興味・関心を高め、生徒が主体的に学習に取り組み、「情報に関する科学的な見方・考え方」を働かせることができるようにすることが大切である。

キ 「C情報通信ネットワークとデータの活用」のアの(ア)及びイの(ア)については、身边にある情報機器を操作し、情報セキュリティを確保する活動を取り入れること。

Cの情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法に関する指導を行う際には、生徒の身边にある、もしくは日常的に使用している情報機器等を扱い、その情報機器等に潜む情報セキュリティに関する危険性に気付かせるとともに、その仕組みを知ったり、情報セキュリティを確保したりする活動に取組むことが大切である。

第5節 主として専門学科において開設される各教科

● 第1 家政

1 改訂の要点

目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また、少子高齢化、食育の推進、価値観やライフスタイルの多様化等への対応などを踏まえ、生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人を育成する視点から、〔指導項目〕として「生活産業の概要」を設けるなど、学習内容等の改善・充実を図った。

2 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第4節
各学科に共通
する各教科

第5節
主として専門学
科において開設
される各教科

この教科においては、生活産業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち、商品・サービスを提供する一連の生産活動に関わることなどを通じて、生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育

成を目指すことを示した。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方とは、「生活産業に関する事象を協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること」を意味している。

目標の(1)については、人間の生活を豊かにする生活産業の意義と役割を理解し、職業人に求められる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については、衣食住、保育、家庭看護などの指導項目で、生活に関する諸課題を発見し、生活産業に従事する者として求められる、職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、生活産業を通して、社会に貢献する意識などを育み、卒業後企業等に就労し、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

3 内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)生活産業の概要、(2)被服、(3)クリーニング、(4)手芸、(5)調理、(6)住居、(7)保育、(8)家庭看護の八つの指導項目で内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)から(8)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる

こと。

〔指導項目〕の(2)から(8)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて指導項目を選択し、生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また、学習指導要領第1章第2節第2款の3の(4)のアの規定に基づき、〔指導項目〕で示していない事項についても、家政に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては、次の点が挙げられる。

(ア) 生徒の生活の状況や進路などを十分考慮したものであること。

(イ) 学校の実態や立地条件及び環境条件、地域性に即したものであること。

- (ウ) 学校の施設・備品などを考慮したものであること。
- (エ) 生活産業において必要な基礎的な知識と技術の要素を多く含むものであること。

イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸に係る製作の中から選択して、基礎的な技法を扱うこと。

〔指導項目〕の(4)のイについて内容を取り扱う際には、生徒の実態等に応じて、刺しゅう、編物、染色、織物の中から選択し、生徒が適切に履修できるようにする必要がある。なお、刺しゅう、編物、染色、織物以外でも、その他の手芸に係る製作で適当なものがあれば取り上げて指導することができる。

ウ 〔指導項目〕の(5)については、家政科の特質に応じて、食育の充実を図ること。また、実習に用いる食品については、安全・衛生に留意し、食物アレルギーについても配慮すること。

食に関する内容を取り扱う際には、生涯を見通した食生活を営む力を育むために、食生活の文化に関心をもてるようにするとともに、必要な知識と技術を習得し、安全と環境に配慮し主体的に食生活を営む力を身に付けられるようにする。その際、生徒の日常生活との関連を図り、より実践的に指導することが重要である。

また、食中毒を防止するための食材の保管と取扱い、調理器具の衛生的な管理について指導を徹底し、食中毒の防止を図り、安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようにする。加えて、食物アレルギーについては、生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実に行い、事故の防止に努めるようとする。具体的には、調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても、手に触れたり、調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

エ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に、実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。特に、調理実習における電気、ガスなどの火気の扱い、実習室の換気、包丁などの刃物の安全な取扱いと管理、被服製作や服飾手芸における針、縫製機器、薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し、事故の防止を図り、安全に十分留意して実験・実習ができるようとする。

また、校外で調査・研究・実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

(1) 生活産業の概要

- ア 生活産業の意義と役割
- イ 生活産業の基礎
- ウ 使用する器具や機械、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、教科の目標を踏まえ、生活産業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、生活産業の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として商品やサービスの生産や販売、提供などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活産業が社会で果たしている意義と役割などについて理解するととも

に、職業生活に必要となる技術を身に付けること。

- ② 生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人となる視点から、よりよい商品・サービスの生産や提供をするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 生活産業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア 生活産業の意義と役割

ここでは、人間のニーズに応えて生活産業が発展してきたことについて取り上げ、人間の生活を支え、心の豊かさをもたらしている生活産業の意義や役割について扱うこと。また、作業態度や意欲、職業生活に必要な基本的な生活能力を高めることについても扱うこと。

イ 生活産業の基礎

ここでは、生活産業の被服、クリーニング、手芸、調理、住居、保育などの分野を取り上げ、それぞれの分野が販売、提供している多様な商品・サービスの内容や生産から消費者に販売、提供されるまでの工程について扱うこと。

ウ 使用する器具や機械、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、生活産業で用いられる主な器具や機械、コンピュータ等の情報機器を取り上げ、名称、用途、操作手順、保管・管理等について扱うこと。

(指導項目)

(2) 被服

- ア 被服の機能と基本的な構成
- イ 被服製作の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、被服の機能と基本的な構成の理解に基づき、被服の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 被服の機能と基本的な構成について理解するとともに、被服の製作に係る技術を身に付けること。
- ② 被服製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 被服の機能と基本的な構成について自ら学び、被服製作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 被服の機能と基本的な構成

ここでは、被服が社会生活で果たす機能や和服と洋服の構成を取り上げ、被服

第5節
主として専門学科において開設される各教科

の機能が、被服材料の性能や被服の構成との関わりが深いことを扱うこと。また、構成上の特徴については、平面構成である和服と立体構成である洋服の違いについてなどを扱うこと。

イ 被服製作の工程

ここでは、日常着、外出着などの製作を取り上げ、採寸、型紙の活用、裁断、仮縫い、ミシンなどによる本縫い、アイロンなどによる仕上げなどを扱うこと。

(指導項目)

(3) クリーニング

ア クリーニングの種類と特徴

イ クリーニングの工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、クリーニングの種類と特徴の理解に基づき、クリーニングの各工程を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① クリーニングの種類と特徴について理解するとともに、クリーニングの各工程に係る技術を身に付けること。
- ② クリーニングにおいて、よりよいサービスを提供するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ クリーニングの種類と特徴について自ら学び、クリーニングの各工程に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア クリーニングの種類と特徴

ここでは、ランドリー、ウェットクリーニング、ドライクリーニングなどを取り上げ、その内容や方法、適した被洗物などの特徴を扱うこと。

イ クリーニングの工程

ここでは、ランドリー、ウェットクリーニング、ドライクリーニングなどを取り上げ、受注、被洗物の分類、洗い、乾燥、仕上げ、たたみ込み、仕分け、包装、納品などを扱うこと。

(指導項目)

(4) 手芸

ア 手芸の種類と特徴

イ 刺しゅう, 編物, 染色, 織物及びその他の手芸に係る製作

ここでは、教科の目標を踏まえ、手芸の種類と特徴の理解に基づき、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸から選択して、その基礎的な技法を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 手芸の種類と特徴について理解するとともに、手芸の基礎的な技法を身に付けること。
- ② 手芸に係る製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 手芸の種類と特徴について自ら学び、手芸に係る製作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 手芸の種類と特徴

ここでは、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中から選択して取り上げ、それぞれの技法や特徴、手芸用品の種類を扱うこと。

イ 刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸に係る製作

ここでは、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸による小物などの製作の中から選択して取り上げ、編む、染める、洗う、干す、織るなどの基礎的な技法を扱うこと。

(指導項目)

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(5) 調理

ア 食品の種類とその特徴

イ 栄養と栄養素

ウ 調理における衛生管理

エ 調理の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、食品の種類とその特徴、栄養と栄養素、調理における衛生管理の理解に基づき、調理の基本操作ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の種類とその特徴、栄養と栄養素、調理における衛生管理について理解するとともに、調理の基本操作を身に付けること。
- ② 調理の工程において、よりよい調理のために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 食品の種類とその特徴、栄養と栄養素、調理における衛生管理について自ら学び、調理の基本操作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の種類とその特徴

ここでは、植物性食品とその加工品、動物性食品とその加工品、成分抽出素材を取り上げ、その栄養的特徴、調理上の性質、利用法などの基礎を扱うこと。また、調味料、甘味料、香辛料及び嗜好品を取り上げ、使用目的とその役割、利用法などを扱うこと。

イ 栄養と栄養素

ここでは、炭水化物、脂質、たんぱく質、無機質、ビタミン、その他の成分を取り上げ、人体と栄養との関わりなど栄養の概念と、各栄養素の機能などの基礎を扱うこと。

ウ 調理における衛生管理

ここでは、食中毒とその予防、食品の変質とその防止、食品衛生対策などを取り上げ、生鮮食品や加工食品の品質や適切な管理を扱うこと。

エ 調理の工程

ここでは、弁当などの調理、製パン、クッキー、ケーキなどの製菓、加工食品の製造、大量の調理などを取り上げ、洗う、切る、むく、煮る、焼く、いためる、調味する、材料を量る、混ぜる、ねかす、焼く、揚げるなどの調理の基本操作を扱うこと。

(指導項目)

(6) 住居

- ア 住居の機能や室内環境
- イ 住居の管理
- ウ インテリア

ここでは、教科の目標を踏まえ、住居の機能や室内環境の理解に基づき、必要な住居の管理、適切な室内の装飾ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができ

るよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 住居の機能や室内環境について理解するとともに、住居の管理、室内の装飾に係る技術を身に付けること。
- ② 住居の管理、室内の装飾において、より安全で快適な住生活を営むために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 住居の機能や室内環境について自ら学び、住居の管理、室内の装飾に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 住居の機能や室内環境

ここでは、住居の機能や室内環境を取り上げ、室内の空気や照度、室温、清潔など安全で快適な住生活を営むために必要な室内環境の在り方を扱うこと。

イ 住居の管理

ここでは、室内空気、室内照度、住居の保温性、安全性、快適性などを取り上げ、照明器具の点検及び取替え、空調設備の点検及び修理、通風、換気、室内や台所、トイレ、風呂などの清掃、敷地内の住居周りの外部空間の整備などを扱うこと。

ウ インテリア

ここでは、適切な室内の装飾を取り上げ、小物や家具の配置、カーテン、壁の装飾などを扱うこと。

(指導項目)

(7) 保育

- ア 子供の発達と生活
- イ 子供との関わり

ここでは、教科の目標を踏まえ、子供の発達過程や子供の生活の特徴の理解に基づき、子供との適切な関わりができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 子供の発達過程や子供の生活の特徴について理解するとともに、子供との適切な関わり方に関連する技術の基礎を身に付けること。
- ② 子供とより適切に関わるために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 子供の発達過程や子供の生活の特徴について自ら学び、子供との関わりに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供の発達と生活

ここでは、誕生以後の子供の身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などを取り上げ、その発達過程を扱うこと。また、誕生以後の子供の睡眠、食事、遊びなどを取り上げ、その特徴を扱うこと。

イ 子供との関わり

ここでは、睡眠、食事、遊びなど子供の一日の生活を取り上げ、睡眠、栄養と食事、被服、^{せつ}排泄や造形表現活動、言語表現活動、音楽・身体表現活動などの遊び・運動などについての適切な関わりの基礎を扱うこと。

(指導項目)

(8) 家庭看護

ア 病気の予防や疾病の状態

イ 食事や排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助

ここでは、教科の目標を踏まえ、病気の予防や疾病の状態の理解に基づき、健康観察などができるようにすること、^{せつ}食事や排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助などができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 病気の予防や疾病の状態について理解するとともに、健康観察、食事、^{せつ}排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助などの方法に関連する技術の基礎を身に付けること。

② 健康観察、食事、^{せつ}排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助などをより適切に行うために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。

③ 病気の予防や疾病の状態について自ら学び、健康観察、食事、^{せつ}排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 病気の予防や疾病の状態

ここでは、病気の予防や疾病の状態の基礎、体温や脈、血圧の測定などによる健康観察の基礎などを扱うこと。

イ 食事や排泄、衣生活、^{せつ}移動の援助

ここでは、家庭生活での援助を取り上げ、食事や排泄の援助、寝間着・シーツの交換、体位変換、ベッドメーキング、^{せつ}移動の援助などの基礎を扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・

能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、生活に関連する産業の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、家政科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、家政科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」を習得すること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとめを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとめの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとめを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見

方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「主体的な学び」について、例えば、就業体験活動を通して、生活産業に関する仕事に直接関わることで、学習内容により興味・関心をもったり、自分が社会の発展に寄与できる存在であることを認識したりするなどして、学習意欲を喚起することなどが考えられる。

「対話的な学び」については、産業界の関係者や他の生徒と対話したり、協働したりする中で、課題解決に向けて、自らの考えを明確にしたり、他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については、生徒が、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせながら、課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

このように、家政科においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせて学ぶことにより、事実等に関する知識を相互に関連付けて概念に関する知識を獲得したり、技術の深化を図ったりすることができると考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、家政科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り、受注・納品等を通して社会との接点をもった活動を開拓するよう配慮し、製品やサービスが社会生活で有効に活用されるよう十分考慮されることが重要である。その際、専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫も必要である。

また、被服やクリーニング、手芸、調理、住居のインテリア、保育、家庭看護についての見学やそれらに関連する各種資格などについての調査等を行うことにより、興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。

ウ [指導項目] の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては、これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお、実験・実習の指導においては、生徒一人一人の障害の状態等や学習上の特性等を十分考慮して進めることが重要である。また、具体的な指導に当たっては、生産工程表などによる工程全般の理解、製品やサービスの生産、製品等の出来高計算、伝票の記載、製品の梱包、運搬など作業活動に必要な知識と技術のほか、集団での作業への適応や他の生徒と協力する態度、自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

● 第2 農業

1 改訂の要点

目標については、農業に関する職業で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また、農業に関する内容が、学校の実態や立地条件及び地域性と深く関連していることを踏まえ、農業全般をとおして、地域社会への関心を高め、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から、〔指導項目〕として「農業の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

2 目標

1 目 標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては、農業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち、農作物などの生産物の生産から販売までに関わることなどを通じて、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

農業の見方・考え方とは、「農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食

料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能な農業や地域振興と関連付けること」を意味している。

目標の(1)については、農作物の栽培や家畜の飼育等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、農業や農業関連産業で一般的に必要とされる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については、農業生物の栽培と管理、食品加工と管理、地域資源を生かした農業などの指導項目で、農業に関わる諸課題を発見し、農業及び農業関連産業に従事する者として求められる、職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、農業を通して、社会に貢献する意識などを育み、卒業後企業等に就労し、地域や社会の健全で持続的な発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

3 内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)農業の概要、(2)農業生物の栽培と管理、(3)農業生物の飼育と管理、(4)食品の加工と管理、(5)地域資源を生かした農業の五つの指導項目で内容を構成している。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる

第5節
主として専門学科において開設
される各教科

〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて指導項目を選択し、生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また、学習指導要領第1章第2節第2款の3の(4)のアの規定に基づき、〔指導項目〕で示していない事項についても、農業に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては、次の点が挙げられる。

- (ア) 地域の環境条件に合った生産物で、学校の実態に沿うこと。
- (イ) 技術的に平易で生産と管理が容易であること。
- (ウ) 農業生産の基礎的な知識と技術の要素を多く含むこと。

(イ) 発育の成長過程が変化に富み、製品を食べたり、鑑賞したりして楽しむことができるのこと。

(オ) 育成や収穫の時期及び単年度あるいは複数の年度にわたって生産できるものなど、それぞれの特徴を考慮し、適切に選ぶことができること。

イ 〔指導項目〕の(2)については、アからオまでのなかから選択して、基礎的な栽培管理を扱うこと。

〔指導項目〕の(2)について内容を取り扱う際には、各学校においては、生徒の実態等に応じて、作物、野菜、果樹、草花、樹木の中から選択し、生徒が適切に履修できるようにする必要がある。なお、作物、野菜、果樹、草花、樹木以外でも、その他の農作物に係る栽培と管理で適当なものがあれば取り上げて指導することができる。その際でも、身に付けた技術が社会生活で有効に活用されるよう計画することが大切である。

ウ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に、実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。

特に、安全面での配慮については、農機具等の使用方法について十分理解を図り、安全かつ効率的に作業ができるよう配慮し、危険防止の指導を徹底することが必要である。加えて、農薬や肥料等については、その使用、保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお、農産物の取扱いや食品加工の際の衛生面への配慮についても十分理解を図り、適切な管理ができるよう指導を行うことが大切である。

また、校外で調査・研究・実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

(1) 農業の概要

- ア 農業の意義と役割
- イ 農業の基礎
- ウ 農器具や農業機械、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、教科の目標を踏まえ、農業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、農業の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として農作物の栽培や家畜の飼育、生産品の販売などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 農業が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに、職業生活に必要となる技術を身に付けること。
- ② 農業を通して地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人となる視点から、よりよい作物等の栽培などをするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 農業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア 農業の意義と役割

ここでは、農作物の栽培や家畜の飼育、多様な農業生産品などが日常生活に深く関わっていることについて取り上げ、農業が社会において果たしている役割や重要性などについて扱うこと。

イ 農業の基礎

ここでは、農作物の栽培や家畜の飼育、食品加工等に関する初歩的な事項について取り上げ、農業で一般的に必要とされる技術や態度について扱うこと。

ウ 農機具や農業機械、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、農業で用いられるクワやスコップなどの農機具、耕耘機や脱穀機などの機械、温度管理や生産物管理等のコンピュータ及びその周辺機器、複写機、食品加工に関する機械、計量器、通信機器などについて取り上げ、農機具や簡単

第5節
主として専門学科において開設される各教科

な機械、コンピュータ等の名称、用途、操作手順、保管・管理等の理解について扱うこと。

(指導項目)

- (2) 農業生物の栽培と管理
 - ア 作物の種類と特徴
 - イ 野菜の種類と特徴
 - ウ 果樹の種類と特徴
 - エ 草花の種類と特徴
 - オ 樹木の種類と特徴
 - カ 栽培と管理の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、多様な農作物に関する種類と特徴についての理解に基づき、農業生物の栽培と管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 農業生物の種類と基本的な特徴について理解するとともに、農作物を生産する上での栽培と管理に係る技術を身に付けること。
- ② 農業生物の生産において、よりよい生産物を栽培するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 農業生物の栽培と管理について自ら学び、生産物の栽培と管理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 作物の種類と特徴

ここでは、イネとトウモロコシ等の作物を取り上げ、その特徴を扱うこと。

イ 野菜の種類と特徴

ここでは、トマト、キュウリ、ホウレンソウ、キャベツ、ダイコン、ニンジン、カボチャ等の野菜を取り上げ、その特徴を扱うこと。

ウ 果樹の種類と特徴

ここでは、ミカン、リンゴ、ナシ、ウメ、キウイ等の果樹を取り上げ、その特徴を扱うこと。

エ 草花の種類と特徴

ここでは、シクラメン、ラン類、チューリップ、グラジオラス、サルビア、パンジー、ハボタン、ハーブ類等の草花を取り上げ、その特徴を扱うこと。

オ 樹木の種類と特徴

ここでは、マツ、スギ、ヒノキ、モミジ、ヒバ、イチョウ等の身近な樹木を取り上げ、その特徴を扱うこと。

カ 栽培と管理の工程

ここでは、作物、野菜及び果樹の栽培計画、水耕栽培など栽培に関する知識及び農地の管理、種まき、育苗、苗木の養成、除草追肥などの栽培と管理、収穫、生産品の加工、販売などを取り上げ、農作物を生産するまでの栽培と管理の工程について扱うこと。

また、ここでは、草花の温室の管理、種まき、育苗、移植などの栽培と管理、造園、収穫、販売、花壇整備などを取り上げ、農作物を生産するまでの栽培と管理の工程について扱うこと。

さらに、ここでは、樹木のせん定、整姿、保護、施肥や病害虫防除などを取り上げ、農作物を生産するまでの栽培と管理の工程について扱うこと。

(指導項目)

(3) 農業生物の飼育と管理

- ア 家畜の種類と特徴
- イ 飼育と管理の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、多様な農業生物に関わる種類と特徴についての理解に基づき、農業生物の飼育と管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 農業生物の種類と基本的な特徴について理解するとともに、家畜を飼育するまでの管理に係る技術を身に付けること。
- ② 農業生物の生産において、家畜をよりよく飼育するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 農業生物の管理について自ら学び、家畜の飼育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 家畜の種類と特徴

ここでは、ウシ、ブタ、ニワトリ、ウズラ、シチメンチョウなどの家畜を取り上げ、その特徴を扱うこと。

イ 飼育と管理の工程

ここでは、飼育計画に関する知識及び飼料作物の栽培、草地の管理、飼料の給

与や飼育管理などを取り上げ、家畜を飼育するまでの管理の工程について扱うこと。

(指導項目)

- (4) 食品の加工と管理
 - ア 食品加工の種類と特徴
 - イ 食品の加工と管理の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、農業に関連する多様な食品加工の種類があることについての理解に基づき、加工に伴う管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品加工の種類と基本的な特徴について理解するとともに、加工を行うまでの食品の管理に係る技術を身に付けること。
- ② 食品加工品の生産において、よりよい製品を作るために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 食品の管理について自ら学び、食品加工に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品加工の種類と特徴

ここでは、パン類、菓子類、そば、うどん等の麺類、豆腐、味噌等の大豆製品、漬物類、切り干し大根、梅干し、乾燥椎茸、こんにゃく、ジャム、干し柿、チーズ、ヨーグルト等の乳製品、ハムなどを取り上げ、その特徴について扱うこと。

イ 食品の加工と管理の工程

ここでは、食品製造における衛生に関する知識、穀類、大豆、イモ類、野菜、果実及び畜産物などの加工、発酵食品の製造、食品の包装、販売などに関する知識と技術、身支度や実習の準備、後片付けなどを取り上げ、食品の加工を行うまでの管理の工程について扱うこと。

(指導項目)

- (5) 地域資源を生かした農業
 - ア 地域資源の特色
 - イ 地域資源の活用

ここでは、教科の目標を踏まえ、各学校の身近にある農業に関わる地域資源の特色についての理解に基づき、地域資源を有効活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 身近な地域について理解するとともに、地域資源に関心がもてるようになるための調査等に係る技術を身に付けること。
- ② 地域資源の有効活用について、具体的に実践をする際に必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 地域資源を発見したり、活用したりするための活動に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域資源の特色

ここでは、各学校の近隣にある農業に関わる地域資源を理解するため、農作物や地域特有の農業生物の栽培や飼育、気候的要素や土壤的要素など、農業に関わる資源や育成環境についての調査等を取り上げ、身近にある農業に関わる地域資源の特色について扱うこと。また、地域振興や文化の伝承など、農業のもつ多面的な特質についても扱うこと。

イ 地域資源の活用

ここでは、地域資源の特色を生かした、例えば、林産加工（シイタケ栽培等）、造園、養蜂、昆虫や社会動物等の飼育など農業生物の栽培・飼育や農産物の加工や商品開発、宣伝、販売等を取り上げ、地域資源の有効な活用について扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、農業の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、農業科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、農業科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」を習得すること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「^{かん}学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

農業科においては、「農業が人間の生活を支える産業の一つである」という視点で捉えており、農業における知識や技術を身に付けるための、科学的な根拠を踏まえた実践的な農業学習を地域農業界などと連携して行うことの大切である。

「主体的な学び」について、例えば、就業体験活動を通して、農業に関する仕事に直接関わることで、学習内容により興味・関心をもったり、自分が社会の発展に寄与できる存在であることを認識したりするなどして、学習意欲を喚起することなどが考えられる。

「対話的な学び」については、農業関係者や他の生徒と対話したり、協働した

りする中で、課題解決に向けて、自らの考えを明確にしたり、他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については、生徒が、地域や社会の生活の中から農業に関する問題を見出して解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で、農業の見方・考え方を働かせながら、課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、農業科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り、作物、野菜及び果樹の栽培、草花の栽培や花壇の管理、家畜の飼育、農産物の加工についての見学やそれらに関連する各種資格などについての調査等を行うことにより、興味・関心を一層深められるようになることが大切である。また、専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ 〔指導項目〕の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては、生徒一人一人の障害の状態等を十分考慮し、実験・実習による体験的な学習を通して、農業の各分野への興味・関心を一層高めるとともに、これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。

1 改訂の要点

目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また、産業構造の変化や多様化等への対応や、工業が日常生活に深く関連していることなどを踏まえ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から、〔指導項目〕として「工業の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

2 目標

1 目 標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては、工業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち、製品などの生産に関わることなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

工業の見方・考え方とは、「ものづくりを、工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな次代を切り拓く安全で安心な付

加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けること」を意味している。

目標の(1)については、人間の生活を豊かにする製造業など産業の意義と役割を理解し、職業人に求められる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については、木材、金属、セラミックス、紙、布、皮革による製品作りや印刷などの指導項目で、工業に関わる諸課題を発見し、製造業などの産業に従事する者として求められる、職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、工業を通して、社会に貢献する意識などを育み、卒業後企業等に就労し、地域や社会の健全で持続的な発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

3 内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)工業の概要、(2)木材加工による製品、(3)金属加工による製品、(4)セラミック加工による製品、(5)紙加工による製品、(6)布の加工による製品、(7)皮革の加工による製品、(8)印刷の八つの指導項目で内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)から(8)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる

〔指導項目〕の(2)から(8)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて指導項目を選択し、生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また、学習指導要領第1章第2節第2款の3の(4)のアの規定に基づき、〔指導項目〕で示していない事項でも、工業に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては、次の点が挙げられる。

- (ア) 立地条件及び地域性に即したものであること。
- (イ) 生徒の興味・関心、進路などを考慮したものであること。
- (ウ) 原材料の購入などが長期に見通しをもてるものであること。
- (エ) 製品が実用性をもつものであること。

(オ) 作業の工程が生徒に即したものであること。

イ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分配慮すること。また、排気、廃棄物や廃液などの処理についても、十分留意すること。

内容を取り扱う際に、実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。

特に、安全への配慮については、工具、機械、機器などの取扱い方法について十分理解を図り、安全かつ能率的に作業ができるようになるとともに、例えば、作業手順表の作成、危険な部分のカラー表示、危険区域の表示など危険防止のための対策を徹底することが必要である。また、薬品や機械油等については、その使用、保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが必要である。

なお、より一層の衛生管理が求められていることから、例えば、粉塵除去のための換気装置の設置やマスクの着用、異物混入を防ぐための作業服の着用など、衛生面に配慮した実習環境を整備することが必要である。

また、校外で調査・研究・実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意することが必要である。

第5章 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(2) 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 工業の概要

ア 工業の意義と役割

イ 工業の基礎

ウ 各種の工具や機械及び機器類、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、教科の目標を踏まえ、工業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、工業の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として製品の製作などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 工業の概要について理解するとともに、職業生活に必要となる技術を身に付けること。
- ② 工業の概要において、よりよい製品の製作をするために必要な課題を発見し、よりよい製品の製作に向けた工夫について考え、表現すること。
- ③ 工業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア 工業の意義と役割

ここでは、製造業などの産業が人間の生活と深く関わっており、工業が産業社会の中で果たす役割や重要性があること、多様な工業製品が生産され、また、顧客のニーズを踏まえて生産された製品が生活する上で必要不可欠であることなどを取り上げ、工業の意義と役割について扱うこと。

イ 工業の基礎

ここでは、工業製品の生産に関わる原材料の仕入れ、加工、組立て、製品の運搬・保管、納品などの工業生産の基本的な流れに関するを取り上げ、各工程の役割について扱うこと。

ウ 各種の工具や機械及び機器類、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、工業で用いられる主な工具や機械、コンピュータ等の情報機器を取り上げ、名称、用途、操作手順、保管・管理などについて扱うこと。

(指導項目)

(2) 木材加工による製品

ア 木材の種類と特徴

イ 各種の工具や機械などの操作

ウ 木材製品を製造する工程

第5節
主として専門学科において開設される各教科

ここでは、教科の目標を踏まえ、木材の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、木材加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 木材加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 木材加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ 木材加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 木材の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている木材製品などを取り上げ、使用されている木材の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、のこぎり、かんな、金づち、ドライバー、レンチ、のこぎり盤、自動かんな盤などを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 木材製品を製造する工程

ここでは、木取り、電動のこぎり等による切断、かんながけ、旋盤等による木材加工、製品の組立て、塗装などを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

(指導項目)

- (3) 金属加工による製品

ア 金属の種類と特徴

イ 各種の工具や機械などの操作

ウ 金属製品を製造する工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、金属の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、金属加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 金属加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 金属加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。

- ③ 金属加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 金属の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている金属製品などを取り上げ、使用されている金属の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、ドライバー、レンチ、プレス機、旋盤、溶接機器などを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 金属製品を製造する工程

ここでは、材料の切断、旋盤等による加工、製品の組立て、電気器具の取付けなどを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

(指導項目)

- (4) セラミック加工による製品
 - ア セラミックスの種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ セラミック製品を製造する工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、セラミックスの種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、セラミックスによる製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① セラミック加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② セラミック加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するため必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ セラミック加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア セラミックスの種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されているセラミック製品などを取り上げ、使用されている粘土、陶土及び釉薬の種類、特徴並びに保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、窯、攪拌機などを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

ウ セラミック製品を製造する工程

ここでは、粘土の練り込み、ろくろや型枠等を使った成形、素焼き、絵付け、釉薬がけ、窯詰め、本焼き、窯出しなどを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

(指導項目)

(5) 紙加工による製品

- ア 紙の種類と特徴
- イ 各種の工具や機械などの操作
- ウ 紙製品を製造する工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、紙の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、紙製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 紙加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 紙加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ 紙加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 紙の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている紙製品などを取り上げ、使用されている紙の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、裁断機などを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 紙製品を製造する工程

ここでは、漉き、圧搾、乾燥、裁断等の和紙製作、成型などを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

(指導項目)

- (6) 布の加工による製品
 - ア 布の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 布製品を製造する工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、布の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、布による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 布の加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 布の加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ 布の加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 布の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている布製品などを取り上げ、使用されている布の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、裁断機、ミシンなどを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 布製品を製造する工程

ここでは、布の裁断、縫製、仕上げなどを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(指導項目)

- (7) 皮革の加工による製品
 - ア 皮革の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 皮革製品を製造する工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、皮革の種類と特徴及び各種の工具や機械など

の操作の理解に基づき、皮革の加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 皮革の加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 皮革の加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ 皮革の加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 皮革の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている皮革製品などを取り上げ、使用されている皮革の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、裁断機などを取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 皮革製品を製造する工程

ここでは、皮革の裁断、縫製、仕上げなどを取り上げ、製造する工程について扱うこと。

(指導項目)

- (8) 印刷

 - ア 印刷材料や印刷方法の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 印刷の工程

ここでは、教科の目標を踏まえ、印刷材料や印刷方法の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作の理解に基づき、印刷による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 印刷による製品について材料や方法、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 印刷による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、情報を適切に伝えることができる工夫について考え、表現する

こと。

- (3) 印刷について自ら学び、社会に役立つ印刷物の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 印刷材料や印刷方法の種類と特徴

ここでは、日常生活で使用されている印刷物などを取り上げ、印刷材料の種類、活版印刷、シルクスクリーン印刷、コンピュータ入力によるオフセット印刷などの特徴及び印刷方法について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは、印刷機、製本機、複写機その他関連する工具など取り上げ、点検や操作について扱うこと。

ウ 印刷の工程

ここでは、印刷の準備、試し刷り、修正、印刷、製本、納品などを取り上げ、印刷の工程について扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、工業の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、工業科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、工業科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」を習得すること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとめを見通しなが

第5節
主として専門学科において開設される各教科

ら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

工業科においては、「工業の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき探究するなどの実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」については、例えば、工業の事象などから課題を発見し、見通しをもって課題の設定をしたり、実験・実習の計画を立案したりする学習となっているか、実験・実習の結果を分析して、全体振り返って改善策を考えることをしているか、得られた知識及び技術を基に、次の課題を発見しているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、課題の設定や実験・実習の結果の検証、考察する場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換をするなどして、自分の考えをより妥当なものにする学習活動となっているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「工業の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、工業科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているか、さらに、新たに獲得した資質・能力に基づいた「工業の見方・考え方」を、次の学習や日常生活などにおける課題の発見や解決の機会に働く

かせているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、工業科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り、原材料の仕入れから、加工、組立て、製品の梱包、運搬、納品に至る工業に関する就業体験活動等を行うことにより、興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。また、専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ 〔指導項目〕の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては、これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお、実験・実習の指導においては、生徒一人一人の障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して、進めることが重要である。

また、具体的な指導に当たっては、生産工程表などによる工程全般の理解、製品の生産、製品の出来高計算、伝票の記載、製品の梱包、運搬など作業活動に必要な知識と技術のほか、集団での作業への適応や自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

● 第4 流通・サービス

1 改訂の要点

目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また、顧客のニーズに応じて商品の流通やサービスの質の向上を図ることを通して、人間の生活を豊かにする流通業やサービス業の意義を踏まえ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から、〔指導項目〕として「流通・サービスの概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

2 目標

1 目 標

流通・サービスの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、流通業やサービス業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 流通やサービスに関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようとする。
- (2) 流通業やサービス業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては、流通業やサービス業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち、商品の流通やサービスの提供などに関わることを通して、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

流通・サービスの見方・考え方とは、「流通業やサービス業に関する事象を、

企業の社会的責任に着目して捉え、適切な商品の流通やサービスの提供などと関連付けること」を意味している。

目標の(1)については、人間の生活を豊かにする流通業やサービス業の意義と役割などを理解するとともに、流通業やサービス業に関連する基本的な技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については、流通業における商品管理、販売及び事務並びにサービス業としての清掃に関わる諸課題を発見し、流通業やサービス業に従事する者として求められる、職業人としての倫理観を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、流通業やサービス業を通して、社会に貢献する意識などを育み、卒業後企業等で就労し、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与するよう社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

3 内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)流通業やサービス業の概要、(2)商品管理、(3)販売、(4)清掃、(5)事務の五つの指導項目で内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる

第5節
主として専門学科において開設される各教科

〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて指導項目を選択し、生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また、学習指導要領第1章第2節第2款の3の(4)のアの規定に基づき、〔指導項目〕で示していない事項についても、流通・サービスに関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては、次の点が挙げられる。

(ア) 地域社会の環境条件や立地条件に即した流通業やサービス業で学校の実態

(施設・設備、備品など)に沿うものであること。

(イ) 生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること。

- (ウ) 実習場所に関して長期的な見通しがもてるものであること。
- (エ) 一般社会で通用する商品の取扱いやサービス業務が行えるものであること。
- (オ) 生徒に合わせて作業工程の工夫がしやすいものであること。

イ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、排気、廃棄物や廃液などの処理についても、十分留意すること。

内容を取り扱う際に、実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。特に、安全への配慮については、運搬機械や道具等の操作や保管・管理などの取扱い方法について十分理解を図り、安全に作業ができるようにし、危険防止の指導を徹底することが必要である。また、清掃に使用する薬品等については、使用、保管及び廃棄並びに排気及び廃液の取扱いについて常に適切な指導を行うことが大切である。

なお、より一層の衛生管理や品質管理が求められていることから、例えば、換気やマスクの着用、異物混入を防ぐための作業服の着用、衛生的な手洗いなど、衛生面に配慮した実習環境を整備することが必要である。

また、校外で調査・研究・実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

〔指導項目〕

(1) 流通業やサービス業の概要

- ア 流通業やサービス業の意義と役割
- イ 流通業やサービス業の基礎
- ウ 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、教科の目標を踏まえ、流通業やサービス業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、流通業やサービス業の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として商品の流通やサービスの提供などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 流通業やサービス業が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに、事務機器の取扱いなどに関する技術を身に付けること。
- ② 商品の流通やサービスの提供などを通して地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する視点から、顧客のニーズに応じた商品の流通やサービスの提供などのために必要な課題を発見し、よりよい商品の流通やサービスの提供などのための工夫について考え、表現すること。
- ③ 流通業やサービス業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア 流通業やサービス業の意義と役割

ここでは、流通業やサービス業が人間の生活と深く関わっていることや、産業社会の中で流通業やサービス業が重要な役割を果たしていること、多様な商品が流通し、多様な商品やサービスが販売、提供されていること、販売、提供される商品やサービスが人間の生活にとって必要不可欠なものであることなどについて扱うこと。

イ 流通業やサービス業の基礎

ここでは、流通やサービスに係る職業に関することや、身近にある地域の流通業やサービス業の動向などについて扱うこと。その際、商品の生産から商品が顧客に渡るまでの流れ、顧客のニーズに応じた商品の流通やサービスの質の向上を図ることの重要性を踏まえ、マーケティングに関する基礎的・基本的な手順と方法に関することなどについても扱うこと。

ウ 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、流通業やサービス業で用いられる各種の事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器の名称、用途、操作手順、保管・管理等について扱うこと。また、流通業やサービス業における情報通信ネットワークの活用についても扱うこと。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(指導項目)

(2) 商品管理

ア 商品管理業務の内容と特徴

イ 商品管理の方法

ここでは、教科の目標を踏まえ、流通業における商品管理の内容と特徴の理解に基づき、商品管理を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 流通業における商品管理業務の内容と特徴などについて理解するとともに、商品の包装・箱詰め、運搬・保管・管理の手順や方法など商品管理業務に関する技術を身に付けること。
- ② 商品管理業務において、顧客のニーズに応じた商品の流通のために必要な課題を発見し、よりよい商品の流通のための工夫について考え、表現すること。
- ③ 商品管理業務の内容と特徴などについて自ら学び、商品管理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 商品管理業務の内容と特徴

ここでは、食料品や衣料品など身近な例を挙げ、商品管理業務に関して、必要となる内容の概要と特徴について扱うこと。その際、商品管理業務の意義や役割、商品の特徴に即して取り扱うことの重要性などについても扱うこと。

イ 商品管理の方法

ここでは、箱詰めやパレット詰みなどの品物の収納に関すること、倉庫における保管に関すること、台車、コンベア、フォークリフト等を使った運搬に関すること、運送に関すること、商品管理に必要な伝票の記入と取扱いに関することなどについて扱うこと。

また、例えばフォークリフトなどの各種免許等の取得と活用について興味・関心を一層高めること。

(指導項目)

(3) 販売

ア 販売業務の内容と特徴

イ 販売の方法

ここでは、教科の目標を踏まえ、販売業務の内容と特徴の理解に基づき、販売業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 販売業務の内容と特徴について理解するとともに、販売の手順や方法など販売業務に関する技術を身に付けること。
- ② 販売業務において、顧客のニーズに応じた商品の販売やサービスの提供のために必要な課題を発見し、よりよい商品の販売やサービスの提供のための工夫について考え、表現すること。
- ③ 販売業務の内容と特徴などについて自ら学び、販売業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 販売業務の種類と特徴

ここでは、スーパーマーケットなど身近な例を挙げ、販売業務に関して、必要となる内容の概要と特徴について扱うこと。その際、情報通信ネットワークを活用した販売形態及び商品の特徴に即して取り扱ったり、販売したりすることの重要性についても扱うこと。

イ 販売の方法

ここでは、商品の仕入れ、包装、陳列に関するここと、挨拶、案内、礼、説明などの接遇に関するここと、身だしなみ、言葉遣い、姿勢など接客に関するここと、金銭の受取やカード類の処理に関するここと、伝票類の記入や取扱いに関するこことについて扱うこと。その際、例えば、顧客の好みやニーズに関する調査、提供了したサービスに関する調査、販売データ等、収集した情報の分析結果に基づく、よりよい商品の販売やサービスの提供など、マーケティングに関する基礎的・基本的な実務についても扱うこと。

また、関連する技能検定等の受検と活用について興味・関心を一層高めること。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(指導項目)

(4) 清掃

- ア 清掃業務の内容と特徴
- イ 清掃の方法

ここでは、教科の目標を踏まえ、清掃業務の内容と特徴の理解に基づき、清掃業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができる

るよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 清掃業務の内容と特徴について理解するとともに、清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を身に付けること。
- ② 清掃業務において、顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を発見し、よりよい清掃サービスの提供のための工夫について考え、表現すること。
- ③ 清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び、清掃業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 清掃業務の内容と特徴

ここでは、公共施設や宿泊施設など身近な例を挙げ、清掃業務に関して、必要となる内容の概要と特徴を扱うこと。その際、建物等の様々な場所で行われている清掃業務により、美観が向上するだけでなく、環境衛生が向上したり、建物等を傷みから守ることができたりすることなど、清掃業務の重要性についても扱うこと。

イ 清掃の方法

ここでは、清掃用具や道具の使用・保管に関する事、洗剤や薬剤の取扱いや保管に関する事、清掃手順の理解や清掃技術の習得に関する事、清掃場所の床材等に応じた清掃方法の選択に関する事、廃棄物の処理と再利用に関する事などについて扱うこと。その際、例えば、依頼された清掃場所に適した清掃方法を顧客に提案したり、清掃時間内に作業を終えられるよう効率的な手順や役割分担を選択したりするなど、サービス業として顧客のニーズに応えながら、協働的に業務を遂行する必要があること及びサービス業として、周囲に常に気を配りながら作業を行うことが求められることについても扱うこと。なお、清掃で使用する機械、機器、道具などの使用と保管、使用前に安全点検を行うことや異常時の解決方法など、安全点検や異常時の対応に関する事などについても扱うこと。

また、ビルクリーニングなどの各種資格等の取得と活用について興味・関心を一層高めること。

(指導項目)

- (5) 事務
 - ア 事務業務の内容と特徴
 - イ 事務処理の方法

ここでは、教科の目標を踏まえ、事務業務の内容と特徴の理解に基づき、事務

業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 事務業務の内容と特徴について理解するとともに、事務処理の手順や方法など事務業務に関する技術を身に付けること。
- ② 事務業務において、企業でのニーズに応じた事務処理のために必要な課題を発見し、よりよい事務処理のための工夫について考え、表現すること。
- ③ 事務業務の内容と特徴などについて自ら学び、事務業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 事務業務の内容と特徴

ここでは、文書等の作成や郵便物の集配など事業所で必要となる事務業務に関して、その内容の概要と特徴について扱うこと。その際、企業における事務業務及び事務業務における情報通信ネットワークの活用の重要性についても扱うこと。

イ 事務処理の方法

ここでは、企業内の書類の複写等の事務補助に関する事、事務機器やコンピュータ等の情報機器などの操作に関する事、書類等の分類や収納、保管などの取扱いに関する事などについて扱うこと。その際、例えば、受付案内などの応対時の挨拶、言葉遣い、表情、電話応対などの応対に関する基礎的・基本的なビジネスマナー及び情報通信ネットワークの活用についても実務に即して扱うこと。なお、メールの送受信などの情報通信ネットワークの活用や個人情報の取扱いを含む情報セキュリティ管理に関する事についても扱うこと。

また、例えばコンピュータを活用した文書作成などの各種検定等の受検と活用について興味・関心を一層高めること。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、流通・サービスの見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

この事項は、流通・サービス科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対

話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、流通・サービス科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

流通・サービス科においては、「知識及び技術」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成及び「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんを目指す授業改善を行うことはこれまで多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

「主体的な学び」については、例えば、流通やサービスに関する課題を設定し、身に付けた知識、技術などを生徒自らが活用し、解決策を考案する学習となっているか、身に付けた知識、技術などを基に新たな視点で流通やサービスを捉えているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、流通やサービスにおける具体的な事例を取り上げ、専門的な知識、技術などを活用し、妥当性と課題などについて、科学的な根拠に基づいて考察や討論を行い、実際の流通やサービスについて客観的に理解するようになっているか、知識と技術、実際の流通やサービスに対する理解などを基盤として流通・サービスの振興策などを考案して地域や産業界等に提案し、提案に対する意見や助言を踏まえてよりよいものとなるようにしているなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「流通・サービスの見方・考え方」を働きながら探究の過程を通して学ぶことにより、流通・サービス科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、知識と技術、実際の流通やサービスに対する理解、企画力などを基盤として、地域を学びのフィールドとして模擬的な流通やサービスなどに取り組み、その結果を基に改善を図っているか、新たに獲得した資質・能力に基づいた「流通・サービスの見方・考え方」を、次の学習や流通・サービスにおける課題の発見や解決の場面で働きかけているなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、流通・サービス科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り、流通業やサービス業に関連する企業等の見学、地域での販売や清掃に関する実習等を行うことにより、興味・関心を一層深められるようになることが大切である。また、就業体験活動を振り返ることで自らの課題を発見し、実験・実習において課題解決を行い、次の就業体験活動に生かそうとする態度を育成することが重要である。あわせて、専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては、これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお、実験・実習の指導においては、生徒一人一人の障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して、進めることが重要である。

また、具体的な指導に当たっては、販売実習など作業活動に必要な知識と技術のほか、集団での作業への適応や自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

● 第5 福祉

1 改訂の要点

目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また、急速に進展する高齢化に対応した介護人材の育成や介護員養成研修の改正などについて考慮し、福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を修得させるため、〔指導項目〕として「社会福祉の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

2 目標

1 目 標

福祉の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、福祉を通じ、地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

この教科においては、福祉が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

福祉の見方・考え方とは、生活に関する事象を、当事者の考え方や状況、環境の

継続性に着目して捉え、人間としての尊厳の保持と自立を目指して、適切かつ効果的な社会福祉と関連付けることを意味している。

目標の(1)については、福祉に関する学習活動を通して、福祉の各事象に関する知識や関係する技術を身に付けるようにすることを意味している。なお、福祉の各事象に関する知識や関係する個別の技術には、社会福祉の理念と意義の理解や、介護・福祉サービスを必要とする人の理解、生活支援に関する技術などを含んでいる。

目標の(2)については、福祉を担う当事者としての意識を高めるとともに、福祉に携わる者として課題に向き合い、科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決し、福祉を通じて未来を切り拓いていくといった、福祉に関する確かな知識、技術、態度などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

目標の(3)については、社会の信頼を得て、福祉を展開する上で必要な職業人に求められる倫理観、福祉を通して社会に貢献する意識、職業人としての優しさや思いやりなどを育むこと、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を目指して福祉の各分野について主体的に学ぶことにより、他者と積極的に関わり、社会貢献に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

3 内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)社会福祉の概要、(2)介護・福祉サービス、(3)介護を必要とする人、(4)生活支援の技術の四つの指導項目で内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(2)から(4)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる

こと。

[指導項目] の(2)から(4)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて指導項目を選択し、生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また、第1章第2節第2款の3の(4)のアの規定に基づき、[指導項目] で示

していない事項についても、福祉に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては、次の点が挙げられる。

- (ア) 地域の福祉サービスに関する様々な機関との連携の下、見学や調査、実習などの協力が得られるものであること。
- (イ) 抽象的な内容にとどまらず、実習を多く取り入れ体験的な活動ができるものであること。
- (ウ) 生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること。
- (エ) 実習場所に関して長期的に見通しがもてるものであること。

イ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に、実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。

特に、福祉機器や用具などの取扱いについては、安全点検、標準的な動作を遵守した福祉機器の取扱い、衛生管理などに配慮することが大切である。

また、校外で調査・研究・実習などを行う際ににおいても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(指導項目)

(1) 社会福祉の概要

- ア 社会福祉の意義と役割
- イ 社会福祉サービスの基礎
- ウ 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、教科の目標を踏まえ、社会福祉サービスが日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、社会福祉の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として社会福祉サービスに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会福祉が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに、職業生活に必要となる技術を身に付けること。
- ② 社会福祉に関する実習を通して地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人となる視点から、よりよい社会福祉サービスの提供をするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 社会福祉に係る事項について自ら学び、社会福祉に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 社会福祉の意義と役割

ここでは、社会福祉が果たしている役割や意義、様々な制度やサービス、社会福祉サービスを必要とする高齢者や障害者などを取り上げ、社会福祉の職業に携わっている人々が社会において重要な役割を果たし、社会福祉サービスが人間の生活と深く関わっていることなどについて扱うこと。

イ 社会福祉サービスの基礎

ここでは、社会福祉の制度や社会福祉サービスに関する様々な職業、社会福祉サービスを必要とする人々、家事援助や介護などの業務を行うに当たっての心構えや知識、その職業で必要とされる技術及びサービス利用者に関する個人情報の収集、整理、管理の方法について扱うこと。

ウ 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは、社会福祉サービスで用いられる福祉機器や用具について、名称、目的、用途、操作手順、保管・管理等を取り上げ、福祉機器や用具を適切に使用するための知識と技術について扱うこと。

また、コンピュータ等の情報機器の名称、用途、操作手順、保管・管理等を取り上げ、社会福祉サービス利用者のプライバシー保護及びコンピュータ等の情報機器を適切に使用するための知識と技術について扱うこと。

(指導項目)

(2) 介護・福祉サービス

ア 介護の職務

イ 介護の基礎

ここでは、教科の目標を踏まえ、介護が福祉サービスを必要とする人の日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、介護の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として生活の支援に取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 介護の職務について理解するとともに、介護に係る基本的な技術を身に付けること。
- ② 介護・福祉サービスにおいて、よりよい介護サービスを提供するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 介護・福祉サービスについて自ら学び、介護に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 介護の職務

ここでは、居宅や施設などにおける介護の多様なサービス、介護職の仕事内容や働く現場などを取り上げ、福祉サービスを必要とする人々が生活を営む上で、重要な役割を果たしている介護の職務について扱うこと。

また、人権と尊厳の保持、ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health)、QOL (Quality Of Life)、ノーマライゼーション、虐待防止・身体拘束禁止、個人の権利を守る制度の概要などの人権と尊厳を支える介護及び自立支援や介護予防などの自立に向けた介護を取り上げ、介護における尊厳の保持・自立支援について扱うこと。

イ 介護の基礎

ここでは、介護職の役割や専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全などを取り上げ、介護の基本について扱うこと。

また、介護保険制度、医療との連携とリハビリテーション、障害福祉制度及びその他の制度などを取り上げ、介護・福祉サービスの理解と医療との連携について扱うこと。

さらに、介護におけるコミュニケーションの意義やコミュニケーションの技法、チームでのコミュニケーションなどを取り上げ、介護におけるコミュニケーション技術について扱うこと。

第5節
主として専門学科において開設される各教科

(指導項目)

(3) 介護を必要とする人

ア こころとからだの理解

イ 介護を必要とする人の理解

ここでは、教科の目標を踏まえ、人間の心理、人体の構造と機能の基本的な知識、老化や認知症、障害が生活に及ぼす影響などについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 人間の欲求や発達課題、人体の構造や機能、生命維持の仕組みや人体各部の名称、老化や認知症、障害が生活に及ぼす影響について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② こころとからだや介護を必要とする人の基礎的理解を通じて、福祉サービス利用者のニーズに応じた介護サービスを提供するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ こころとからだや介護を必要とする人について自ら学び、家事援助、介護にかかる実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア こころとからだの理解

ここでは、学習と記憶、感情と意欲、自己概念と生きがい、適応行動とその阻害要因などを取り上げ、介護に関するこころのしくみの理解について扱うこと。

また、人体の構造とボディメカニクス、中枢神経系と体性神経、自律神経と内部器官などを取り上げ、介護に関するからだのしくみの理解について扱うこと。

イ 介護を必要とする人の理解

ここでは、老化に伴うこころとからだの変化と日常、高齢者と健康、認知症を取り巻く状況、医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、家族への支援などを取り上げ、老化と認知症の理解について扱うこと。

また、障害の概念とICF、障害福祉の基本理念、障害の医学的側面、家族の心理、かかわり支援の理解などを取り上げ、障害の理解について扱うこと。

(指導項目)

(4) 生活支援の技術

ア 生活支援の内容

イ 生活支援の実践

ここでは、教科の目標を踏まえ、生活の支援が福祉サービスを必要とする人の日常生活に深く関わっていることについて理解して、生活の支援の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として生活の支援に取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができ るよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 自立に向けた生活支援や安全で安楽な支援などについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 生活支援において、福祉サービス利用者のニーズに応じ生活支援をするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 生活支援について自ら学び、家事援助や介護に係る実習等に主体的かつ協 働的に取り組むこと。

ア 生活支援の内容

ここでは、生活支援が介護を必要とする人々と深く関わっており、生活を営む上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、生活と家事、居住環境整備、整容、移動・移乗、食事、入浴・清潔、^{せつ}排泄、睡眠、終末期に関連したこころとか らだのしくみと自立に向けた介護などを取り上げ、生活支援の内容について扱うこと。

イ 生活支援の実践

ここでは、福祉サービス利用者のこころとからだの状況に合わせ、安全に生活 支援を提供する方法などの理解に基づき、以下の内容から適切に選択するなどして、生活支援の実践について扱うこと。

生活と家事においては、家事に関する用具の活用方法、主体性・能動性を引き 出すための支援方法について扱うこと。

居住環境整備においては、快適で安全・安心な居住環境整備や高齢者・障害者 特有の住環境整備と福祉用具の活用方法について扱うこと。

整容においては、整容に関する用具の活用方法及び支援方法について扱うこと。

移動・移乗においては、移動・移乗に関する用具の活用方法、負担の少ない支 援方法について扱うこと。

食事においては、食事環境の整備や福祉用具の活用方法、楽しい食事の支援方 法について扱うこと。

入浴・清潔保持においては、入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴の支 援方法について扱うこと。

第5節
主として専門学
科において開設
される各教科

排泄においては、^{せつ}排泄環境の整備と^{せつ}排泄用具の活用方法、爽快な^{せつ}排泄の支援方法について扱うこと。

睡眠においては、睡眠環境の整備と用具の活用方法、快い睡眠の支援方法について扱うこと。

終末期においては、終末期の過程における苦痛の少ない死への支援方法について扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、福祉の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、福祉科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、福祉科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだ

すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとめを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

福祉科においては、「福祉の見方・考え方」を働かせ、基礎的な内容からより専門的な内容へと理解を深められるよう系統的・体系的に理解するとともに、科学的な根拠に基づき探究するなどの実践的・体験的な学習活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」については、例えば、現代社会における福祉課題を発見し、その課題の背景や原因を整理して仮説を立て、仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技術を基に、次の課題を発見したり、新たな視点で福祉サービスを把握したりしているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、福祉課題について調査・検証するときに、福祉に関する他の〔指導項目〕で学んだ知識と技術を活用して考察した考え方を、生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して、自分の考え方の質をより高めるなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「福祉の見方・考え方」を働かせて課題解決を図る過程を通し、福祉科で育成を目指す資質・能力を身に付けているか、関係する知識と技術の統合がなされているか、科学的な概念を形成しているか、そして新たな福祉サービスの発展に向けて活用されているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、福祉科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなど

の工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り、福祉サービスに関する企業等の見学、地域での生活支援に関する実習、関連する各種資格や検定などについての調査等を行うことにより、興味・関心を一層深められるようになることが大切である。また、就業体験活動を振り返ることで自らの課題を発見し、実験・実習において課題解決を行い、次の就業体験活動に生かそうとする態度を育成することが重要である。

あわせて、地域の関係機関や専門家の協力を得ながら実習の機会の確保に努めることも大切である。さらに、専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては、これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお、実験・実習の指導においては、生徒一人一人の障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して、進めることが重要である。

また、具体的な指導に当たっては、実験・実習による体験的な学習を通して、福祉サービスへの興味・関心を高めるとともに、組織の生活支援への適応や、福祉サービスに関する役割を担う意義と役割について生徒が実感できるよう十分考慮することが重要である。

第6節 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、従前、各教科全体にわたって共通する指導計画の作成と内容の取扱いを示してきた。今回の改訂では、各教科の特質に応じた、指導計画の作成や内容の取扱いに配慮することができるよう各教科のそれぞれにも新設した。

これを踏まえ、次に示す全体に共通する各教科の指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いに留意していかなければならない。

第6節
指導計画の作成
と各教科全体に
わたる内容の取
扱い

(第2章第2節第3款の1)

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等を考慮しながら、第1款及び第2款の各教科の目標及び内容を基に、3年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、個に応じた指導をより一層充実するため、知的障害の状態や経験に加え、生徒の生活年齢を踏まえたり、学習状況を的確に把握したりすることなど知的障害の状態をより一層明確にする観点から、「個々の生徒の知的障害の状態や経験等」を「個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等」と改めた。

高等部段階の生徒は、高等部入学前の学習の場や学習状況、知的障害の状態、経験の程度、興味や関心、対人関係の広がりや適応の状態等が一人一人異なっている。また、身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚をもち、その上、それらに加えて、将来の生活を視野に入れると、例えば、交際の範囲や交通機関を利用して外出するなど行動の範囲が大きく広がってくることが考えられる。そこで、指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の生徒の知的障害の状態や生活年齢、学習状況、経験等に応じて、将来の生活を見据えるとともに、3年間を見通した全体的な指導計画に基づき、各教科に示された指導目標や指導内容を設定することが重要である。全体的な指導計画とは、各教科の内容に示されている項目について、3年間を見通しながら、指導内容を配列したものである。

全体的な指導計画に基づき、生徒の興味や関心、学習活動の必要性なども考慮

第5節
主として専門学
科において開設
される各教科

し、それぞれの生徒の状態に応じて、例えば、1段階の一部と2段階の一部の内容を選定し、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、選定された指導内容を適切に組み合わせて、生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際には、生徒の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くよう具体的な指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

(第2章第2節第3款の2)

2 個々の生徒の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の指導内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

今回の改訂では、各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にしたとともに、各教科等の指導内容の関連等に十分に配慮していくことが重要であることからこの項を新設した。

「個々の生徒の実態に即して……効果的な指導方法を工夫」とは、個々の生徒の知的障害の状態や生活年齢に加え、興味や関心、これまでの学習や経験してきた内容などを全体的に把握した上で、効果的な指導の形態を選択していくことである。指導の形態には、教科ごとの時間を設けて指導する「教科別の指導」や各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」がある。(本解説第2編第2部第5章第2節の3の(3)参考) 単元などの学習のまとめをとおして、生徒の学習成果が最大限に期待できる指導の形態を柔軟に考えられるようにすることが大切である。

例えば、数学や職業の時間に金銭やコンピュータ等の情報機器の扱いについて学習した時期と同じくして、これらの知識を生かして、将来の生活を見据えて学習することのできる単元について、作業学習として位置付けることなどが考えられる。

生徒の実態とともに、学習集団の構成などを踏まえ、適切な指導の形態を選択し、カリキュラム・マネジメントを行っていくことが必要である。

(第2章第2節第3款の3)

3 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。

今回の改訂では、個々の生徒が、意欲をもち、主体的に学習活動に取り組むことがより一層重要であることから「主体的」を加えて示した。また、教育活動全体にわたって日々の生活及び将来の生活に結び付いた効果的な指導を行っていくことも重要である。

このような将来の生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の生徒の興味や関心、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や生活経験等などに応じて設定した指導内容が、日々の生活及び将来の生活に結び付いた学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。その際に、生徒の興味や関心を考慮しつつ、家庭生活、社会生活に即した活動を取り入れたり、卒業後の生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を個々の生徒に合わせて工夫することが大切である。

また、生徒が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、生徒に分かりやすいように学習活動の予定を示したり、学習活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、充実感や達成感を味わうことで、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。

さらに、生徒の様子を逐次把握したり、適切に示範できるように、教師と生徒が共に活動するとともに、指導の過程において、事前の指導計画に沿わない場合も想定し、生徒の学習状況に応じて柔軟に学習活動を修正したり、発展させたりする指導計画の工夫も大切である。

(第2章第2節第3款の4)

4 第1章第2節第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。

この項は、各教科の特質に応じて、道徳科に示す内容と関連付けて適切に指導する必要があることから新設した。

第1章第2節第1款の2の(2)においては、「知的障害者である生徒に対する

教育を行う特別支援学校においては、第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと」と規定されている。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科でどのように道徳教育を行うかについては、第1章第2節第7款に示すとおりであるが、内容の指導に当たっては、第3章第2款の3に留意し適切な指導を行う必要がある。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、各教科の特質に係る見方・考え方を働かせて、資質・能力を育成することを示している。

例えば、職業科では、「職業に係る見方・考え方を働かせ、職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」と示している。よりよい生活の実現に向けて工夫するための資質・能力を育むためには、他者との協働を通して、自らの役割を果たすなど、卒業後の社会生活を見据え、実践的・体験的な学習活動を積み重ねていくことが重要である。このことは、道徳科〔節度、節制〕で示されている「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること。」や「自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をすること。」と関連させて指導していくことが効果的である。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、道徳科に示されている目標及び内容との関連を十分に考慮し、年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導する内容及び時期等に配慮し、各教科と道徳科で示す目標及び内容と相互に関連させて指導の効果を高め合うようにすることが大切である。

(第2章第2節第3款の5)

5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全と衛生に留意するものとする。

生徒の学校生活が充実するようにするためには、生活の基盤となるホームルームの教室や体験的な学習などを行う際の特別教室などの学習環境を整備していくことが重要である。学習環境とは、教室内の掲示物、活動場所の設定、自然の流れに沿った活動を組織すること、一日の日課や教材・教具なども含まれることに留意する必要がある。

高等部においても、将来の生活を見据え、一連の活動に見通しをもって意欲的に取り組むことができるような活動を組織することが大切であり、そのための環境設定を工夫する必要がある。

特に、心身の調和的な発達を促し、生徒が安心して学習に取り組めるようにするためには安全で衛生的な環境を整えることが重要である。その際、生徒の障害の状態等を考慮し、生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるよう安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室や作業の場の機械や器具、道具、物品、校地内の設備、通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。加えて、生徒が衛生に留意し、自ら衛生的な環境を保てるようにする必要がある。また、学習活動においても、安全や衛生に配慮して物品を取扱えるようにすることも大切である。

併せて、生徒によっては、安全や衛生に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにすることや異物を飲み込むことがないようにするなど、安全や衛生にも配慮した指導が大切である。

(第2章第2節第3款の6)

6 生徒の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するように配慮するものとする。

この項は、将来の自立と社会参加を見通した計画的な指導を高等部段階においてより一層充実させていくことが重要であることから、新たに示した。

生徒の自立と社会参加に向けて、高等部3年間を見通しながら、将来の生活をも見据え、高等部段階での学習を通して育成を目指す資質・能力を整理し、適宜、学習状況の評価を行いながら、繰り返し経験することで学習の定着を図ったり、経験の拡大を図ったりしていくことなど、計画—実施—評価—改善のサイクルを踏まえて指導計画を適宜修正・加筆し、指導していくことが重要である。

特に知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい側面があることを考慮し、どのような指導すべき事項を、どのように学習として積み上げていくことで、育成を目指す資質・能力を育むことができるのか十分に検討したうえで、年間指導計画等に基づき、組織的に指導していくことが重要である。また、学年進行の際には、これまで学習している内容等を確実に引継ぎ、生活年齢に即した指導内容を計画できるようにすることが大切である。

(第2章第2節第3款の7)

7 学校と家庭及び関係機関等とが連携を図り、生徒の学習過程について、相互に共有するとともに、生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前の「家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かす」ことについて、学校と家庭や関係機関等が双方向にやり取りをしながら、生徒の学習成果のみならず、その過程を含めて、相互に情報を共有して連携していくことが重要であることから「生徒の学習過程について、相互に共有するとともに、生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かす」ことを示した。

生徒の基本的生活習慣の確立を図り、生活経験を広げていくために、将来の生活を見据え、学校における指導内容・方法について、家庭だけでなく関係機関等との連携も図ることが重要である。その際に、学習した結果のみではなく、学習内容にどのように取り組み、どのようなことが身に付いたかなど、学習過程を含めて相互に共有することが大切である。

学校で学習した内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、学習した内容を深めたり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、将来の生活を見据え、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭等でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭等との連携や情報交換などを工夫することが大切である。その際、学校から家庭等への一方向でなく、家庭等で取り組んでいる内容を参考にして、学校での指導を充実させるなど、双方向の情報共有が大切である。

また、学習した内容を実際の生活で十分に生かすことができるようにするためには、実際の生活や学習場面に即して活動を設定し、その成果を適切に評価して、生徒がより意欲的に取り組むことができるように、指導方法等を工夫することが大切である。

(第2章第2節第3款の8)

8 生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

今回の改訂では、従前の「生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教

具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用」を「生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用」と改めた。

また、知的障害のある生徒に対する指導に当たっては、一人一人の生徒の知的障害の状態や学習状況、経験、興味や関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材・教具、補助用具などを用意したり、実生活への活用がしやすくなるように、できるだけ実際に使用する用具などを使ったりすることが重要である。

言葉や文字による理解が難しい生徒や、音声によるコミュニケーションが難しく伝えたいことを円滑に伝えられない場合でも、生徒の学習状況やそれまでの経験等に応じた絵カードなどの教材やコミュニケーションを支援するための補助用具などを用意することで、生徒の可能性が引き出されることがある。これらのこととは、生徒の言語環境を充実させることにもつながり計画的に取り組むことが重要である。

補助用具などの活用に当たっては、活動を効果的に補助したり、生徒のもっている力を十分に發揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。

補助用具とは、目的を遂行するために、支えとなる用具のことである。例えば、会話を補助するための音声出力装置や書籍等を読みやすくするために読んでいるページが固定できるようにする用具などがある。また、音読しやすくするために、1行分だけ見えるようにくり抜いた板を使う場合、その板が補助用具になる。また、補助用具などとは、加工等で活用されるジグなども含む。複数の板材に穴をあける際、穴をあける位置をガイドする役割を担うのがジグであるが、一人でできる状況を支える補助用具の一つとして加工場面だけでなく広義的に使われることがある。補助用具やジグを活用することによって、複雑な作業が容易になることもあり、生徒が達成感を得られやすくなる。

また、自力で取り組むことを目的に補助用具などを取り外す場合は、段階的に進めるなどして、生徒の負担を考慮することが大切である。

さらに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用して、生徒の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したり、職業教育における効果的な情報の提供にもつながったりすることなどから、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科等の内容の指導において、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。なお、コンピュータ等の情報機器を活用する際は、情報セキュリティや情報モラルについての指導を効果的に行い、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための指導についても配

慮することが重要である。

第6章
特別の教科
道徳（知的障害者
である生徒に対す
る教育を行う特別
支援学校）

第5章
知的障害者であ
る生徒に対する
教育を行う特別
支援学校

● 第1 目標及び内容（第3章第1款）

第3章 特別の教科 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第1款 目標及び内容

道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

高等部における道徳科の目標は、第1章第2節第1款の2の(2)において、「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うこと」を目標とすること」と規定していることを踏まえるとともに、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部及び中学部における道徳科の目標及び内容を基盤とし、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることについて示していくことに留意する必要がある。

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第3章第3の1において、「各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動（小学校学習指導要領のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。」と示していることを参考に、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においても、以上のことを行って年間指導計画を作成する必要がある。

また、道徳科の内容については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第3章第2において、項目として、「A主として自分自身に関すること」、「B主として人との関わりに関すること」、「C主として集団や社会との関わりに関するここと」、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関するここと」を示していることを参考に、各学校で道徳科の内容を適切に設定することが大切である。その際、高等部の生徒の活動範囲の広がりに応じて、様々な人々との関係を適切

に形成できるようにすることや、生活年齢や青年期の心理的発達の状態などを考慮しつつ、小学部や中学部における指導との一貫性を図ることが大切である。

● 第2 指導計画の作成と内容の取扱い（第3章第2款）

第2款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。
- 2 各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとする。
- 3 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

第一は、道徳科の指導計画の作成に当たっては、生徒の社会生活における活動範囲の広がりによる交際の範囲や経験の広がりなどや、生徒の知的障害や社会適応の状態などについて考慮することが大切であることから示したものである。さらに、高等部には、中学部や中学校特別支援学級等からの進学者が在籍しており、知的障害の状態や経験、興味・関心などが多様である。そのため、中学部又は中学校との連携を図るなどして、個々の生徒の実態に即して、一貫した道徳教育を進めることも配慮する必要がある。特に、一斉指導に偏ることなく、必要に応じて個別指導を取り入れるなどして道徳的実践力が身に付くよう計画することが大切である。

第二は、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳性が養われるよう指導することの必要性を示している。特別支援学校に在籍する生徒については、個々の障害の状態により、結果として様々な経験の不足が課題となることがあることから、道徳科における指導においても、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図ることについて、特に留意する必要がある。

第三は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部におい

ては、道徳科の内容を指導する場合においても、他の各教科等の内容の指導と同様に、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮することが重要であることから、今回新設されたものである。

このことについては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せ有する生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

生徒一人一人の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、生徒の学習上の特性から、生徒理解に基づく、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要である。

目標・内容の一覧(国語)

学部	小学部	中学部	高等部
教科の目標			
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようになる。	(1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。	(1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。	(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。
思考力、判断力、表現力等	(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。	(2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上をしてその能力の向上を図る態度を養う。	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。
段階の目標	1段階	2段階	3段階
ア 日常生活中に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようになる。	ア 日常生活や社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようになる。	ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。
1段階	2段階	3段階	1段階
ア 日常生活中に必要な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活や社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようになる。	ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。	ア 社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。
2段階	3段階	1段階	2段階
ア 日常生活中に必要な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活や社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。	ア 日常生活や社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。	ア 社会生活中に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようになる。

学部	段階の目標	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
思考力、判断力、表現力等	イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人の関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつこができるようになる。	イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人の関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつこができるようになる。	イ 出来事の順序を思い出す力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人の関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつこができるようになる。	イ 順序立てて考える力や豊かに感じたりする力を養い、日常生活や社会生活における人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分思いや考えをもつこができるようになる。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたりする力を養い、社会生活における人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめるよ	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたりする力を養い、社会生活における人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめるようになる。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたりする力を養い、社会生活における人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げることができるようになる。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたりする力を養い、社会生活における人の関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げることに気付くこと。
学びに向かう力、人間性等	ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、図書に親しみ、思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、いろな図書に親しみ、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、図書に親しみ、国語で考えたり伝え合ったりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、いろな図書に親しみ、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。
内容	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な人の話し掛けや会話などの話しが、言葉に慣れ、言葉が事物の内容を表す働きがあることを感じること。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
知識及び技能		ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 言葉の特徴や使い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

〔知識及び技能〕

学部	小学部			中学部			高等部
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	
		—	—	(キ) 語のまとまりに気を付けて音読すること。	(キ) 内容の大体を意識しながら音読すること。	(キ) 文章の構成や内容の大体を意識しながら音読すること。	(キ) 文章を音読したり、朗読したりすること。
		—	—	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方にに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
		—	—	(ア) 物事の始めと終わりなど、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 事柄の順序など、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 考えとそれを支える理由など、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 原因と結果など、情報と情報との関係について理解すること。
		—	—	(ア) 図書を用いた調べ方を理解し使うこと。	—	(ア) 必要な語や語句の書き留め方や、比べ方などの情報の整理の仕方を理解し使うこと。	(ア) 比較や分類の仕方、辞書や事典の使い方などを理解し使うこと。
		—	—	イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 我が国が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 我が国が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
		(ア) 昔話などについて、読み聞かせを聞くことでして親しむこと。	(ア) 昔話や童謡の歌詞などの読み聞かせを聞いたり、言葉などを模倣したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 自然や季節の言葉を取り入れた俳句などを聞いたり作ったりして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 生活に身近なことわざや慣用句などを知り、使うこと。	(ア) 親しみやすい古文などの文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

(知識及び技能)

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
(知識及び技能)	(1) 遊びを通して、言葉のもつ楽しさに触れること。	(1) 遊びややり取りを通して、言葉による表現に親しむこと。	(1) 出来事や経験したことなどを伝え合う体験を通して、いろいろな語句や文の表現に触れること。	(1) 挨拶状などに書かれた語句や文を読んだり書いたりし、季節に応じた表現があることを知ること。	(1) 生活に身近なことわざなどを知り、使うことにより様々な表現に親しむこと。	(1) 生活の中で使われる慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。	(1) 生活の中で使われる慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。	
	(ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。	(ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。	
	(ア) いろいろな筆記具に触れ、書くことを知ること。	(ア) いろいろな筆記具を用いて、書くことを親しむこと。	(ア) 目的に合った筆記具を選び、書くこと。	(ア) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、文字の形に注意しながら、丁寧に書くこと。	(ア) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。	(ア) 文字の組み立て方を理解し、形を整えて書くこと。	(ア) 用紙全体との関係に注意して、文字の大きさや配列などを決めて書くこと。	
	(イ) 筆記具の持ち方や、正しい姿勢で書くことを知ること。	(イ) 写し書きやなぞり書きなどにより、筆記具の正しい持ち方や書くときの正しい姿勢など、書写の基本を身に付けること。	(イ) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、平仮名や片仮名の文字の形に注意しながら丁寧に書くこと。	(イ) 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して文字を書くこと。	(イ) 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。	(イ) 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知ること。	(イ) 日常的に読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	
	(II) 読み聞かせに注目し、いろいろな絵本などに興味をもつこと。	(II) 読み聞かせに親しんなり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本や図鑑などに興味をもつこと。	(II) 読み聞かせなどに親しみ、いろいろな絵本や図鑑があることを知ること。	(II) 読書に親しみ、簡単な物語や、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などがあることを知ること。	(II) 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知ること。	(II) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(II) 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くこと。	
	A 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
	B 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	C 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	D 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	E 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	F 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	G 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	H 聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。	ア 身近な人の話に慣れ、簡単な事柄と語句などを付けたり、語句などから事柄を思い浮かべたりすること。	ア 絵本の読み聞かせなどをして、出来事など話を聞き取りること。	ア 身近な人の話や簡単な放送などを聞き、聞いたことを書き留めたり分からないと聞き返したりして、話の大体を捉えること。	ア 身近な人の話や簡単な放送などを聞き、聞いたことを書き留めたり分からないと聞き返したりして、話の大体を捉えること。	ア 身近な人の話や放送などを聞きながら、聞いたことを簡単に書き留めたり、分からないとときは聞き返したりして、内容の大体を捉えること。	ア 社会の中で関わる人の話などを、話し手が伝えたいことの中心に注意して聞き、話の内容を捉えること。	ア 社会の中で関わる人の話などを、話し手の目的や自分が聞きたいことの中心を捉え、その内容を捉えること。
A 聞くこと・話すこと	（思考力、判断力、表現力等）	イ 簡単な指示や説明を聞き、その指示等に応じた行動をすること。	イ 簡単な人からの話しあげに注目したり、応じて答えて答へたりすること。	イ 経験したことや思い浮かべ、伝えたいことを考えること。	イ 話す事柄を思い浮かべ、伝えたいことを決めること。	イ 目的に応じて、話題を決め、集めた材料を比較するなど伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。	イ 相手や目的に応じて、自分の伝えたいことを明確にすること。	イ 目的に応じて、話題を決め、集めた材料を比較するなど伝え合う内容を検討すること。
	ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。	ウ 体験したことなどについて、伝えたいことを考えること。	ウ 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどについて思ひ付いたり、考えたりすること。	ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などについて、内容の大体が伝わるようには伝える順序等を考えること。	ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などについて、内容の大体が伝わるようには伝える順序や伝え方を考えること。	ウ 話の中心が明確になるよう話の構成を考えること。	ウ 話の内容が明確になるよう話の構成を考えること。	ウ 話の内容が明確になるよう話の構成を考えること。
	エ 挨拶をしたり、簡単な台詞などを表現したりすること。	エ 挨拶をしたり、簡単な台詞などを表現したりすること。	エ 自己紹介や電話の受け答えなど、相手や目的に応じた話し方で話すこと。	エ 相手に伝わるようには、言葉の抑揚や強弱、間の取り方などを使ふこと。	エ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。	エ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。	エ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。	エ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。

学部	内容	小学部			中学部			高等部		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 聞くこと・話すこと (思考力、判断力、表現力等)	A 聞くこと・話すこと	—	—	オ 相手に伝わるよう、発音や声の大きさに気を付けること。	オ 相手の話に関心をもち、分かったことや感じたことを伝え合い、考えをもつこと。	オ 物事を決めるために、簡単な役割や進め方に沿って話し合い、考えをまとめるこど。	オ 物事を決めるために、簡単な役割や進め方に沿って話し合い、考えをまとめるこど。	オ 互いの立場や意図を明確にしながら、計画的に話し合い、考えを広げたりまとめてたりすること。	オ 互いの立場や意図を明確にしながら、計画的に話し合い、考えを広げたりまとめてたりすること。	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	力 相手の話に関心をもち、自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりすること。	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	B 書くこと	ア 身近な人の関わりや出来事について、伝えたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。	ア 身近で見聞きしたり、経験したことのうち身近なことについて、写真などを手掛かりにして、伝えたいたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。	ア 身近で見聞きしたり、経験したことのうち身近なことについて、写真などを手掛かりにして、伝えたいたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から、伝えたい事柄を選び、書く内容を大まかにまとめること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から、伝えたい事柄を選び、書く内容を大まかにまとめること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。	ア 見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。
		イ 文字に興味をもち、書こうとすること。	イ 自分の名前や物の名前を文字で表すことができることを知り、簡単な平仮名をなぞったり、書いたりするこど。	イ 見聞きしたり、経験したりしたことがら、伝えたい事柄の順序を考えること。	イ 相手に伝わるよう に事柄の順序に沿って簡単な構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、自分の考え方と理由などとの関係を明確にして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくたり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくたり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくたり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくたり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	小学部			中学部			高等部
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	
				ウ 見聞きしたり、経験したりしたことについて、簡単な語句や短い文を書くこと。	ウ 文の構成、語句の使い方に気を付けて書くこと。	ウ 事実と自分の考えとの違いなどが相手に伝わるように書き表し方を工夫すること。	ウ 自分の考え方とそれを支える理由や事例との関係を明確にして、書き表し方を工夫すること。
				—	—	—	—
				工 書いた語句や文を読み、間違いを正すこと。	工 自分が書いたものを読み返し、間違いを正すこと。	工 文章を読み返す習慣を身に付け、間違いを正したり、語と語との継ぎ方を確かめたりすること。	工 間違いを正したり、相手や目的を意識した表現になっているかを確かめたりして、文や文章を整えること。
				—	—	—	—
				オ 文などに対して感じたことを伝えること。	オ 文章に対する感想をもち、伝え合うこと。	オ 文章に対する感想を伝え合い、内容や表現のよいところを見付けること。	オ 書こうとしたことが明確になっているかなど、文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見付けること。
				—	—	—	—
							力 文章全体の構成が明確になっているかなど、文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見付けること。
							—

B 書くこと

(思考力、判断力、表現力等)

目標・内容の一覧(社会)

学部	中学部	高等部
教科の目標		
知識及び技能	社会的な見方・考え方を働きかせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。	社会的な見方・考え方を働きかせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考察する活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。
思考力、判断力、表現力等	(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 社会的事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。 (3) 社会に主体的に関わろうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。	(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようになる。 (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、自分の生活と結び付けて考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。 (3) 社会に主体的に関わろうとする態度や、よりよい社会を考え学習したこととを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
段階の目標	1段階	2段階
知識及び技能	ア 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るためにの諸活動、地域の産業と消費生活の様子及び身近な地域の様子の移り変わり並びに社会生活に必要なきまり、公共施設の役割及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、自分との関わりが分かるとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。	ア 我が国が國の国土の様子と国民生活、自然環境の特色、先人の業績や優れた文化遺産、社会参加するためのきまり、公共施設の役割と制度、工業の現状、産業と情報との関わり、外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して、社会生活との関連を踏まえて理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

学部	中学部		高等部		
	段階の目標	1段階	2段階	1段階	2段階
思考力、判断力、表現力等	イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する基礎的な力を養う。	イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する力を養う。	イ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。	イ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。	イ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	ウ 身近な社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。	ウ 地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。	ウ 社会に自ら関わろうとする意欲をもち、よりよい社会を考え学習したことや社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。	ウ 社会に主体的に関わろうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことや社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。	ウ 社会に主体的に関わろうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことや社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。
内容	1段階	2段階	1段階	2段階	
	ア 社会参加ときまり		ア 社会参加するためには		
	(ア) 学級や学校の中で、自分の意見を述べたり相手の意見を聞いたりするなど、集団生活での役割を果たすための知識や技能を身に付けること。	(ア) 社会参加するためには必要な集団生活に關わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 地域の人々と互いに協力することの大切さを理解し、自分の役割や責任を果たすための知識や技能を身に付けること。	(ア) 社会参加するためには必要な社会生活に關わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
	(イ) 集団生活の中で何が必要かに気付き、自分の役割を考え、表現すること。	(イ) 周囲の状況を判断し、集団生活の中で自分の役割と責任について考え、表現すること。	(イ) 社会生活の中で状況を的確に判断し、自分の役割と責任について考え、表現すること。	(イ) 社会生活の中で状況を的確に判断し、国民としての権利及び義務、それに伴う責任について考え、表現すること。	

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
	(イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 家庭や学校でのきまりを知り、生活の中でそれを守ることの大切さが分かること。	(ア) 家庭や学校でのきまりは、社会生活を送るために必要であることを理解すること。	(ア) 社会生活を営む上で大切な法やきまりがあることを理解すること。	(ア) 社会の慣習、生活に関する深い法やきまりを理解すること。
	(イ) 社会生活ときまりとの関連を考え、表現すること。	(イ) 社会生活に必要なきまりの意義について考え、表現すること。	(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりの意義と自分との関わりについて考え、表現すること。	(イ) 社会の慣習、生活に関する深い法やきまりの意義と自分との関わりについて考え、表現すること。
	イ 公共施設と制度		イ 公共施設の役割と制度	
	(ア) 公共施設の役割に付けることができるよう指導する。	(ア) 公共施設に付けることができるよう指導する。	(ア) 公共施設に付けることができるよう指導する。	(ア) 公共施設に付けることができるよう指導する。
	(イ) 公共施設や公共物の役割が分かること。	(イ) 公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	(イ) 生活における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	(イ) 地域における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
	(ア) 身近な公共施設や公共物に付けること。	(ア) 自分の生活の中での公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	(ア) 生活における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	(ア) 地域における公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。
	(イ) 公共施設や公共物について調べ、それらの役割を考え、表現すること。	(イ) 公共施設や公共物の役割について調べ、生活の中での利用を考え、表現すること。	(イ) 生活における公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。	(イ) 制度に付けることができるよう指導する。
	(イ) 制度の仕組みに付けること。	(イ) 制度の仕組みに付けることができるよう指導する。	(イ) 制度に付けることができるよう指導する。	(イ) 制度に付けることができるよう指導する。
	(ア) 身近な生活に付けること。	(ア) 社会に関する基本的な制度について理解すること。	(ア) 我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。	(ア) 生活における深い制度について理解すること。
	(イ) 身近な生活に付けること。	(イ) 社会に関する基本的な制度について調べ、それらの意味を考え、表現すること。	(イ) 国や地方公共団体の政治の取組について調べ、国民主義における政治の働きを考え、表現すること。	(イ) 生活における深い制度について調べ、その活用を考え、表現すること。
	ウ 地域の安全		ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活	
	(ア) 地域の安全に付けること。	(ア) 地域の安全に付けることができるよう指導する。	(ア) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に付けること。	(ア) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に付けることができるよう指導する。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
	<p>② 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。</p> <p>③ 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時の備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の動きを考え、表現すること。</p>	<p>② 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。</p>	<p>② 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。</p>	<p>② 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。</p>
				<p>① 国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考え、表現すること。</p>
				<p>① 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解することともに、公害が国土の環境や国民の生活に影響を及ぼすことを理解すること。</p>
				<p>② 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p>
				<p>② 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その動きを考え、表現すること。</p>
				<p>Ⅰ 産業と生活</p>
				<p>(ア) 我が国の農業や水産業における学習活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>
				<p>(ア) 県内の特色ある地域に関する学習活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>
				<p>(ア) 我が国の農業生産に開わる学習活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>
				<p>(ア) 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。</p>
				<p>(ア) 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。</p>

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
	(イ) 仕事の種類や工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。	① 人々の活動や産業の歴史的背景などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。	① 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。 ② 生産物の種類や分布、生産量の変化などに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。	① 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。 ② 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
		—	—	① 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。 ② 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。
	(1) 身近な産業と生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 生活を支える事業に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 我が国の産業と情報との関わりに関する学習活動を通して、次の事項を身に付けるよう指導する。	(1) 我が国の産業と情報との関わりに関する学習活動を通して、次の事項を身に付けるよう指導する。
	(ア) 販売の仕事は、消費者のことを考え、工夫して行なわれていることが分かること。	(ア) 水道、電気及びガスなどの生活を支える事業は、安全で安定的に供給や處理できるよう実施されていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立つていていることを理解すること。	(ア) 大量の情報や情報通信技術の活用は様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。	(ア) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
	(イ) 消費者の願いや他地域との関わりなどに着目して、販売の仕事に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。	(イ) 供給や処理の仕組みや関係機関の協力などに着目して、水道、電気及びガスなどの生活を支える事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。	—	—

学部	内容	中学部		高等部	
		1段階	2段階	1段階	2段階
	オ 我が国の地理や歴史			オ 我が国の国土の様子と国民生活、歴史	
	(ア) 身近な地域や市区町村（以下第2章第2節第2款において「市」という。）の様子に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 身近な地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。
	(ア) 身近な地域や自分たちの市の様子が分かること。	(ア) 自分たちの県の概要を理解すること。	(ア) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。	(ア) 我が国の国土の地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。	(ア) 世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。
	(イ) 都道府県（以下第2章第2節第2款第1（社会）（2）内容において「県」という。）内における市の位置や市の地形、土地利用などに着目して、身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを考え、表現すること。	(イ) 我が国における自分たちの県の位置、県全体の地形などに着目して、県の様子を捉え、地理的環境の特色を考え、表現すること。	(イ) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。	(イ) 我が国の歴史上の主な事象に付ける学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 我が国の歴史上の主な事象に付ける学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。
	(イ) 身近な地域の移り変わりに付けること。	(イ) 身近な地域の移り変わりに付けること。	(イ) 県内の伝統や文化、先人の働きや出来事をに付けること。	(イ) 県内の主な歴史を手掛かりに、先人の働きや出来事、文化遺産などを理解すること。	(イ) 我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、関連する先人の業績、優れた文化遺産などを理解すること。
	(イ) 交通や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。	(イ) 歴史的背景や現在に至る経緯などに着目し、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。	(イ) 歴史的背景や現在に至る経緯などに着目し、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。	(イ) 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、世の中の様子の変化を考え、表現すること。	(イ) 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、世の中の様子の変化を考え、表現すること。
	(ア) 世界の中の日本と国際交流に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 世界の中の日本と国際交流に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) グローバル化する世界と日本の役割に付ける学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) グローバル化する世界と日本の役割に付ける学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) グローバル化する世界と日本の役割に付ける学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
	② 文化や風習の特徴や違いを知ること。	② 文化や風習の特徴や違いを理解すること。	② 異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。	② 我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果したり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解すること。
	④ そこに暮らす人々の生活などに着目して、日本との違いを考え、表現すること。	④ 人々の生活や習慣などに着目して、多様な文化について考え、表現すること。	④ 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いについて考え、表現すること。	④ 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

目標・内容の一覧(算数)(数学)

学部	小学部(算数)	中学部(数学)	高等部(数学)
教科の目標			
知識及び技能	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようとする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に處理する技能を身に付けるようとする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようとする。
思考力、判断力、表現力等	日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡単・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡単・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡単・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
遊びに向かう力、人間性等	数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとすることを学習や生活に活用しようとする態度を養う。	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題を解決しようとす る態度、数学で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、数学的に表現・処理したことを探り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学を生活や学習に活用しようとする態度を養う。

学部	段階の目標	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 知識及び技能	ア 数量の基礎	ア 身の回りのものに気付き、対応させたり、組み合わせたりすることなどについての技能を身に付けるようになる。	—	—	—	—	—	—	—	—
A 知識及び技能	ア 数と計算（小学部1段階） (はB)	ア ものの有無や3までの数的要素に気付き、身の回りのものや数についての数に対する感覚をもつとともに、もとの数との関係をもつて関わることについての技能を身に付けるようになる。	ア 10までの数の概念や表し方にについて分かり、数についての感覚を豊かにするとともに、加法、減法及び乗法の意味や性質について理解し、これらをもつて関わることについての技能を身に付けるようになる。	ア 100までの数の概念や表し方にについて理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法及び乗法の意味や性質について理解し、これらをもつて関わることについての技能を身に付けるようになる。	ア 整数の概念や性質について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法、乗法及び除法の意味や性質について理解し、これらを計算するようになる。	ア 整数の概念や性質について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法、乗法及び除法の意味や性質について理解し、これらを計算するようになる。	ア 整数、小数、分数及び概数の意味と表し方や四則の関係について理解するとともに、分数の計算についての意味や法則について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようになる。	ア 整数の性質、分数の意味、文字を用いた式について理解するとともに、分数の計算についての意味や法則について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようになる。	ア 整数、小数、分数及び概数の意味と表し方や四則の関係について理解するとともに、整数、小数及び分数の計算についての意味や性質について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようになる。	ア 整数の性質、分数の意味、文字を用いた式について理解するとともに、分数の計算についての意味や法則について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようになる。

学部	段階の目標	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形 (小学部1段階 はC)	ア 身の回りのものの上下や前後、形の違いに気付き、違いに応じて関わることについての技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りのもののに形に着目し、集めたり、分類したりすることを通して、図形についての感覚を豊かにする。この違いが分かるようになるための技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りのものの形の観察などの活動を通じて、図形についての感覚を豊かにするとともに、ものについて、その形の合同、移動、位置、機能及び角の大きさの意味に関する基礎的な知識を理解することについての技能を身に付けるようになる。	ア 三角形や四角形、箱の形などの基本的な図形について理解し、図形についての感覚を豊かにするとともに、図形を作図したり、構成したりすることなどについての技能を身に付けるようになる。	ア 二等辺三角形や正三角形などの基本的な図形や面積、角の大きさについて理解し、図形についての感覚を豊かにするとともに、図形を作図や構成したり、図形の面積や角の大きさを求めたりすることなどについての技能を身に付けるようになる。	ア 図形の形や大きさが決まる要素や立体を構成する要素の位置関係、図形の合同や多角形の性質について理解し、図形を作図したり、三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積を求める技能を身に付けるようになる。	ア 図形の形や大きさが決まる要素や立体を構成する要素の位置関係、図形の合同や多角形の性質について理解し、図形を作図したり、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積を求める技能を身に付けるようになる。	ア 平面図形を縮したり、拡大したりすることの意味や、立体图形の体積の求め方にについて理解し、縮図、拡大図を作図したり、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積を求める技能を身に付けるようになる。	ア 平面図形を縮したり、拡大したりすることの意味や、立体图形の体積の求め方にについて理解し、縮図、拡大図を作図したり、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積を求める技能を身に付けるようになる。	
C 測定 (小学部1段階 はD)	ア 身の回りにあるものの量の大きさに付き、量の違いについての感覚を養うとともに、量についての技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りにある工具の量の大きさに注目し、量の大きさの違いが分かるとともに、二つの量の大きさを比べることについての技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りにある工具の量の大きさなどの量の意味について理解し、量の大きさについての感覚を豊かにするとともに、測定することについての技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りにある長さや体積などの量の単位と測定の意味について理解し、量の大きさについての感覚を豊かにするとともに、測定することについての技能を身に付けるようになる。	ア 身の回りにある長さ、体積、重さ及び時間の単位と測定の意味について理解し、量の大きさについての感覚を豊かにするとともに、それらを測定することについての技能を身に付けるようになる。	—	—	—	—	

知識及び技能

学部	段階の目標	小学部(算数)			中学部(数学)			高等部(数学)
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
C 変化と関係	—	—	—	ア ニつの数量の関係や変化の様子を表や式、グラフで表すことについて理解するとともに、二つの数量の関係を割合によって比べることについての技能を身に付けるようとする。	ア 比例の関係や異種の二つの量の割合として捉えられる数量の比の方、百分率について理解するとともに、目的に応じてある二つの数量の関係と別の二つの数量とを比べたり、表現したりする方法についての技能を身に付けるようとする。	ア 比例や反比例の関係、比について理解するとともに、伴つて変わる二つの数量を見だし、それらの関係について表や式を用いて表現したり、目的に応じて比較で処理したりする方法についての技能を身に付けるようとする。	ア データを円グラフや帯グラフで表す表し方や読み取り方、測定した結果を平均する方法について理解するとともに、それらを問題解決における用い方に解するとともに、それらの問題解決における用い方に付ける技能を身に付けるようとする。	ア 量的データの分布の中心や散らばりの様子からデータの特徴を読み取る方法を理解するとともに、それらを問題解決における用い方に付ける技能を身に付けるようとする。
	—	—	—	ア 身の回りにある事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、それを簡単な絵や記号などを用いた表やグラフで表したり、読み取ったりする方法についての技能を身に付けるようとする。	ア 身の回りにある事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、それを簡単な絵や記号などを使って表したりしながら、読み取り方について理解することについての技能を身に付けるようとする。	ア データを円グラフや帯グラフで表す表し方や読み取り方、測定した結果を平均する方法について理解するとともに、それらを問題解決における用い方に付ける技能を身に付けるようとする。	ア データを円グラフや帯グラフで表す表し方や読み取り方、測定した結果を平均する方法について理解するとともに、それらを問題解決における用い方に付ける技能を身に付けるようとする。	ア 量的データの分布の中心や散らばりの様子からデータの特徴を読み取る方法を理解するとともに、それらを問題解決における用い方に付ける技能を身に付けるようとする。
D データの活用	—	—	—	イ 身の回りにあるもの同士を対応させたり、組み合わせたりするなど、数量に関する心をもつて関わる力を養う。	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
A 数量の基礎	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	段階の目標	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
A 数と計算	イ 身の回りのものの有無や数的要素に注目し、数を直感的に捉えたり、数を用いて表現したりする力を養う。	イ 日常生活の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の考え方や計算の仕方を考え、表現する力を養う。	イ 日常の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の考え方や計算の仕方を考え、表現する力を養う。	イ 数とその表現や数の関係に着目し、具体物や図などを用いながら数の考え方や計算の仕方を考え、表現する力を養う。	イ 数を構成する単位に着目して、数の表し方や計算の範囲を広げ、計算の仕方を見だし、筋道立てて考えたりする力を養う。	イ 数を構成する単位や数の表し方や計算の仕方を見だし、筋道立てて考えたりするとともに、日常生活の問題場面を数量化にして捉え、処理した結果を場面をもとに振り返り、解釈及び判断する力を養う。	イ 数とその表現や計算の仕組みや数を構成する単位や数の表し方を統合的に捉えて考察したり、数とその表現や数量の関係に着目し、目的に合った表現方法を用いて計算の仕方を考察したりするとともに、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現する力を養う。	イ 数とその表現や計算の仕組みや数を構成する単位や数の表し方を統合的に捉えて考察したり、数とその表現や数量の関係に着目し、目的に合った表現方法を用いて計算の仕方を考察したりするとともに、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現する力を養う。	イ 数とその表現や計算の仕組みや数を構成する単位や数の表し方を統合的に捉えて考察したり、数とその表現や数量の関係に着目し、目的に合った表現方法を用いて計算の仕方を考察したりするとともに、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現する力を養う。
	思考力、判断力、表現力等	イ 身の回りの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う。	イ 身の回りの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う。	イ 身の回りの形に着目し、分類したり、集めたりして、形の性質に気付く力を養う。	イ 身の回りの形に着目し、ぴったり重なる形、移動、ものの位置及び機能的な特徴等について具体的に操作をして考える力を養う。	イ 二等辺三角形や正三角形などの基本的な图形を構成する要素に着目して、平面图形の特徴を捉えたり、身の回りの事物を图形の性質から関連付けて考えたりする力を養う。	イ 三角形や四角形、箱の形などの基本的な图形を構成する要素に着目して、平面图形の性質から関連付けて考えたりする力を養う。	イ 図形を構成する要素や图形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、图形の性質を見いだしたりするとともに、三角形、平行四辺形、ひし形の面積の求め方を考え、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導く力を養う。	イ 図形を構成する要素や图形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、图形の性質を見いだしたりするとともに、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積の求め方を考え、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導く力を養う。

学部	段階の目標	小学部(算数)			中学部(数学)			高等部(数学)		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 測定	イ 身の回りにあるものの大さや長さなどの量の違いに注目し、量の大きさにより区別する力を養う。	イ 量に着目し、二つの量を比べる方法が分かり、一方を基準にして他方と比べる力を養う。	イ 身の回りにある量の単位に着目し、目的に応じて量を比較したり、量の大小及び相等関係を表現したりする力を養う。	イ 身の回りの事象を量に着目して捉え、量の単位を用いて的確に表現する力を養う。	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
C 变化と関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D データの活用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A 数量の基礎	ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもつて取り組もうとする態度を養う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
A 数と計算	ウ 数量に気付き、算数の学習に関心をもつて取り組もうとする態度を養う。	ウ 数量に関心をもち、算数で学んだことの楽しさや興味を感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量の違いを理解し、算数で学んだことの楽しさや興味を感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさに気付き、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するときに捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことと生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量について数学的に表現・処理したこととを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさに気付き学習したことと生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量について数学的に表現・処理したこととを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことと生活や学習に活用しようとする態度を養う。	—
B 図形	ウ 図形に気付き、算数の学習に関心をもつて取り組もうとする態度を養う。	ウ 図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさや興味を感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 図形や数量の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 図形に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさに気付き、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 図形に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 図形や数量について数学的に表現・処理したこととを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことと生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 図形や数量について数学的に表現・処理したこととを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことと生活や学習に活用しようとする態度を養う。	—	—
C 測定	ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもつて取り組もうとする態度を養う。	ウ 数量や図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生활に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量や图形に進んで関わり、数学的に表現・処理するときに、数学で学んだことのよさに気付き、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	—	—	—	—	—

学びに向かう力、人間性等

学部	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
	段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	ウ 数量に進んで関わ り、数学的に表現・ 処理するとともに、 数学で学んだことの よさを理解し、その ことを生活や学習に 活用しようとする態 度を養う。	ウ 数量について数学 的に表現・処理した ことを振り返り、多 面的に捉え検討して よりよいものを求め て粘り強く考える態 度、数学のよさを実 感し、学習したこと を生活や学習に活用 しようとする態度を養 う。	ウ 数量について数学 的に表現・処理した ことを振り返り、多 面的に捉え検討して よりよいものを求め て粘り強く考える態 度、数学のよさを実 感し、学習したこと を生活や学習に活用 しようとする態度を養 う。	ウ 数量について数学 的に表現・処理した ことを振り返り、多 面的に捉え検討して よりよいものを求め
D データの活用	—	—	—	—	ウ 数量や図形に関心 をもち、算数で学ん だことの楽しさやよ さを感じながら学 習をもつて学ぶ態度を 	ウ データの活用に進 んで関わり、数学的 に表現・処理すると ともに、数学で学ん だことのよさを理解 し、そのことを生活 や学習に活用しよう とする態度を養う。	ウ データの活用につ いて数学的に表現・ 処理したことを探り 返り、多面的に捉え 検討してよりよいも のを求めて粘り強く 考える態度、数学の よさに付き学習し たことを生活や学習 に活用しようとする 態度を養う。	ウ データの活用につ いて数学的に表現・ 処理したことを探り 返り、多面的に捉え 検討してよりよいも のを求めて粘り強く 考える態度、数学の よさを実感し、学習 したことの生活や学 習に活用しようとする 態度を養う。

学びに向かう力、人間性等

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	ア 具体物に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	—	—	—	—
	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ① 具体物に気付いて指を差したり、つかもうとしたり、目で追つたりすること。	—	—	—	—	—	—	—
A 数量の基礎 9	(イ) 目の前で隠されたものを探したり、身近にあるものや人の名を聞いて指を差したりすること。	—	—	—	—	—	—	—
	(ウ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。 ② 対象物に注意を向け、対象物の存在に注目し、諸感覚を協応させながら捉えること。	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
イ ものとものを対応させることに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	—	—	—	—
(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—	—	—	—	—
(イ) ものとものを対応させて配ること。	—	—	—	—	—	—	—
(ウ) 分割した絵カードを組み合わせること。	—	—	—	—	—	—	—
(エ) 関連の深い絵カードを組み合わせること。	—	—	—	—	—	—	—
A 数量の基礎	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(ア) ものとものを関連付けることに注意を向け、ものの属性に注目し、仲間であることを判断したりする、表現したりすること。	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	ア 数えることの基礎	ア 10までの数の考え方や表し方、構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 100までの整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の表し方に関わる数学的活動をして、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の活動をして、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	(ア) ものの有無に気付くこと。	(ア) ものどものどを対応させることによつて、ものの個数を比べ、同等・多少が分かること。	(ア) 20までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の大小を比べたりすること。	(ア) 1000までの数をいくつかの同じまとまりに分割したうえで数えたり、分類して数えたりすること。	(ア) 4位数までの十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序について、理解すること。	(ア) 万の単位を知ること。	(ア) 整数は、観点を決めると偶数と奇数に類別されることを理解すること。	(ア) 約数、倍数について理解すること。	(ア) 約数、倍数について理解すること。	(ア) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。
	(イ) 目の前のものを、1個、2個、たくさんで表すこと。	(イ) ものの集まりと対応して、数詞が分かること。	(イ) 100までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の系列を理解したりすること。	(イ) 3位数の表し方にについて理解すること。	(イ) 10倍、100倍、 $\frac{1}{10}$ の大さきの表し方について知ること。	(イ) 10倍、100倍、1000倍、 $\frac{1}{10}$ の大さきの数及びその表し方の理解を深めること。	(イ) 10倍、100倍、 $\frac{1}{10}$ の大さきの数及びその表し方の理解を深めること。	(イ) 約数、倍数について理解すること。	(イ) 約数、倍数について理解すること。	(イ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。
	(ウ) 5までの範囲で数唱すること。	(ウ) ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。	(ウ) 数える対象を2ずつや5ずつのまとまりで数えること。	(ウ) 数を十や百を単位としてみるなど、数の相対的大ささについて理解すること。	(ウ) 数を千を単位としてみるなど、数の相対的大ささについて理解すること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についての理解を深めること。
	(エ) 3までの範囲で具体物を取ること。	(エ) 個数を正しく数えたり書き表したりすること。	(エ) 数を10のまとまりとして数えたり、10のまとまりと端数に分けて数えたり書き表したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。	(エ) 3位数の数列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読んで理解したりすること。

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 数と計算	(オ) 対応させてものを分配すること。	(オ) ニつの数を比べて数の大小が分かること。	(オ) 具体物を分配したり等分したりすること。	(オ) 一つの数をほかの数の積としてみるなど、ほかの数と関係付けてみること。	(オ) 一つの数をほかの数の積としてみるなど、ほかの数と関係付けてみること。	—	—	—
	(カ) 形や色、位置が変わることについて気付くこと。	(カ) 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。	—	—	—	—	—	—
	—	(キ) 0の意味について分かること。	—	—	—	—	—	—
	—	(ク) 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめてたりして表すこと。	—	—	—	—	—	—
	—	(ケ) 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみること。	—	—	—	—	—	—
	—	(コ) 10の補数が分かること。	—	—	—	—	—	—
	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
		(ア) 数詞とものとの関係に注目し、数のまとまりや数え方に気付き、それらを学習や生活で生かすこと。	(ア) 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や大きさの比べ方、表し方にについて考え、それらを学習や生活で興味をもって生かすこと。	(ア) 数のまとまりに着目し、数の数え方や大きさの比べ方、表し方にについて考え、日常生活で生かすこと。	(ア) 数のまとまりに着目し、考察する範囲を広げながら数の大きさの比べ方や考え方を考え、日常生活で生かすこと。	(ア) 数のまとまりに着目し、大きな数の大さきながら数の大きさの比べ方や考え方を考え、日常生活で生かすこと。	(ア) 数のまとまりに着目し、大きな数の大さきながら数の大きさの比べ方や考え方を統合的に捉えるとともに、それらを日常生活に生かすこと。	(ア) 整数及び除法に着目し、大きな数の大さきながら数の大きさの比べ方や考え方を統合的に捉えるとともに、それらを日常生活に生かすこと。	(ア) 乗法及び除法に着目し、観点を決めて整数を類別する仕方を考えたり、数の構成について考察したりするとともに、日常生活に生かすこと。
A 数と計算		—	—	—	—	—	—	—	—
		(イ) 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 整数及び小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 整数及び小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 分数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 分数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 2位数の加法及び減法について理解し、その計算ができること。	(ア) 3位数や4位数の加法及び減法の計算の仕方について理解し、計算ができること。	(ア) ある数の10倍、100倍、1000倍、 $\frac{1}{10}$ 、 $\frac{1}{100}$ などの大きさの数を、小数点の位置を移してつくること。	(ア) 整数及び小数を分母の形に直したり、分数を小数で表したこと。	(ア) 整数の除法の結果は、分数を用いると常に一つの数として表すことができること。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		(イ) 加法が用いられる場合を式に表したり、式を読み取ったりすること。	(イ) 加法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	(イ) 簡単な場合について3位数の加法及び減法の計算の仕方を知ること。	(イ) 加法及び減法について立つ性質を理解すること。				
		—	—	—	—	—	—	—	—

学部	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
A 数と計算		—	—	④ 1位数と1位数との加法の計算ができること。	④ 加法及び減法にして成り立つ性質について理解すること。	④ 計算機を使って、具体的な生活場面における加法及び減法の計算ができること。	④ 一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。	④ 分数の相等及び大小について知り、大小を比べること。	—
		—	—	⑤ 1位数と2位数との和が20までの加法の計算ができること。	⑤ 計算機を使って、具体的な生活場面における簡単な加法及び減法の計算ができること。	—	—	—	—
		—	—	⑥ 減法が用いられる求残や減少等の場合について理解すること。	⑥ 減法が用いられる求残や減少等の場合について理解すること。	—	—	—	—
		—	—	⑦ 減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	⑦ 減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	—	—	—	—
		—	—	⑧ 20までの数の範囲で減法の計算ができること。	⑧ 20までの数の範囲で減法の計算ができること。	—	—	—	—
		—	—	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。	⑨ 次のような思考力、判断力、表現力を、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算		（ア）日常の事象における数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を見分け出したり、学習や生活で生かしたりすること。	—	（ア）日常の事象における数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を見分け出したり、学習や生活で生かすこと。	—	（ア）数量の関係に着目し、数を適用する範囲を広げ、計算に関する範囲を広げ、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	—	（ア）数量の表し方の仕組みに着目し、数の適用範囲を広げ、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	（ア）数の表し方の仕組みに着目し、数の相対的な大きさを考察し、計算などに有效地に生かすこと。	（ア）数を構成する単位に着目し、数の相等及び大小関係について考察すること。
		—	—	—	—	—	—	—	（ア）分数の表現に着目し、除法の結果の表し方を振り返り、分数の意味をまとめること。	—
		—	—	—	—	—	—	—	（ア）分数の加法及び減法に關わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	（ア）分数に關わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
		—	—	—	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。
		—	—	—	（ア）乗法が用いられる場合や意味について知ること。	（ア）1位数と1位数との乗法の計算ができる、それを適切に用いること。	（ア）乗法が用いられる場合や意味について知ること。	（ア）乗法が用いられる場合や意味について知ること。	（ア）異分母の分数の加法及び減法の計算ができること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。
		—	—	—	（ア）乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	（ア）交換法則や分配法則といった乗法に関する立つ性質を理解すること。	（ア）四捨五入について知ること。	（ア）四捨五入について知ること。	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 数と計算	—	—	—	⑨ 乗法に関して成り立つ簡単な性質について理解すること。	—	⑦ 目的に応じて四則計算の結果の見積りをすること。	2段階
	—	—	—	⑩ 乗法九九について知り、1位数と1位数との乗法の計算ができるること。	—	—	—
	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を、判断力、表現力を身に付けること。	—
	—	—	—	⑪ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	⑦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	⑦ 日常の事象における場面に着目し、目的に合った数の処理の仕方を考えるとともに、それを日常生活に生かすこと。	⑦ 分数の意味や表現に着目し、計算の仕方を考えること。
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
A 数と計算		—	—	—	② 除法が用いられる場合や意味について理解すること。	② 大きな数の加法及び減法の計算が、2位数などについての基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。	② 乗数や除数が整数や分数である場合も含めて、分数の乗法及び除法の意味について理解すること。	② 乗数や除数が整数や分数である場合も含めて、分数の乗法及び除法の意味について理解すること。	② 乗数や除数が整数や分数である場合も含めて、分数の乗法及び除法の意味について理解すること。
		—	—	—	④ 除法を式に表したり、式を読み取ったりすること。	④ 加法及び減法の計算が確実にでき、それらを適切に用いること。	④ 分数の乗法及び除法の計算ができること。	④ 分数の乗法及び除法の計算ができること。	④ 分数の乗法及び除法の計算ができること。
		—	—	—	⑤ 除法と乗法との関係について理解すること。	—	⑤ 分数についても、整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。	—	—
		—	—	—	⑥ 除数と商が共に1位数である除法の計算ができるること。	—	—	—	—
		—	—	—	⑦ 余りについて知り、余りの求め方が分かること。	—	—	—	—
		—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			1段階	2段階	2段階
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階			
				(ア) 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすこととともに、日常生活に生かすこと。	(ア) 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関する性質を見いだしたりするともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。	(ア) 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
				—	—	—	(ア) 端数部分の大きさを表すのに小数を用いることを知ること。	(ア) 2位数や3位数に1位数や2位数をかける乗法の計算が、乗法九九などの基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。	(ア) □、△などの代わりに、a、xなどの文字を用いて式に表したり、文字に数を当てはめて調べたりすること。
A 数と計算	—	—	—	—	—	—	(イ) $\frac{1}{10}$ の位までの小数の仕組みや表し方について理解すること。	(イ) 乗法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。	(イ) 乗法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
		—	—	—	—	—	(ア) 乗法に関する成り立つ性質について理解すること。	(ア) 乗法に関する成り立つ性質について理解すること。	—	—
		—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を、判断力、表現力を、表現力を等を身に付けること。	—	—
							(ア) 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関しても成り立つ性質を見いだしたりするともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。	(ア) 問題場面の数量の関係に着目し、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現したり、式の意味を読み取つたりすること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を、判断力、表現力を等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を、判断力、表現力を等を身に付けること。
A 数と計算							力 分数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	力 整数の除法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
		—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算					⑦ $\frac{1}{2}, \frac{1}{4}$ など簡単な分数について知ること。		⑦ 除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の計算が、基本的な計算を基にしてできること。また、その筆算の仕方について理解すること。	⑦ 除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の計算を基にしてできること。また、その筆算の仕方について理解すること。		
		—	—	—	—	—	① 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。	① 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。	—	—
		—	—	—	—	—	② 除法について、次の関係を理解すること。 $(\text{被除数}) = (\text{除数}) \times (\text{商}) + (\text{余り})$	② 除法について、次の関係を理解すること。 $(\text{被除数}) = (\text{除数}) \times (\text{商}) + (\text{余り})$	—	—
		—	—	—	—	—	③ 除法に関して成り立つ性質について理解すること。	③ 除法に関して成り立つ性質について理解すること。	—	—
		—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	—	—	—	—	—	⑦ □などに数を当てはめて調べること。	⑦ 小数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができること。
	—	—	—	—	—	⑧ 乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法の計算ができること。	⑧ 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。
	—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。
	—	—	—	—	—	⑨ 数量の関係に着目し、事柄や関係を式や図を用いて簡潔に表したり、式と図を関連付けて式を読んだりすること。	⑨ 数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し、計算の仕方を考えるとともに、それを日常生活に生かすこと。
	—	—	—	—	—	ク 小数の乗法及び除法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ク 小数の乗法及び除法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	—	—	⑩ 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。	⑩ 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。

A 数と計算

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
	—	—	—	—	—	—	⑦ 小数の乗法及び除法の計算ができること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	⑧ 余りの大きさについて理解すること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	⑨ 小数の乗法及び除法についても整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	⑩ 乗法及び除法の意味に着目し、乗数や除数が小数である場合まで数の範囲を広げて乗法及び除法の意味を捉え直すとともに、それらの計算の仕方を考えたり、それらを日常生活に生かしたりすること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	⑪ 分数とその計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—
A 数と計算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	
	—	—	—	—	—	(ア) 等分してできる部分の大きさや端数部分の大きさを表すのに分数を用いることについて理解すること。また、分数の表し方について知ること。	
	—	—	—	—	—	(イ) 分数が単位分数の幾つかで表すことができるること。	
	—	—	—	—	—	(ウ) 簡単な場合について、分数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができることを知ること。	
	—	—	—	—	—	(エ) 簡単な場合について、大きさの等しい分数があることを知ること。	
	—	—	—	—	—	(オ) 同分母の分数の加法及び減法の計算ができること。	

A 数と計算

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
		—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—	—	
		—	—	—	—	—	⑦ 数のまとまりに着目し、分数でも数の大きさを比べたり、計算したりできるかどうかを考えるとともに、分数を日常生活に生かすこと。	—	—	
		—	—	—	—	—	⑦ 数を構成する単位に着目し、大きさの等しい分数を探したり、計算の仕方を考えたりするとともに、それを日常生活に生かすこと。	—	—	
		—	—	—	—	—	コ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。	—	—	
		—	—	—	—	—	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	
A 数と計算		—	—	—	—	—	⑦ 四則の混合した式や()を用いた式について理解し、正しく計算すること。	—	—	

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			1段階	2段階	高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階			
A 数と計算	—	—	—	—	—	—	① 公式についての考え方を理解し、公式を用いること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	② 数量を□、△など用いて表し、その関係を式に表したり、□、△などに数を当てはめて調べたりすること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	③ 数量の関係を表す式についての理解を深めること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	④ 問題場面の数量の関係に着目し、数量の関係を簡潔に、また一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりすること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	⑤ 二つの数量の対応や変わり方に着目し、簡単な式で表されている関係について考察すること。	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	—	サ 計算に関する成り立つ性質に関わる数的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(ア) 四則に関する成り立つ性質についての理解を深めること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(ア) 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質を用いて計算の仕方を考えること。	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	ア 図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—
B 図形	ア ものの類別や分類・整理に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身の回りにあるもののが形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 平面図形に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
B 図形	(ア) 具体物に注目して指を差したり、つかもうとしたり、目で追ったりすること。	(ア) 色や形、大きさに着目して分類すること。	(ア) ものの形に着目し、身の回りにあるものの特徴を捉えること。	(ア) 直線について知ること。	(ア) 二等辺三角形、正三角形などについて知り、作図などを通じてそれらの関係に着目すること。	(ア) 平行四辺形、ひし形、合形について知ること。	(ア) 縮図や拡大図について理解すること。
	(イ) 形を観点に区別すること。	(イ) 具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。	(イ) 三角形や四角形について知ること。	(イ) 二等辺三角形や正三角形を定規とコンパスなどを用いて作図すること。	(イ) 図形の形や大きさが決まる要素について理解するとともに、図形の合同について理解すること。	(イ) 対称な図形について理解すること。	
	(ウ) 形が同じものを選ぶこと。	(ウ) 前後、左右、上下など方向や位置に関する言葉を用いて、ものの位置を表すこと。	(ウ) 正方形、長方形及び直角三角形について知ること。	(ウ) 基本的な図形と関連して角について知ること。	(ウ) 三角形や四角形などの多角形についての簡単な性質を理解すること。	(ウ) 三角形や四角形などの多角形についての簡単な性質を理解すること。	
	(エ) 似ている二つのものを見分けけること。	(エ) 正方形や長方形で捉えられる箱の形をしたものについて理解し、それらを構成したり、分解したりすること。	(エ) 直線の平行や垂直の関係について理解すること。	(エ) 円と関連させて正多角形の基本的な性質を知ること。	(エ) 円と関連させて正多角形の基本的な性質を知ること。	(エ) 円周率の意味について理解し、それを用いること。	
	(オ) 関連の深い一対のものや絵カードを組み合わせること。	(オ) 直角、頂点、辺及び面という用語を用いて図形の性質を表現すること。	(オ) 円について、中心、半径及び直径を知ること。また、円に関連して、球についても直径などを知ること。				

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
B 図形	Ⓐ 同じものの同士の集合づくりをすること。	—	—	—	Ⓑ 基本的な図形が分かれり、その图形をかいたり、簡単な図表を作つたりすること。	—	—	—	—
		—	—	—	Ⓓ 正方形、長方形及び直角三角形をかいたり、作つたり、それらを使って平面に敷き詰めたりすること。	—	—	—	—
	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を、目し、構成の仕方を考慮して、图形の性質を見いだすとともに、その性質を基に既習の图形を捉え直すこと。	(1) 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	(1) 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮して、图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	(1) 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を、目し、構成の仕方を考慮して、图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。
	Ⓑ 対象物に注意を向け、対象物の存在に気付き、諸感覚を協応させながら具体物を捉えること。	Ⓑ ものを色や形、大きさ、目的、用途及び機能に着目し、共通点や相違点について考えて、分類する方法を日常生活で生かすこと。	Ⓑ 身の回りにあるものから、いろいろな形を見付けたり、具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。	Ⓑ 身の回りにあるものから、いろいろな形を見付けたり、具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。	Ⓐ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	Ⓐ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	Ⓐ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	Ⓐ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。	Ⓐ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考慮し图形の性質を見いだし、身の回りのものの形を图形として捉えること。

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
B 図形	(イ) ものの属性に着目し、様々な情報から同質なものや類似したものに気付き、日常生活の中で関心をもつこと。		(イ) 身の回りにあるものの形を図形として捉えること。 —			(イ) 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見いだし、その性質を筋道を立てて考え方説明したりすること。	
	(ウ) ものとものとの関係に注意を向け、ものの属性に気付き、関心をもつて対応しながら、表現する仕方を見つけ出し、日常生活で生かすこと。		(ウ) 身の回りにあるものの形の観察などをして、ものの形を認識したり、形の特徴を捉えたりすること。 —				

学部	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
B 図形	① 身の回りにあるもの形に興心をもち、丸や三角、四角という名称を知ること。	② 傾斜をつくると角ができるることを理解すること。	—	③ 傾斜をつくると角ができるることを理解すること。	④ 面積の単位「平方センチメートル (cm ²)」、「平方メートル (m ²)」、「平方キロメートル (km ²)」について測定の意味について理解すること。	⑤ 立方体、直方体について知ること。	⑥ 身の回りにある形について捉え、およその面積などを求めること。	⑦ 身の回りにある形について知ること。	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		① 縦や横の線、十字、△や□をかくこと。	—	—	—	⑧ 正方形及び長方形の面積の求め方にについて知ること。	⑨ 直方体に関連して、直線や平面の平行や垂直の関係について理解すること。	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
	② 大きさや色など属性の異なるものであっても形の属性に着目して、分類したり、集めたりすること。	—	—	—	—	⑩ 見取図、展開図について知ること。	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	⑪ 基本的な角柱や円柱について知ること。	⑫ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	⑬ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	⑭ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
B 図形			② 身の回りにあるものの形に関心を向け、丸や三角、四角を考えながら分けたり、集めたりすること。	③ 倶斜が変化したときの斜面と底面の作り出す開き具合について、大きい・小さいと表現すること。	④ 面積の単位に着目し、図形の面積について、求め方を考えたり、計算して表したりすること。	⑤ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、立体図形の平面上での表現や構成の仕方を考え、それを日常生活に生かすこと。	⑥ 図形を構成する要素や性質に着目し、筋道を立てて面積などの求め方を考え、それを日常生活に生かすこと。
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
B 図形		—	—	—	② 角の大きさの単位 に着目し、図形の角 の大きさを的確に表 現して比較したり、 図形の考察に生かし たりすること。	② 平面や空間における 位置を決める要素 に着目し、その位置 を数を用いて表現す る方法を考察するこ と。	② 図形を構成する要 素などに着目し、基 本図形の面積の求め 方を見いだすとともに に、その表現を振り 返り、簡潔かつ的確 な表現に高め、公式 として導くこと。	② 図形を構成する要 素などに着目し、基 本図形の面積の求め 方を見いだすとともに に、その表現を振り 返り、簡潔かつ的確 な表現に高め、公式 として導くこと。	② 図形を構成する要 素などに着目し、基 本図形の面積の求め 方を見いだすとともに に、その表現を振り 返り、簡潔かつ的確 な表現に高め、公式 として導くこと。
		—	—	—	—	—	工 平面图形の面積に 関わる数学的活動を 通して、次の事項を 身に付けることがで きるよう指導する。	工 平面图形の体積に 関わる数学的活動を 通して、次の事項を 身に付けることがで きるよう指導する。	工 平面图形の体積に 関わる数学的活動を 通して、次の事項を 身に付けることがで きるよう指導する。
		—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及 び技能を身に付ける こと。	(ア) 次のような知識及 び技能を身に付ける こと。	(ア) 次のような知識及 び技能を身に付ける こと。
		—	—	—	—	—	（ア）三角形、平行四辺 形、ひし形、台形の 面積の計算による求 め方にについて理解す ること。	（ア）三角形、平行四辺 形、ひし形、台形の 面積の計算による求 め方にについて理解す ること。	（ア）三角形、平行四辺 形、ひし形、台形の 面積の計算による求 め方にについて理解す ること。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	（イ）立方体及び直方体 の体積の計算による 求め方にについて理解 すること。	（イ）立方体及び直方体 の体積の計算による 求め方にについて理解 すること。	（イ）立方体及び直方体 の体積の計算による 求め方にについて理解 すること。
		—	—	—	—	—	（ウ）基本的な角柱及び 円柱の体積の計算に よる求め方について理 解すること。	（ウ）基本的な角柱及び 円柱の体積の計算に よる求め方について理 解すること。	（ウ）基本的な角柱及び 円柱の体積の計算に よる求め方について理 解すること。
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階
	⑦ 大きさや長さなどを、基準に対して同じか違うかによって区別すること。	⑦ 長さ、重さ、高さ及び広さなどの量の大きさが分かること。	⑦ 長さ、重さ、高さなどの量を直接比較する方法について理解し、比較すること。	⑦ 目盛の原点を対象の端に当て測定すること。	—	—	—	—	—
	⑦ ある・ない、大きい・小さい、多い・少ない、などの用語に注目して表現すること。	⑦ 二つの量の大きさについて、一方を基準にして相対的に比べること。	⑦ 身の回りにあるものの大きさを単位として、その幾つかで大きさを比較すること。	⑦ 長さの単位「ミリメートル (mm), センチメートル (cm), メートル (m), キロメートル (km)」や重量の単位「グラム (g), キログラム (kg)」について知り、測定の意味を理解すること。	⑦ 長さの単位「ミリメートル (mm), センチメートル (cm), メートル (m), キロメートル (km)」や重量の単位「グラム (g), キログラム (kg)」について知り、測定の意味を理解すること。	—	—	—	—
C 测定	—	—	—	—	⑦ かさの単位「ミリリットル (mL), デシリットル (dL), リットル (L)」について知り、測定の意味を理解すること。	⑦ かさの単位「ミリリットル (mL), デシリットル (dL), リットル (L)」について知り、測定の意味を理解すること。	—	—	—
	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	(ア) 大小や多少等で区別することに関心をもち、量の大きさを表す用語に注目して表現すること。	(ア) 長さ、重さ、高さ及び広さなどの量を、一方を基準にして比べることに関心をもつたり、量の大きさを用語を用いて表現したりすること。	(ア) 身の回りのものの長さ、広さ及びかさについて、その単位に着目して大小を比較したり、表現したりすること。	(ア) 身の回りのものの特徴に着目し、目的に適した単位で量の大きさを表現したり、比べたりすること。	(ア) 時刻や時間に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 時間の単位（秒）について知ること。	
		—	—	—	—	—	—	—
C 測定					(ア) 時間の単位（日、午前、午後、時、分）について知り、それらの関係を理解すること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かして、時刻と生活とを結び付けて表現すること。	
					(ア) 時間の単位（秒）について知ること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。	
					(ア) 日常生活の中で時刻を読むこと。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位（日、午前、午後、時、分）について知り、それらの関係を理解すること。	
					(ア) 時間の単位（日、午前、午後、時、分）について知り、それらの関係を理解すること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。	
					(ア) 時間の読み方を日常生活に生かして、時刻と生活とを結び付けて表現すること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。	
					(ア) 時間の読み方を日常生活に生かして、時刻と生活とを結び付けて表現すること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(ア) 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。	

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）	
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
C 变化と関係	—	—	—	—	ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 伴って変わることの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	—	—	—	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	⑦ 変化の様子を表や式を用いて表したり、変化の特徴を読み取ったりすること。	⑦ 簡単な場合について、比例の関係があることを知ること。	⑦ 比例の関係について理解すること。	① 比例の関係を用いた問題解決の方法について理解すること。
	—	—	—	—	—	—	—	—	⑦ 反比例の関係について理解すること。
	—	—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係				（ア）伴って変わる二つの数量を見いだし、表や式を用いて変化の特徴を考察すること。	（ア）伴って変わる二つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察すること。	（イ）二つの数量の割合として捉えられる数量に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	（ア）二つの数量の割合として捉えられる数量に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）二つの数量の関係を見いだし、それらの関係に着目し、目的に応じて表や式、グラフを用いて変化や対応の特徴を表現して、変化や対応の特徴を見いだすとともに、それを日常生活に生かすこと。
	—	—	—	—	—	—	—	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。	（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。
								（ア）簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係とを比べる場合に割合を用いる場合があることを知ること。	（ア）速さなど単位当たりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求めること。
									（ア）比の意味や表し方を理解し、数量の関係を比で表したり、等しい比をつくったりすること。

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
C 变化と関係	—	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	(ア) 日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比較方を考察し、それを日常生活に生かすこと。	—
	—	—	—	—	—	ア データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
D データの活用	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。					
	—	—	—	—	—	(ア) データを日時や場所などの観点から分類及び整理し、表や棒グラフで表したり、読んだりすること。	(ア) 数量の関係を割合で捉え、円グラフや帯グラフで表したり、読んだりすること。
	—	—	—	—	—	ア ものとの対応やものの個数について、簡単な絵や図に表して整理したり、それらを読みだりすること。	ア 表値の意味や求め方を理解すること。

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
				① 身の回りにあるデータを簡単な記号に置き換えて表し、比較して読み取ること。	① データを二つの観点から分類及び整理し、折れ線グラフで表したり、読み取つたりすること。	① 円グラフや帯グラフの意味やそれらの用い方を理解すること。	① 度数分布を表す表や柱状グラフの特徴及びそれらの用い方を理解すること。			
		—	—	—	② 表や棒グラフ、折れ線グラフの意味やその用い方を理解すること。	② データの収集や適切な手法の選択など統計的な問題解決の方法を知ること。	② 目的に応じてデータを収集したり、適切な手法を選択したりするなど、統計的な問題解決の方法を理解すること。			
					(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。
		—	—	—	② 身近なものの色や形、大きさ、目的及び用途等に 관심を向け、共通点や相違点を考えながら、興味をもって分類すること。	② 個数の把握や比較のため簡単に絵や図、記号に書き換えて簡潔に表現すること。	② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、簡単な表やグラフを用いながら読み取りたり、考察したりする。	② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、表や棒グラフを用いながら読み取りたり、考察したりする。	② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、問題を解決するために適切なグラフを選択して読み取り、結論を表現したりすること。	② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、問題を解決するために適切なグラフを選択して読み取り、結論について多面的に捉え考察すること。
D データの活用										
									① 目的に応じてデータを集め分類及び整理し、データの特徴や傾向を見付けて、適切なグラフを用いて表現したり、考察したりすること。	
									—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
			イ 同等と多少に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。				イ 测定した結果を平均する方法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 起こり得る場合に測定した結果を平均する方法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
				—	—				
			(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。			(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。		(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	
				—	—				
			(ア) ものどものとを対応させることによつて、ものの同等や多少が分かること。						
				—	—				
			(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。					(1) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	
				—	—				
D データの活用			(ア) 身の回りにあるものの個数に着目して絵グラフなどに表し、多少を読み取って表現すること。					(ア) 概括的に捉えることに着目し、測定した結果を平均する方法について考察し、それを学習や日常生活に生かすこと。	
				—	—				
			(ウ) ○×を用いた表に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。						
				—	—				
			(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。						
				—	—				

学部	内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
D データの活用	—	② 身の回りの出来事から○×を用いた簡単な表を作成するなど。	—	—	—	—	—	—
	—	① 簡単な表で使用する○×の記号の意味が分かること。	—	—	—	—	—	—
	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	—	—	—
	—	③ 身の回りの出来事を捉え、○×を用いた簡単な表で表現すること。	—	—	—	—	—	—
	—	ア 内容の「A数量の基礎」、「B数と計算」、「C図形」及び「D測定」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。					
	—	ア 内容の「A数量の基礎」、「B数と計算」、「C図形」及び「D測定」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。					
	—	数学的活動	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部（算数）			中学部（数学）			高等部（数学）		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
数学的活動	(ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量や形に関わる活動	(ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量に主体的に関わる活動	(ア) 身の回りの事象から見いだした数学の問題を、具休物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(ア) 日常生活の事象から見いだした数学の問題を、具休物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(ア) 日常生活の事象から見いだした数学の問題を、具休物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(ア) 日常の事象から数学の問題を見いだしして解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動	(ア) 日常の事象から数学の問題を見いだしして解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動	(ア) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、発展的に考察したりする活動	(ア) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動
	(イ) 日常生活の問題を取り上げたり算数の問題を具体物などを用いて解決したりして、結果を確かめる活動	(イ) 日常生活の問題を取り上げたり算数の問題を、具体物、絵図、式などを用いて解決し、結果を確かめる活動	(イ) 問題解決した過程や結果を、具休物や図、式などを用いて表現し伝え合う活動	(イ) 問題解決した過程や結果を、具休物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(イ) 問題解決した過程や結果を、具休物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(ウ) 問題解決した過程や結果を、具休物や図、表などを用いて表現し伝え合う活動	(ウ) 問題解決した過程や結果を、具休物や図、表などを用いて数学的に表現し伝え合う活動	(ウ) 問題解決の過程や結果を、図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動	(ウ) 問題解決の過程や結果を、目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

目標・内容の一覧(理科)

学部

高等部

教科の目標	
段階の目標	内容
A 生命	<p>自然に親しみ、理科の見方・考え方を動かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようとする。</p> <p>思考力、判断力、表現力等</p> <p>(2) 観察、実験などを行い、解決の方法を考える力により妥当な考えをつくりだす力を養う。</p> <p>(3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度を養う。</p>
B 地球・自然	<p>身の回りの生物の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようとする。</p> <p>太陽と地面の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようとする。</p>
C 物質・エネルギー	<p>物の性質、風やゴムの力の動き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるように関する初歩的な技能を身に付けるようとする。</p>
A 生命	<p>身の回りの生物の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。</p> <p>思考力、表現力、表現力等</p>
A 生命	

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
B 思考力、判断力、表現力等	B 地球・自然	イ 太陽と地面の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。	イ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について、疑問をもつたことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。	イ 流れる水の動き、気象現象の規則性について調べる中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を考える力を養う。
	C 物質・エネルギー	イ 物の性質、風やゴムの力の動き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。	イ 水や空気の性質について、疑問をもつたことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。	イ 物の溶け方、電流の動きについて調べる中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を考える力を養う。
	A 生命	ウ 身の回りの生物の様子について進んで調べ、生物を愛護する態度や、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについて見いだした疑問を進んで調べ、生物を愛護する態度や学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 生命の連続性について進んで調べ、生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。
	B 地球・自然	ウ 太陽と地面の様子について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 流れる水の動き、気象現象の規則性について進んで調べ、学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。
	C 物質・エネルギー	ウ 物の性質、風やゴムの力の動き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 水や空気の性質について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活に生かそうとする態度を養う。	ウ 燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や動きについて調べる中で、主にそれらの仕組みや性質、規則性及び動きについて、より妥当な考えをつくりだす力を養う。
	学びに向かう力、人間性等			ウ 生物の体のつくりと動き、生物と環境との関わりについて進んで調べ、生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

学部	内容	1段階		2段階	
		中学部	高等部	1段階	2段階
ア 身の回りの生物	身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、生物の姿に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 ① 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。 ② 昆虫や植物の育ち方には一定の順序があること。	(ア) 人の体のつくりと運動 人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと働きに着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 植物の発芽、成長、結実 植物の育ち方に着目して、発芽、成長及び結実の様子に着目して、それを制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 人の体のつくりと動き 人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の動きに着目して、生命を維持する動きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けるよう指導する。
A 生命	(イ) 身の回りの生物について調べる中で、差異点や共通点に気付き、生物の姿についての疑問をもち、表現すること。	(イ) 人や他の動物の骨や筋肉のつくりと働きについて調べる中で、見いたした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。	(イ) 身の回りの生物について調べる中で、差異点や共通点に気付き、生物の姿についての疑問をもち、表現すること。	(イ) 動物の誕生 動物の発生や成長について、魚を育てる中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(イ) 植物の養分と水の通り道 植物について、その体のつくり、体内の水分などの行方及び葉で養分をつくる動きに着目して、生命を維持する動きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ 季節と生物	身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。				

学部	内容	中学部		高等部	
		1段階	2段階	1段階	2段階
		<p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などにに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>(ウ) 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>(エ) 身近な動物の活動や植物の成長の変化について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などにに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 魚には雌雄があり、生まれた卵は日本たつにつれて中の様子が変化して見えること。</p> <p>(ウ) 人は、母体内で成長して生まれること。</p> <p>(エ) 動物の発生や成長について調べる中で、動物の発生や成長の様子と経過についての予想や仮説を基に、解決の方策を考え、表現すること。</p>	<p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などにに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 植物の葉に日光が当たるとくんぶんができるうこと。</p> <p>(ウ) 根、茎及び葉には、水の通り道があり、根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。</p> <p>(エ) 植物の体のつくりと働きについて調べる中で、体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて、より妥当な考え方をつくりだし、表現すること。</p>	<p>(ア) 生物と環境</p> <p>生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(イ) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などにに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。</p> <p>(イ) 生物の間には、食う食われるという関係があること。</p> <p>(ウ) 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。</p>

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
A 生命	ア 太陽と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、日なたと日陰の様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。 ⑥ 日陰は太陽の光を遮るとできること。 ⑦ 地面は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地面の暖かさに違いがあること。	ア 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れやしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 ⑥ 水は、高い場所から低い場所へと流れ集まること。 ⑦ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違があること。	ア 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 生物と環境について調べる中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。 ア 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 ⑥ 土地は、礫（れき）、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくるがっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。 ⑦ 地層は、流れの水の動きや火山の噴火によってできること。 ⑧ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。
B 地球・自然	ア 日なたと日陰の様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、太陽と地面の様子との関係についての疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。 (1) 日なたと日陰の様子について調べる中で、見いたした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。	ア 地の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。 ⑤ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。	(1) 土地のつくりと変化について調べる中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考え方をつくりだし、表現すること。 (1) 流れる水の働きについて調べる中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。	

学部	内容	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
中学部							
B 地球・自然	イ 天気の様子 天気や自然界の水の様子について、気温や水の行方に着目して、それらと天気の様子や水の状態変化などを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のことを探解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 (イ) 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。 (ウ) 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。	イ 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のことを探解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 (イ) 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。 (ウ) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。	イ 月と太陽 月の形の見え方について、月と太陽の位置に着目して、それらの位置関係を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のことを探解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 (イ) 月の輝いている側に太陽があること。また、月の形の見え方は、太陽と月との位置関係によって変わること。	(ア) 月の輝いている側に太陽があること。また、月の形の見え方は、太陽と月との位置関係によって変わること。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
B 地球・自然	<p>(ア) 月は日によって形が変わって見え、1日のうちでも時刻によって位置が変わること。</p> <p>(イ) 月の位置の変化と時間の経過との関係について調べる中で、見いたした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>ア 水や空気と温度</p> <p>水や空気の性質について、体積や状態の変化に着目して、それらと温度の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 物は、形が変わつても重さは変わらないこと。</p>	<p>ア 物の溶け方</p> <p>物の溶け方にについて、溶ける量や様子に着目して、水の温度や量などの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 物が水に溶けても、水と物とを合わせた重さは変わらないこと。</p> <p>(ア) 物が水に溶ける量には、限度があること。</p> <p>(ウ) 物が水に溶ける量は水の温度や量、溶ける物によって違うこと。また、この性質を利用して、溶けている物を取り出すことができるうこと。</p>	<p>ア 燃焼の仕組み</p> <p>燃焼の仕組みについて、空気の変化に着目して、物の燃え方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 植物体が燃えるときには、空気中の酸素が使われて二酸化炭素ができること。</p> <p>(ア) 物の形や体積と重さとの関係について調べる中で、見いたした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>
C 物質・エネルギー	<p>(イ) 物は、体積が同じでも重さは違うことがあること。</p>	<p>(イ) 水や空気の体積や状態の変化について調べる中で、見いたした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>(イ) 物の溶け方について調べる中で、物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>(イ) 燃焼の仕組みについて調べる中で、物が燃えたときの空気の変化について、より妥当な考え方をつくりだし、表現すること。</p>

学部	内容	中学部 1段階	中学部 2段階	高等部 1段階	高等部 2段階
	<p>イ 風やゴムの力の動き</p> <p>風やゴムの力の動きについて、力と物の動く様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに關する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 風の力は、物を動かすことができるけど。また、風の力の大きさを変えると、物が動く様子も変わること。</p> <p>(エ) ゴムの力は、物を動かすことができるけど。また、ゴムの力の大きさを変えると、物が動く様子も変わること。</p> <p>(イ) 風やゴムの力で物が動く様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、風やゴムの力の動きについての疑問をもち、表現すること。</p> <p>ウ 光や音の性質</p> <p>光や音の性質について、光を当てたときの明るさや暖かさ、音を出したときの震え方に着目して、光の強さや音の大きさを変えたときの違いを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<p>イ 電流の動き</p> <p>電流の動きについて、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに關する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 乾電池の数やつなぎ方を変えると、電流の大きさや向きが変わり、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること。</p> <p>(エ) 電流の働きについて調べる中で、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>イ 水溶液の性質</p> <p>水溶液について、溶けている物に着目して、それらによる水溶液の性質や動きの違いを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに關する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 水溶液には、酸性、アルカリ性及び中性のものがあること。</p> <p>(エ) 水溶液には、氣体が溶けているものがあること。</p> <p>(オ) 水溶液には、金属を変化させるものがあること。</p> <p>(イ) 水溶液の性質や動きについて調べる中で、溶けているものによる性質や動きの違いについて、より妥当な考え方をつくりだし、表現すること。</p> <p>ウ この規則性</p> <p>この規則性について、力を加える位置や力の大きさに着目して、てこの動きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>		

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
		<p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 日光は直進すること。</p> <p>(ウ) 物に日光を当てると、物の明るさや暖かさが変わること。</p> <p>(エ) 物から音が出来たり伝わったりするとき、物は震えていること。</p> <p>(オ) 光を当てたときの明るさや暖かさの様子、音を出したときの震え方の様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、光や音の性質についての疑問をもち、表現すること。</p>	<p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 力を加える位置や力の大きさを変えると、てこを傾ける動きが変わり、てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること。</p> <p>(ウ) 身の回りには、てこの規則性を利用した道具があること。</p>	<p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) この規則性について調べる中で、力を加える位置や力の大きさとてこの動きとの関係について、より妥当な考え方をつくりだし、表現すること。</p>
C 物質・エネルギー	工 磁石の性質	<p>磁石の性質について、磁石を身の回りの物に近付けたときの様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。</p> <p>(イ) 磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと。</p>	<p>電気の利用</p> <p>発電や蓄電、電気の変換について、電気の量や動きに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のこととを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 電気は、つくりだしたり蓄えたりすることができること。</p> <p>(ウ) 電気は、光、音、熱、運動などに変換することができます。</p> <p>(エ) 身の回りには、電気の性質や動きを利用した道具があること。</p>	

学部	内容	中学部			高等部
		1段階	2段階	1段階	
C 物質・エネルギー	(1) 磁石を身の回りの物に近づけたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。 オ 電気の通り道 電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と、乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。 (イ) 電気を通すつなぎ方と通さないつなぎ方があること。 (ロ) 電気を通す物と通さない物があること。	(1) 磁石を身の回りの物に近づけたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。 オ 電気の通り道 電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と、乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。 (イ) 電気を通す物と通さない物があること。	(1) 磁石を身の回りの物に近づけたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。 オ 電気の通り道 電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と、乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のこと理解するとともに、観察、実験などに関する初步的な技能を身に付けること。 (イ) 電気を通す物と通さない物があること。	(1) 電気の性質や動きについて調べる中で、電気の量と動きとの関係、発電や蓄電、電気の変換について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。	(1) 電気の性質や動きについて調べる中で、電気の量と動きとの関係、発電や蓄電、電気の変換について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

目標・内容の一覧(音楽)

学部	小学部	中学部	高等部				
段階の目標	1段階	2段階	3段階				
教科の目標							
知識及び技能 思考力、判断力、表現力等 学びに向かう力、人間性等	曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。	感じたことを表現することや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら、音や音楽の楽しさを味わって聴くことができるようにする。	音や音楽に楽しむことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら、音や音楽を味わって聴くことができるようにする。	曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分の評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようになる。	曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようになる。
	ア 音や音楽に注意を向けて気付くとともに、関心を向け、音楽表現を楽しむため必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるようにする。	ア 曲名や曲想と簡単な音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむため必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。	ア 曲名や曲の雰囲気と音楽の構造などの関わりについて気付くとともに、音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようにする。	ア 曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようになる。	ア 曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようになる。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんぐ態度を養い、豊かな情操を培う。	音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分の評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようになる。
				1段階	2段階	3段階	4段階
				ア 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむため必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようになる。	ア 曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようになる。	ア 曲名や曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようになる。	ア 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようになる。

学部	段階の目標	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
思考力、判断力、表現力等	イ 音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもつて聞くことができるようになる。	イ 音楽表現を工夫することを、表現することで、音や音楽に興味をもつて聞くことができるようになる。	イ 音楽表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わくことができるようになる。	イ 音楽表現を考える意図をもつことや、音や音楽を味わいながら聞くことができるようになる。	イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさを見いだしながら音楽を味わって聞くことができるようになる。	イ 音楽表現を考えることや、音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聞くことができるようになる。	イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聞くことができるようになる。	イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聞くことができるようになる。
学びに向かう力、人間性等	ウ 音や音楽に気付いて、教師と一緒に音楽活動をする感じとともに、音楽経験を生かして生活を楽しいものにしようとする態度を養う。	ウ 音や音楽に気付いて、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもちながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにしようとする態度を養う。	ウ 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 主体的に楽しく音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に触れるとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 主体的に楽しく音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。
A 表現	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
(7) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、好きな歌ややさしい旋律の一部分を自分なりに歌いたいという思いをもつこと。	ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現に対する思いをもつこと。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、好きな歌ややさしい旋律の一部分を自分なりに歌いたいという思いをもつこと。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現に対する思いをもつこと。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気に合はそうな表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。	(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 表現	(1) 表現する音や音楽に気付くこと。	(1) 次のア及びイについて気付くこと。	(1) 次のア及びイについて気付くこと。	(1) 次のア及びイについて気付くこと。	(1) 次のア及びイについて理解すること。	(1) 次のア及びイについて理解すること。	(1) 次のア及びイについて理解すること。	
	—	⑦ 曲の特徴的なリズムと旋律	⑦ 曲の雰囲気と曲の速さや強弱との関わり	⑦ 曲名や歌詞を使われている特徴的な言葉	⑦ 曲名や曲想と音楽の構造との関わり	⑦ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	⑦ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	⑦ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり
	—	(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 思いに合った歌い方で歌うためには次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。
	—	⑦ 音や音楽を感じて体を動かす技能	⑦ 範唱を聴いて、曲の一一部分を模唱する技能	⑦ 自分の歌声に注意を向けて歌う技能	⑦ 発声の仕方に気を付けて歌う技能	⑦ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能	⑦ 範唱を聴いたり、歌詞を見て歌つたりする技能	⑦ 範唱を聴いたり、歌詞を見て歌つたりする技能
	—	⑦ 音や音楽を感じて楽器の音を出す技能	⑦ 教師や友達と一緒に歌う技能	⑦ 教師や友達と一緒に声を合せて歌う技能	⑦ 友達の歌声や伴奏を聴いて声を合せて歌う技能	⑦ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能	⑦ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能	⑦ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能
	—	⑦ 音や音楽を感じて声を出す技能	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 表現	—	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	2段階
	—	(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身近な打楽器などに親しみ音を出そっとする思いをもつこと。	(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現に対する思いをもつこと。	(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気に対し、器楽表現に対する思いや意図をもつこと。	(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想にふさわしい表現を工夫し、器楽表現に対する思いや意図をもつこと。	(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想と音楽の構造との関わり	(ア) 次のア及びイについて理解すること。	2段階
	—	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり	(イ) 次のア及びイについて理解すること。	2段階
	—	ア 拍や曲の特徴的なリズム	ア リズム、速度や強弱の違い	ア 演奏の仕方による楽器の音色の違い	ア 楽器の音色と全体の響きとの関わり	ア 曲の雰囲気と音樂の構造との関わり	ア 曲想と音楽の構造との関わり	2段階
	—	ア 楽器の音色の違い	ア 楽器の音色の違い	ア 思いに合った表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	ア 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	ア 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	ア 創意工夫を生かした表現をするために必要な次のアからウまでの技能を身に付けること。	2段階
	—	ア 範奏を聴き、模倣をして演奏する技能	ア 簡単な楽譜を見てリズムや速度を意識して演奏する技能	ア 簡単な楽譜を見てリズムや速度、音色などを意識して、演奏する技能	ア 簡単な楽譜を見てリズムや速度、音色などを意識して、演奏する技能	ア 範奏を見てハ長調及び短調の楽譜を見たりして演奏する技能	ア 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能	2段階
	—							

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 表現	① 身近な打楽器を演奏する技能	① 身近な打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、打楽器や旋律楽器の基本的な扱いを意識して、音色や響きに気を付けて演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、打楽器や旋律楽器及び打楽器を演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能	① 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら、他者と合わせて演奏する技能	
	—	—	—	② 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能	② 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、リズムや速度を合わせて演奏する技能	② 各声部の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能	—	
	② 教師や友達と一緒に演奏する技能	② 教師や友達と一緒に演奏する技能	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	

学部	内容	小学部			中学部		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階
A 表現	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどに触れて気付くこと。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどと関わって気付くこと。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどと関わって気付くこと。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどと関わって気付くこと。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどと関わって理解すること。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどと関わって理解すること。	(ア) 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。
	(ア) 声や身の回りの様々な音の特徴	(ア) 声や身の回りの様々な音の特徴	(ア) いろいろな音の響きの特徴	(ア) いろいろな音の響きの特徴	(ア) いろいろな音の響きやその組み合わせの特徴	(ア) いろいろな音の響きやその組み合わせの特徴	(ア) 音のつながり方の特徴
	(イ) 音のつなげ方の特徴	(イ) 簡単なリズム・パターンの特徴	(イ) リズム・パターンや短い旋律のつなげ方の特徴	(イ) リズム・パターンや短い旋律のつなげ方の特徴	(イ) リズム・パターンや短い旋律のつなげ方や重ね方の特徴	(イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴	(イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
A 表現	—	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムや特徴を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。	(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムや旋律の特徴、歌詞を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。	(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムや曲の雰囲気を感じ取り、体を動かすことについての思いや意図をもつこと。				
	—	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。	(イ) 次のア及びイについて気付くこと。
	—	⑦ 拍や曲の特徴的なリズム	⑦ 曲のリズム、速度、旋律	⑦ 曲の雰囲気と音楽の構造との関わり	⑦ 曲想と音楽の構造との関わり	⑦ 曲想と音楽の構造との関わり	⑦ 曲想と音楽の構造との関わり	⑦ 曲想と音楽の構造との関わり
	—	⑧ 曲名と動きとの関わり	⑧ 曲名、拍やリズムを表す言葉やかけ声、歌詞の一部	⑧ 曲名や歌詞と体の動きとの関わり				
	—	(ウ) 思いに合った動きで表現するために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いに合った動きで表現するために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するためるために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するためのために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意団にふさわしい動きで表現するためのために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かして表現をするために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かして表現をするために必要な次のアから(ウ)までの技能を身に付けること。
	—	⑨ 示範を見て模倣したり、拍や特徴的なリズムを意識したりして、身体表現をする技能	⑨ 示範を見たり、拍やリズム、旋律を意識したりして、身体表現をする技能	⑨ 示範を見て体を動かしたり、曲の速度やリズム、曲の雰囲気に合わせて身体表現したりする技能	⑨ 示範を見て体を動かしたり、曲の速度やリズム、曲の雰囲気に合わせて身体表現したりする技能	⑨ 示範を見て表現したりする技能	⑨ 曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能	⑨ 曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能
	—	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能	して手足や身体全体を動かす技能

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階		
共通項目	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 音楽を形づくっている要素を聞き取り、それらの動きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における動きと関わらせ、その意味に触れること。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 音楽を形づくっている要素を聞き取り、それらの動きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における動きと関わらせで理解すること。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連性を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における動きと関わらせで理解すること。

目標・内容の一覧(図画工作)(美術)

学部	小学部	中学部	高等部				
段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
知識及び技能	(1) 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくることができるようになる。	(1) 造形的な視点について理解し、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫する技機能を身に付けるようになる。	(1) 造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようになる。	(1) 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。	(2) 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。	(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようになる。	(1) 造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようになる。
思考力、判断力、表現力等	(2) 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようになる。	(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心を育み、感性を豊かにし、豊かな生活を當む態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を當む態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を當む態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を當む態度を養い、豊かな情操を培う。
学びに向かう力、人間性等	ア 形や色などに気付き、材料や用具を使おうとするようになる。	ア 形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようになる。	ア 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようになる。	ア 造形的な視点について気付き、用具の扱い方に親しむとともに、表し方を工夫してつくるようになる。	ア 造形的な視点について理解し、材料や用具の扱い方などを身に付けるとともに、多様な表し方を工夫する技機能を身に付けるようになる。	ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようになる。	ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようになる。

学部	段階の目標	小学部			中学部			高等部		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
思考力、判断力、表現力等	イ 表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようになる。	イ 表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったりするようになる。	イ 表したいことをやめたいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようになる。	イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことを思つたことや、材料などを基に、発想し構想するとともに、自分たちの作品や美術作品などに親しみ自分の見方や感じ方を広げることができるようにする。	イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようになる。	イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことを思つたことや想像したこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、自分たちの作品や美術作品などに親しみ自分の見方や感じ方を広めることができるようにする。	イ 造形的なよさや面白さ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を豊かに発想し構想を練つたり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようになる。	イ 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し、主題を生み出し豊かに発想し構想を練つたり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようになる。	イ 造形的なよさや美しさ、表現の意団と創造的な工夫などについて考えて、主題を生み出し豊かに発想し構想を練つたり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようになる。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。
学びに向かう力、人間性等	ウ 進んで表現したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを感じるとともに、形や色などに関わることにより楽しく生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、感性を育み、形や色などに関わることにより樂しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を高め、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	ウ 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

学部	内容	小学部			中学部			高等部
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
	A 表現							
ア 線を引く、絵をかくなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身近な出来事や思ったことを基に絵をかく、粘土で形をつくるなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 日常生活の出来事やや思ったことを基に絵をかいたり、作品をつくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 経験したことや想像したこと、表したいこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、描いたり、つくったり、それらを飾つたりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 経験したことや想像したこと、表したいこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、描いたり、つくったり、それらを飾つたりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使つたりする目的や条件などを基に主題を生み出し、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現すること。	(イ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を追求し、自分らしさを発揮して表すこと。
(ア) 材料などから、表したいことを思い付くこと。	(ア) 材料や、感じたこと、想像したこと、見たことから表したいことを思い付くこと。	(ア) 材料や、感じたこと、見たこと、思ったことから表したいことを思い付くこと。	(ア) 経験したことや思ったこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、発想や構想をすること。	(ア) 経験したことや想像したこと、表したいことや表し方を考えて、発想や構想をすること。	(ア) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使つたりする目的や条件などを基に主題を生み出し、構成を創意工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。	(ア) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使つたりする目的や条件などを基に主題を生み出し、構成を創意工夫し、心豊かに表現すること。	(イ) 材料や用具の扱いを身に付け、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具の特徴を生かしたり、それらを組み合わせたりして計画的に表すこと。	(イ) 材料や用具の扱いを身に付け、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具を選んで使い表すこと。
(イ) 身の回りの自然物などに触れながらかく、切る、ねる、はるなどすること。	(イ) 身近な材料や用具を使い、かいたり、形をつくったりすること。	(イ) 様々な材料や用具を使い、工夫して絵をかいたり、作品をつくったりすること。	(イ) 材料や用具の扱いに親しみ、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具を選んで使い表すこと。	(イ) 材料や用具の扱いを身に付け、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具の特徴を生かしたり、それらを組み合わせたりして計画的に表すこと。				

学部	内容	小学部			中学部		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階
					B 鑑賞		
ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 身の回りにあるもののや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 自分たちの作品や身の回りにあるものの形や色について感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 自分たちの作品や身の回りにあるものの形や色について感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 美術作品や生活の中の美術の動き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 身の回りにあるものなどを観ること。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 自分たちの作品や身の回りにあるものの形や色について感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 自分たちの作品や身の回りにあるものの形や色について感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 表し方や材料による印象の違いなどを捉え、自分の見方や感じ方を広げるこ。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 表し方や材料による特徴の違いなどを捉え、自分の見方や感じ方を広げるこ。	(ア) 表し方や材料による特徴の違いなどを捉え、自分の見方や感じ方を広めるこ。	(ア) 生活や社会の中の美術や文化遺産などによさや美しさを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の動きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

学部 内容	小学部			中学部			高等部
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	
(共通事項)							
ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などについて、形や色などについて気付くこと。	(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などの感じに気付くこと。	(ア) 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じに気付くこと。	(ア) 自分の感覚や行為を通して、形や色などの特徴について知ること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの特徴について理解すること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。
(イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	(イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	(イ) 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。	(イ) 造形的な特徴などをからイメージをもつこと。	(イ) 造形的な特徴などをからイメージをもつこと。	(イ) 造形的な特徴などをから全体のイメージで捉えることを理解すること。	(イ) 造形的な特徴などをから全体のイメージで捉えることを理解すること。	(イ) 造形的な特徴などをから全体のイメージで捉えることを理解すること。

目標・内容の一覧(体育)(保健体育)

学部	小学部(体育)	中学部(体育)	高等部(保健体育)
教科の目標			
体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見出し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	(1) 遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健について知るとともに、基本的な動きや健的な生活に必要な事柄を身に付けるようになる。 (2) 遊びや基本的な運動及び健についての自分の課題に気付き、その解決に向け自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。	(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようになる。	(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、目的に応じた技能を身に付けるようになる。
思考力、判断力、表現力等	(3) 遊びや基本的な運動に親しむことや健の保持増進と体力の向上を目指して、楽しく明るい生活を営む態度を養う。	(2) 各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向け自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	(2) 各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向け自ら思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他人に伝える力を養う。
学びに向かう力、人間性等		(3) 生涯にわたって運動に親しむことや健の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。	(3) 生涯にわたって運動に親しむことや健の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

学部	小学部（体育）			中学部（保健体育）			高等部（保健体育）		
	段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
	ア 教師と一緒に、楽しく体を動かすことができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な運動ができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。	ア 教師の支援を受け、その楽しさを感知し、その特徴に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに、技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに、技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能等や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などの理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能等や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに、技能を身に付けるようになる。	ア 各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し、その解決のために仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
思考力、判断力、表現力等	イ 体を動かすことの楽しさや心地よさを表現できるようにするとともに、健康な生活を営むために必要な事柄について教師に伝えることができるようになる。	イ 基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現できるようになるに、健康な生活に向け、感じたことを他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康しみ方や健康な生活の仕方について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、そのための方策を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、そのための方策を考えたり、工夫したりしたことを、仲間に伝えたりして他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、そのための方策を考えたり、工夫したりしたことを、仲間に伝えたりして他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、そのための方策を考えたり、工夫したりしたことを、仲間に伝えたりして他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、そのための方策を考えたり、工夫したりしたことを、仲間に伝えたりして他者に伝える力を養う。

学部	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
	段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
ウ 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をしようとしたり、 健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。 力、人間性等 学びに向かう	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく運動をしようとしたり、 健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ 簡単なきまりを守り、友達と一緒に安全に楽しく運動をしようとしたり、 健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ 簡単なきまりを守り、自分から友達と一緒に安全に楽しく運動をしようとしたり、 健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ 各種の運動に取り組み、きまりで取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をする態度を養う。また、健康・安全の大さに気付き、自分の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。	ウ 各種の運動に取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大さに気付き、自分の健康の保持増進と回復に進んで取り組む態度を養う。	ウ 各種の運動に取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康的な保持増進と回復に取り組む態度を養う。	ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康的な保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。	ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康的な保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。	ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康的な保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。
A 体つくり運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	体つくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
A 体つくり運動 (小学部2・3段階、中学校部、高等部)									

学部	小学部（体育）			中学部（保健体育）			高等部（保健体育）		
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階
A 体つくり運動遊び（小学部1段階）	ア 教師と一緒に、手足を動かしたり、歩いたりして楽しく体を動かすこと。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な体つくり運動をする。	ア 基本的な体つくり運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさに触れるとともに、その行い方が分かり、友達と関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさに触れるとともに、その行い方を理解し、友達と関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、それを楽しむとともに、仲間と積極的に関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、その行い方や方法の理 解を深めるとともに、仲間と自主的に関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい、それを楽しむとともに、仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝えること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい、それを楽しむとともに、仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝えること。
A 体つくり運動（小学部2・3段階、中学部、高等部）	イ 手足を動かしたり、歩いたりして体を動かすことよさを表現すること。	イ 基本的な体つくり運動に慣れ、その楽しさや心地よさを表現すること。	イ 基本的な体つくり運動の楽しみ方を工夫することなどを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のための方策を工夫したり、仲間と工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したこと、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部	内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 体つくり運動遊び（小学部1段階）	ウ 簡単な合図や指示に従って、体つくり運動遊びをしようすること。	ウ 簡単なきまりを守り、友達と一緒に楽しく、基本的な体つくり運動をしようとすること。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体つくり運動をしたり、道具の安全に気を付けたりしようとすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きまりを守り、協力したり、道具の安全に留意したり、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と一緒に助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	
B 器械・器具を使っての遊び（小学部1段階）	ア 教師と一緒に、器械・器具を使つての遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく器械・器具を使つて楽しく体を動かすこと。	ア 器械・器具を使つての遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに、基本的な動きや技を身に付けること。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに、基本的な動きや技を身に付けること。	
B 器械・器具を使っての運動（小学部2・3段階）	イ 器械・器具を使つて体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 器械・器具を使つての基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 器械・器具を使つての基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 器械・器具を使つての基本的な運動のを行い方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 器械・器具を使つての基本的な運動のを行い方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 器械運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことなどを他者に伝えること。	イ 器械運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことなどを他者に伝えること。	イ 器械運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことなどを他者に伝えること。	イ 器械運動についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことなどを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	

学部	内容	小学部（体育）			中学部（保健体育）			高等部（保健体育）		
		1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 器械・器具を使っての遊び（小学部1段階）	ウ 簡単な合図や指示に従って、器械・器具を使っての遊びをしようとすること。	ウ きまりを守り、自分から友達とともに安全に楽しく、器械・器具を使っての基本的な運動をしようとすること。	ウ きまりを守り、自分から友達と一緒に楽しく器械・器具を使つた運動に取り組み、きまりを守り、友達と一緒に楽しく器械・器具を使つた運動をしようとすること。	ウ 器械運動に積極的に取り組み、きまりを取り組み、きまりを守り、友達と一緒に協力したり、場や器械・器具の安全に留意し、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、自分の力を發揮して運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。	
B 器械・器具を使っての運動（小学部2・3段階）	B 器械運動（中学部、高等部）	C 走・跳の運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	C 教師と一緒に、走ったり、跳んだりして、楽しく体を動かすこと。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	走・跳の運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
C 走・跳の運動遊び（小学部1段階）	C 走・跳の運動（小学部2・3段階）	ア 教師の支援を受けながら、楽しく走・跳の基本的な運動をすること。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく走・跳の基本的な運動をすること。	ア 走・跳の基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ア 陸上運動の楽しさや喜びを感じ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けること。	ア 陸上運動の楽しさや喜びを感じ、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付けること。	ア 陸上運動の楽しさや喜びを感じ、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付けること。	ア 陸上競技の楽しさや喜びを感じ、その特性能理解するとともに、技能を身に付けること。	ア 陸上競技の楽しさや喜びを感じ、その特性能理解するとともに、技能を身に付けること。	
C 陸上競技（中学部、高等部）		イ 走ったり、跳んだりして体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 走・跳の基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 走・跳の基本的な運動の楽しみ方を工夫するとともに、考え方や気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 陸上運動についての自分の課題を見付け、その活動を考えたり、工夫したりしたことをお伝えすること。	イ 陸上運動についての自分の課題を見付け、その解決のために工夫したり、工夫したりしたことをお伝えすること。	イ 陸上運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 陸上競技についての自他の課題を発見し、その解決のために工夫したり、仲間と思考し判断したりしたことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 陸上競技についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 走・跳の運動遊び（小学部1段階）	ウ 簡単な合図や指示に従って、走・跳の運動遊びをしようとすること。	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、走・跳の基本的な運動をしようとすること。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく走・跳の基本的な運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとすること。	ウ 陸上運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 陸上運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
C 走・跳の運動（小学部2・3段階）									
C 陸上競技（中学部、高等部）									
D 水遊び（小学部1段階）									
D 水の中で運動（小学部2・3段階）									
D 水泳（中学部、高等部）									

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
E ボール遊び (小学部 1段階) E ボールを使った運動やゲーム (小学部 2・3段階) E 球技 (中学部、高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って、ボール遊びをしようとする。 —	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、ボールを使つた基本的な運動やゲームをしようとする。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しくボールを使つた基本的な運動やゲームをしようとする。	ウ 球技に進んで取り組み、きまりや簡単なルールを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をするこ。	ウ 球技に積極的に取り組み、きまりや簡単なルールを守り、友達と助け合つたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の見通しをもつて自主的に運動をすること。
F 武道	—	—	—	—	—	ア 武道の楽しさや喜びを味わい、その特徴に応じた技能を理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びを味わい、その特徴に応じた技能を理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びを味わい、その特徴に応じた技能を理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びを味わい、その特徴に応じた技能を理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。
	—	—	—	—	—	イ 武道についての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたこと。 —	イ 武道についての他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたこと。 —

学部	小学部（体育）			中学部（保健体育）			高等部（保健体育）		
	内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	2段階
F 武道				ウ 武道に進んで取り組み、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 武道に積極的に取り組み、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を發揮して運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、仲間と協力を果たし仲間と協力を果たし、場や用具の安全を確保したりし、安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、仲間と協力を果たし、場や用具の安全を確保したりし、安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、仲間と協力を果たし、場や用具の安全を確保したりし、安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	
F 表現遊び (小学部 1 段階)	表現遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。			表現運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
F 表現運動 (小学部 2・3段階)	A 教師と一緒に、音楽の流れている場所で楽しく体を動かすこと。 G ダンス (中学部 高等部)	ア 教師の支援を受けながら、音楽に合わせて楽しく表現運動をすること。	ア 基本的な表現運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付け、表現したり踊つたりすること。	イ 基本的な表現運動の楽しさを感じ、その楽しさを表現すること。	イ 基本的な表現運動の楽しさを感じ、その楽しさを表現すること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現したり踊つたりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、技能を身に付け、表現や踊りを通した交流をすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現したり踊つたりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、技能を身に付け、表現や踊りを通した交流や発表をすること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階
F 表現遊び (小学部 1 段階) F 表現運動 (小学部 2・3段階) G ダンス (中学部、高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って、表現遊びをしようとすること。	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な表現運動をしようとすること。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく表現運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとすること。	ウ ダンスに進んで取り組み、友達の動きを認め協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ ダンスに積極的に取り組み、友達のよさを認め助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合つたり、場や用具の安全を確保したりし、自己的に運動をするのこと。	ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合つたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合つたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合つたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。
H 体育理論	—	—	—	—	—	—	—	—	—

学部	小学部（体育）						中学部（保健体育）						高等部（保健体育）						
	内容		1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		1段階		2段階		1段階		
H 体育理論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に積極的に取り組むこと。	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。			
G 保健（小学部）	健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	健康な生活に必要な事柄について、必要な事柄を身に付けることができるよう指導する。	ア 教師と一緒に、うがいなどの健康な生活に必要な事柄をすること。	ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をする。	ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。	ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。	ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。	ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を嘗むための技能を身に付けること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。					
H 保健（中学部）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I 保健（高等部）	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康な生活中に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	

目標・内容の一覧(職業・家庭(職業分野)),(職業)

学部	中学部	高等部	教科の目標
知識及び技能	生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次どおり育成することを目指す。	(1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。	職業に係る見方・考え方を働かせ、職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
思考力、判断力、表現力等	(2) 将來の家庭生活や職業生活中に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践力を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。	(1) 職業に関する事柄について理解を深めるとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。	(1) 将來の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践力を評価・改善し、表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考え方とする実践的な態度を養う。	(2) 将來の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、課題を解決する力を養う。	(3) よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて、生活を改善しようとする実践的な態度を養う。
段階の目標	1段階	2段階	1段階
知識及び技能	職業に係る見方・考え方を働かせ、作業や実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	ア 職業について関心をもち、将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようになる。	ア 職業に関する事柄について理解するとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようになる。
思考力、判断力、表現力等	ア 職業に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようになる。	イ 将來の職業生活中に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践して課題を解決する力を養う。	イ 将來の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践力を評価・改善し、表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	イ 将來の職業生活中に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、課題を解決する力の基礎を養う。	ウ 将來の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考え方とする実践的な態度を養う。	ウ よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への参画に向けて、生活を工夫しようとするとする実践的な態度を養う。
内容	ア 働くことの意義	ア 働くことの意義	ア 勤労の意義
A 職業生活	ア 働くことに関心をもち、作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 働くことに対する意欲や関心を高め、他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 勤労に対する意欲や関心を高め、他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
A 職業生活	(ア) 働くことの目的などを知ること。	(ア) 働くことの目的などを理解すること。	(ア) 勤労の意義を理解すること。	(ア) 勤労の意義について理解を深めること。
	(イ) 意欲や見通しをもって取り組み、自分の役割について気付くこと。	(イ) 意欲や見通しをもって取り組み、自分と他の関係や役割について考えること。	(イ) 成果や自分と他人との役割及び他人との協力について考え、表現すること。	(イ) 目標をもって取り組み、その成果や自分と他人との役割及び他人との協力について考え、表現すること。
	(ウ) 作業や実習等で達成感を得ること。	(ウ) 作業や実習等に達成感を得て、進んで取り組むこと。	(ウ) 作業や実習等を通して貢献する喜びをもって主体的に取り組むこと。	(ウ) 作業や実習等を通して貢献する喜びをもって主体的に取り組むこと。
	イ 職業	イ 職業	イ 職業	イ 職業
	職業に関わる事柄について、考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	職業に関わる事柄について、考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けるよう指導する。	職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 職業に関する知識や技能について、次のとおりとする。	(ア) 職業に関する知識や技能について、次のとおりとする。	(ア) 職業に関する知識や技能について、次のとおりとする。	(ア) 職業に関する知識や技能について、次のとおりとする。
	(イ) 職業生活に必要な知識や技能について知ること。	(イ) 職業生活に必要な知識や技能を理解すること。	(イ) 職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能を身に付けること。	(イ) 職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付けること。
	(ウ) 材料や育成する生物等の扱い方及び生産や生育活動等に関する基礎的な技術について知ること。	(ウ) 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関する技術について理解すること。	(ウ) 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関する技術について理解すること。	(ウ) 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関する技術について理解すること。
	(エ) 作業課題が分かり、使用する道具や機械等の扱い方を理解すること。	(エ) 作業課題が分かり、使用する道具や機械等の扱い方を理解すること。	(エ) 使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し、作業課題に応じて正しく扱うこと。	(エ) 使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め、作業課題に応じて効果的に扱うこと。
	(オ) 作業の持続性や巧緻性などを身に付けること。	(オ) 作業の持続性や巧緻性等を身に付けること。	(オ) 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業すること。	(オ) 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業し、習熟すること。
(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。	(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。	(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。	(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。	(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。
	(ア) 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について気付くこと。	(ア) 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について、考えて、発表すること。	(ア) 作業や実習において、考え方、表現するところ。	(ア) 作業や実習において、自ら適切な役割を見いだすとともに、自分の成長や課題について考え、表現すること。

学部	中学部	高等部
内容	1段階	2段階
A 職業生活 付くこと。	(イ) 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。 (ウ) 職業生活に必要な健康管理について気付くこと。	(①) 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。 (②) 職業生活に必要な健康管理について考えること。
	—	(③) 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方にについて考えること。
B 情報機器 の活用	職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器に触ることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア コンピュータ等の情報機器の初步的な操作の仕方を知ること。	職業生活や社会生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア コンピュータ等の情報機器の基礎的な操作の仕方を知り、扱い慣れることが可能である。
	イ コンピュータ等の情報機器に触れ、体験したことなどを他者に伝えること。	イ コンピュータ等の情報機器を扱い、体験したことや自分の考えを表現すること。
C 産業現場 等における 実習	実際的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 職業や進路について関心をもつたり、調べたりすること。	実際的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 職業や進路について関心を、理解すること。
	イ 職業や職業生活、進路に関わることについて、気付き、他者に伝えること。	イ 職業や職業生活、進路に関わることについて考えて、発表すること。
1段階		
2段階		

目標・内容の一覧(職業・家庭(家庭分野))(家庭)

学部	中学部	高等部	教科の目標	
段階の目標	1段階	2段階	1段階	2段階
知識及び技能	生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働きかせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次どおり育成することを目指す。	(1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。	生活の営みに係る見方・考え方を働きかせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	(1) 家族・家庭の機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図ることとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 将來の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。	(3) よりよい家庭生活や将来的職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。	(2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。	(3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。
学びに向かう力、人間性等	ア 家庭の中の自分の役割に気付き、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図ることとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。	イ 家庭生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことなどを伝えるなど、日常生活において課題を解決する力の基礎を養う。	ア 家族・家庭の機能について理解し、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図ることとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。	イ 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
思考力、判断力、表現力等	ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫ししようとする態度を養う。	ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫しを考えようとする実践的な態度を養う。	ア 家族・家庭の機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。	イ 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
A 家族・家庭生活	ア 自分の成長と家族	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わることに付けることができるよう指導する。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などを学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わることに付けることができるよう指導する。
	(ア) 自分の成長を振り返りながら、家庭生活の大切さを知ること。	(ア) 自分の成長を振り返り、家庭生活の大切さを理解すること。	(ア) 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家庭生活が家族の協力によって営まれていることを理解すること。	(ア) 自分の成長と家族や家庭生活の関わりが分かり、家庭生活が家族の協力によって営まれていることを理解すること。
	(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にする気持ちを育み、よりよい関わり方について気付き、それらを他者に伝えること。	(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にする気持ちを育み、よりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 家族とのよりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 家族とのよりよい関わり方にについて考え方、工夫すること。
	イ 家庭生活と役割	イ 家庭生活での役割と地域との関わり 家庭生活での役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 家庭生活での役割と地域との関わり 家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 家庭生活での役割と地域との関わり 家族や地域の人々などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて関心をもち、知ること。	(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて調べて、理解すること。	(ア) 家庭生活において、地域の人々との協力が大切であることに気付くこと。	(ア) 家庭生活において、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。
	(イ) 家庭生活に必要なことや自分の果たす役割に気付き、それらを他者に伝えること。	(イ) 家庭生活に必要なことや自分の果たす役割として、自分の果たす役割を考え、表現すること。	(イ) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。
	ウ 家庭生活における余暇	ウ 家庭生活における余暇 家庭における余暇の過ごし方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 家庭生活における健康管理と余暇 家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 家庭生活における健康管理と余暇 家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 健康や様々な余暇の過ごし方について知り、実践しようすること。	(ア) 健康管理や余暇の過ごし方について理解し、実践すること。	(ア) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解を深め、実践すること。	(ア) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え、工夫すること。
	(イ) 望ましい生活環境や健康及び様々な余暇の過ごし方について気付き、工夫すること。	(イ) 望ましい生活環境や健康管理及び自分に合った余暇の過ごし方について考え、表現すること。	(イ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え、表現すること。	(イ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え、工夫すること。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
A 家族・家庭生活	工 幼児の生活と家族 幼児と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 幼児の特徴や過ごし方について知ること。 (イ) 幼児への適切な関わり方に気付き、それらを他者に伝えること。	工 乳幼児や高齢者などの生活 乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 乳幼児や高齢者などの生活 乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 乳幼児や高齢者などの生活 乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	工 幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり、乳幼児や高齢者などの関わり方に気付くこと。	(ア) 幼児や高齢者などの生活の特徴、乳幼児や高齢者などの関わり方に気付くこと。	(ア) 幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり、乳幼児や高齢者などの関わり方に気付くこと。	(ア) 幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり、乳幼児や高齢者などの関わり方に気付くこと。
	工 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、工夫すること。	(イ) 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、工夫すること。
	工 家族や地域の人々との関わり 家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—
	工 地域生活や地域の活動について調べて、理解すること。	(ア) 地域生活や地域の活動について調べて、理解すること。	—	—
	工 家族との触れ合いや地域生活に関心をもち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気付き、表現すること。	(イ) 家族との触れ合いや地域生活に関心をもち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気付き、表現すること。	—	—
	ア 食事の役割 食事の仕方や食事の大切さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 健康な生活と食事の役割について知ること。	ア 食事の役割 食事の大切さを理解すること。 (イ) 適切な量の食事を楽しくとることの大切さに気付き、それらを他者に伝えること。	ア 食事の役割 食事の大切さを理解すること。 (イ) 健康な生活と食事の役割や日常の食事の大切さを理解すること。	ア 食事の役割 食事の大切さを理解すること。 (イ) 健康な生活と食事の役割や日常の食事の大切さを理解すること。
	（イ）日常の食事の大切さや規則正しい食事の必要性を考え、表現すること。	(イ) 日常の食事の大切さや規則正しい食事の必要性を考え、表現すること。	(イ) 健康によい食習慣について考え、工夫すること。	(イ) 健康によい食習慣について考え、工夫すること。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
	(1) 日常着の着方や手入れの仕方に気付き、工夫すること。	(1) 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。	—	—
B 衣食住の生活				
	ウ 衣服の選択	衣服の選択に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—
	(ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。	—	—	—
	(イ) 衣服の選択について考え、工夫すること。	—	—	—
	ウ 衣服の手入れ	衣服の手入れに関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—
	(ア) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し、適切にできること。	—	—	—
	(イ) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え、工夫すること。	—	—	—
	工 布を用いた製作	布を用いた製作に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—
	(ア) 目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し、適切にできること。	—	—	(ア) 製作に必要な材料や手順が分かり、製作計画について理解すること。
	(イ) 目的に応じた縫い方にについて考え、工夫すること。	—	—	(イ) 布を用いた簡単な物の製作計画を考え、製作を工夫すること。

学部	内容	中学部		2段階	2段階
		1段階	2段階		
B 衣食住の生活	工 快適な住まい方 持ち物の整理や住まいの清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 快適で安全な住まい方 住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について知ること。
C 消費生活・環境	(ア) 住まいの主な働きや、整理・整頓や清掃の仕方について知り、実践すること。 (イ) 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方に気付き、工夫すること。	(ア) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。 (イ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。	(ア) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。	(ア) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、工夫すること。	(ア) 消費生活 消費生活に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	ア 身近な消費生活 買い物の仕組みや必要な物の選び方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身近な消費生活 身近な消費生활について考えることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 消費生活 消費生活に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	(ア) 生活に必要な物の選び方、買い方、計画的な使い方などについて知り、実践しようとすること。	(ア) 生活に必要な物の選択や扱い方について理解し、実践すること。	(ア) 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性に気付くこと。	(ア) 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。	(ア) 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。
	—	—	—	(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。	(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。
	(イ) 生活に必要な物を運んだり、物を大切に使うとしたりすること。	(イ) 生活に必要な物について考えて運ぶことや、物を大切に使う工夫をすること。	(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、表現すること。	(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。	(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。

学部	内容	中学部		高等部
		1段階	2段階	
C 消費生活・環境	<p>イ 環境に配慮した生活</p> <p>身近な生活の中で環境に配慮することに</p> <p>関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 身近な生活の中で、環境に配慮した物の使い方などについて知り、実践しようとすること。</p> <p>(1) 身近な生活の中で、環境に配慮した物の使い方などについて考え、工夫すること。</p>	<p>イ 環境に配慮した生活</p> <p>自分の生活と環境との関連などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 身近な生活の中での環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解し、実践すること。</p> <p>(1) 身近な生活の中で、環境に配慮した生活について考えて、工夫すること。</p>	<p>イ 消費者の基本的な権利と責任</p> <p>消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について気付くこと。</p> <p>(1) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>	<p>イ 消費者の基本的な権利と責任</p> <p>消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>(1) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>

目標・内容の一覧(外国語活動)(外国语)

学部	小学部(外国语活動)	中学部(外国语)	高等部(外国语)
教科の目標			
知識及び技能 思考力、判断力、表現力等	<p>外国语によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国语や外国语の文化に触れるることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次とのおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国语の音声に慣れ親しむようになる。</p> <p>(2) 身近で簡単な事柄について、外国语で聞いたり話したりして自分の考え方や気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。</p> <p>(3) 外国語を通して、外国语やその背景にある文化の多様性を知り、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>	<p>外国语によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国语や外国语の文化に触れる活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次とのおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、言語の動きなどについて、日本語と外国语との違いに気付くとともに、読むこと、話すこと、書くこと、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようになります。</p> <p>(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国语の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして、自分の考え方や気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。</p> <p>(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国语を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>	<p>(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、言語の動きなどについて、日本語と外国语との違いに気付くとともに、読むこと、話すこと、書くこと、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようになります。</p>
段階の目標	小学部	中学部	2段階
知識及び技能 思考力、判断力、表現力等			<p>ア 音声や文字、語彙、表現などについて日本語と外国语との違いに気付くとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、話すことを中心とした実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようになります。</p>

学部	小学部（外国語活動）			中学部（外国語）		
	段階の目標	小学部	中学部	小学部	中学部	高等部（外国語）
思考力、判断力、表現力等	—	—	—	イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いていたりして、自分の考え方や気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。	1段階 イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして、自分の考え方や気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。	2段階 イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして、自分の考え方や気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
学びに向かう力、人間性等	—	—	—	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国语を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、他者に配慮しながら、主体的に外国语を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、他者に配慮しながら、主体的に外国语を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
内容	小学部	中学部	小学部	(1) 英語の特徴等に関する事項	(1) 英語の特徴等に関する事項	(1) 英語の特徴等に関する事項
知識及び技能	—	—	—	(1) 具体的な言語の使用場面や具体的な状況における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを知ること。	(1) 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこと。	(1) 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて、日本語との違いに気付くこと。
	—	—	—	(ア) 英語の音声を聞き、真似て声を出した り、話したりしようとすること。	(ア) 英語の音声を聞いて話したり、文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声や文字などの違いに気付くこと。	(ア) 英語の音声を聞いて話したり、日本語との違いに気付くこと。
	—	—	—	(イ) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりなどの働きがあることを感じ取ること。	(イ) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりするなどの働きがあり、それを使うことで相手に伝わることで要件を感じ取ること。	(イ) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりするなどの働きがあり、それを使うことで要件を感じ取ること。
	—	—	—	(ウ) 基本的な表現や語句が表す内容を知り、それらを使うことで相手に伝わることで要件を感じ取ること。	(ウ) 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで要件を感じ取ること。	(ウ) 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで要件を感じ取ること。

学部	内容	中学部（外国语活動）		高等部（外国语）	2段階
		小学部	中学部		
知識及び技能 思考力、判断力、表現力等	イ 日本と外国の言語や文化について、以下の体験を通して慣れ親しむこと。	イ 日本と外国の言語や文化に慣れ親しむこと。	—	—	—
	(7) 英語の歌や日常生活にあるじみのある語などを聞き、音声やリズムに親しむこと。	(ア) 体験的な活動を通して、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知ること。	—	—	—
	(1) 外国の生活や行事などに触れ、日本と外国の生活や違いを知ること。	(イ) 対話的な活動を通して、相手の発言をよく聞くことしたり、相づちや表情、ジエスチャーなどで応じようとしてすること。	—	—	—
	(2) 自分の考え方や気持ちなどを表現したり、伝えたりする力の素地に関する事項	(2) 情報を整理し、表現したり、伝え合つたりすることに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合つたりすることに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合つたりすることに関する事項	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行った目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	ア 身近で簡単な事柄について、注目して見聞きしようとすること。	ア 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えたいことを考え、簡単な語などや基本的な表現を使って伝え合うこと。	(ア) 簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考え方や気持ちなどを伝え合うこと。	(ア) 身近で簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で簡単に語句や基本的な表現などを用いて伝え合うこと。	(ア) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。
	イ 身近で簡単な事柄について、相手の動きかけに応じようとすること。	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、自分の考え方や気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり、質間に答えたりすること。	(イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。	(イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。	(イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。
	(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項	(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項	ウ 言語活動及び言語の働きに関する事項	ウ 言語活動及び言語の働きに関する事項	ウ 言語活動及び言語の働きに関する事項
	① 言語活動に関する事項	① 言語活動に関する事項	① 言語活動に関する事項	① 言語活動に関する事項	① 言語活動に関する事項
	(2) 示す事項については、(1)に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を取り上げるようにする。	(2) 示す事項については、(1)に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通じて指導する。	(2) 示す事項については、アに示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通じて指導する。	(2) 示す事項については、アに示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通じて指導する。	(2) 示す事項については、アに示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通じて指導する。
	ア 聞くこと	ア 聞くこと	(ア) 聞くこと	(ア) 聞くこと	(ア) 聞くこと

学部	小学部（外国语活動）	中学部（外国语）	高等部（外国语）
内容	小学部	中学部	2段階
思考力、判断力、表現力等	<p>(ア) 既に経験している活動や場面で、英語の挨拶や語などを聞き取る活動。</p> <p>(イ) 既に知っている物や事柄に関する語などを聞き、それが表す内容を実物や写真などと結び付ける活動。</p>	<p>(ア) 文字の発音を聞いて文字と結び付ける活動。</p> <p>(イ) 身近で具体的な事物に関する簡単な英語を聞き、それが表す内容をイラストや写真と結び付ける活動。</p>	<p>① 挨拶や簡単な指示に応じる活動。 —</p> <p>② 話すこと「発表」 —</p> <p>③ 自分の名前、年齢、好みなどを簡単な語などや基本的な表現を用いて表現する活動。</p> <p>④ 既に知っている歌やダンス、ゲームで、簡単な語や身振りなどを使って表現する活動。</p>
			<p>① 自分に関する簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。</p> <p>② 日付や時刻、値段などを表す表現など、身近で簡単な事柄について、表示などを参考にしながら具体的な情報を聞き取る活動。</p> <p>③ 友達や家族、学校生活など、身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話や説明を、イラストや写真を参考にしながら聞いて、必要な情報を聞き取る活動。</p> <p>④ 話すこと「発表」 —</p> <p>⑤ 簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の趣味や得意なことを含めて自己紹介をする活動。</p> <p>⑥ 身近で具体的な事物の様子や状態を簡単な語などや基本的な表現、ジェスチャーを用いて表現する活動。</p> <p>⑦ 簡単な挨拶をし合う活動。 —</p> <p>⑧ 自分のことについて、具體物などを相手に見せながら、好みや要求などの自分の考え方や気持ちを伝え合う活動。 —</p>

学部	小学部（外国語活動）		中学部（外国語）		高等部（外国語）
	内容	小学部	中学部	1段階	
思考力、判断力、表現力等	（ア）ゆっくり話される簡単な質問に、英語の語など又は身振りや動作などで応じる活動。	—	(ウ) ゆっくり話される簡単な質問に、英語の語など又は身振りや動作などで応じる活動。	—	—
		—	（ア）身近な事物を表す文字を書く活動。	(イ) 書くこと	(イ) 書くこと
		—	（ア）例示を見ながら自分の名前を書き写す活動。	(ア) 活字体の大文字、小文字を区別して書く活動。	（ア）相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。
		—	（ア）身の回りで使われている文字や単語を見付ける活動。	(ウ) 相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。	（ウ）相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。
		—	（ア）日本の名前や地名の英語表記に使われている文字を読む活動。	(オ) 読むこと	(オ) 読むこと
	② 言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。	—	（ア）日本の名前や地名の英語表記に使われている文字を読む活動。	(ア) 活字体で書かれた文字を見て、どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。	（ア）日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから、自分が必要とする情報を得る活動。
		—	（ア）言語の働きに関する事項	(イ) 活字体で書かれた文字を見て、その読み方を発音する活動。	（イ）音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを、挿絵がある本などの中から識別する活動。
		—	言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。	(ア) 言語の働きに関する事項	（ア）言語の働きに関する事項
		—	ア 言語の使用場面の例	ア 言語の使用場面の例	（ア）言語の働きに関する事項
		—	ア 言語の使用場面の例	(ア) 言語の使用場面の例	（ア）言語の働きに関する事項

学部	小学部（外国语活動）		中学部（外国语）		高等部（外国语）	2段階
	内容	小学部	中学部	中学部		
	(7) 児童の遊びや身近な暮らしに関わる場面 歌やダンスを含む遊び 家庭での生活 学校での学習や活動 など	(ア) 特有の表現がよく使われる場面 挨拶をする 自己紹介をする 買い物をする 食事をする など	(ア) 特有の表現がよく使われる場面 挨拶をする 自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 ・旅行 など	(ア) 特有の表現がよく使われる場面 挨拶 ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 ・旅行 など		
	(1) 特有の表現がよく使われる場面 挨拶 自己紹介 など	(イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ゲーム 歌やダンス 学校での学習や活動 家庭での生活 など	(イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 挨拶 歌やダンス 学校での学習や活動 家庭での生活 など	(イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ・学校での学習や活動 ・家庭での生活 ・地域での生活 など	(イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ・学校での学習や活動 ・家庭での生活 ・地域での生活 など	
思考力、判断力、表現力等	イ 言語の働きの例 (7) コミュニケーションを円滑にする ② 挨拶をする	(ア) 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする 挨拶をする ① 相づちを打つ	(ア) 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする 挨拶をする ① 相づちを打つ ・呼び掛ける ・相づちを打つ ・相づちを打つ ・聞き直す など	(ア) 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする 挨拶をする ① 相づちを打つ ・呼び掛け ・相づちを打つ ・相づちを打つ ・聞き直す など	(ア) 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする 挨拶をする ① 相づちを打つ ・呼び掛け ・相づちを打つ ・相づちを打つ ・聞き直す など	
	(1) 気持ちを伝える ② 礼を言う など	(1) 気持ちを伝える ② 礼を言う 褒める	(1) 気持ちを伝える ② 礼を言う 褒める ③ 謙める 謝る など	(1) 気持ちを伝える ② 礼を言う 褒める ③ 謙める 謝る など	(ウ) 事実・情報を伝える ・説明する ・報告する ・発表する など	

学部	小学部 [外国語活動]	中学部 [外国語]	高等部 [外国語]
内容	小学部	中学部	1段階
思考力、判断力、表現力等	—	—	<p>(イ) 考えや意図を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を言う ・賛成する ・承諾する ・断るなど <p>(ウ) 相手の行動を促す</p> <p>(ア) 質問する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼する ・命令するなど
(その他の外 国語)	—	—	<p>その他の外国語については、外国語の2つの内容の（英語）に準じて指導を行うものとする。</p> <p>その他の外国語については、（英語）に示す内容に準じて指導を行うものとする。</p> <p>その他の外国語については、（英語）に示す内容に準じて指導を行なうものとする。</p>

目標・内容の一覧(情報)

学部	高等部	教科の目標
知識及び技能		<p>情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近にある情報機器の操作の習得を図りながら、問題の解決を行う学習活動を通して、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 身近にある情報と情報技術及びこれらを活用して問題を知り、問題を解決する方法について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人の関わりについて理解できるようとする。</p>
思考力、判断力、表現力等		<p>(2) 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。</p>
学びに向かう力、人間性等		<p>(3) 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。</p>
段階の目標	1段階	
	2段階	
知識及び技能		<p>ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人の関わりについて理解する。</p>
思考力、判断力、表現力等		<p>イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う。</p>
学びに向かう力、人間性等		<p>ウ 身近にある情報や情報技術を活用するとともに、情報社会に関わろうとする態度を養う。</p>
内容	1段階	
A 情報社会の問題解決		<p>身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを知り、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。</p> <p>(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知ること。</p> <p>(ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p>
	2段階	
		<p>ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人の関わりについて理解する。</p> <p>イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。</p> <p>ウ 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。</p>

学部	内容	1段階	2段階
A 情報社会の問題解決	(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。 (イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて考えること。 (ウ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。	(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。 (イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を捉え、考えること。 (ウ) 身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考えること。	
B コミュニケーションと情報デザイン	(ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知ること。 (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。 (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付けること。	(ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて理解すること。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。 (イ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行いうための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。	
C 情報通信ネットワークとデータの活用	(ア) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。 (イ) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報を伝わるような情報デザインを考えること。 (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて、表現の仕方を工夫すること。	(ア) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報デザインを考えること。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。	(ア) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し、振り返り、表現を見直すこと。 情報通信ネットワークを利用して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解すること。

学部	内容	1段階	2段階
C 情報通信ネットワークとデータの活用	(1) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供について知ること。 (ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理する基本的な方法について知り、基礎的な技能を身に付けること。 (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考 えること。 (イ) 情報システムが提供するサービスの利用について考えること。 (ウ) データの収集、整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行すること。	(1) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供について理解すること。 (ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理、分析する基本的な方法について理解し、基礎的な技能を身に付けること。 (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。 (イ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。 (ウ) データの収集、整理、分析及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行し、振り返り、表現を見直すこと。	

付録

目次

● 付録1：参考法令

教育基本法

学校教育法（抄）

学校教育法施行規則（抄）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

特別支援学校の高等部の学科を定める省令（抄）

● 付録2：特別支援学校高等部学習指導要領

第1章 総則（抄）

● 付録3：高等学校学習指導要領における障害のある生徒などへの指導に関する規定

高等学校学習指導要領解説総則編の抜粋

教育基本法

平成十八年十二月二十二日 法律第二百二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十三条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならない。

付録1

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

学校教育法（抄）

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号

第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

④・⑤ (略)

付録1

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこととする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読

み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する児童、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 （略）

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

- 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ (略)

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第九章 大学

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

付録1

学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならぬ。

第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科用図書代替教材」という。）は、同条第一項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴つて変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。

2 学校教育法第三十四条第二項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

3 学校教育法第三十四条第三項に規定する文部科学大臣の定める事由は、次のとおりとする。

一 視覚障害、発達障害その他の障害

二 日本語に通じないこと

三 前二号に掲げる事由に準ずるもの

4 学校教育法第三十四条第三項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第三節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2～5（略）

第八十八条の三 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第八十九条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

第九十三条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第百四条第一項において準用する第五十九条又は第百四条第二項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 (略)

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるもの（除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修

二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第一百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとす

る。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

2 (略)

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

2 (略)

3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第八章 特別支援教育

第一百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。

第一百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第一百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第一百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

3 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項

又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第一百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条までの規定によらないことができる。

第一百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第一百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、第百三十二条又は第百三十二条の二の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の三に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。

第一百三十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第一百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たつては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第一百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3・4 (略)

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

別表第三（第八十三条、第百八条、第百二十八条関係）

(一) 各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合、国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B
地理歴史	世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B
公民	現代社会、倫理、政治・経済
数学	数学I、数学II、数学III、数学A、数学B、数学活用
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究
保健体育	体育、保健
芸術	音楽I、音楽II、音楽III、美術I、美術II、美術III、工芸I、工芸II、工芸III、書道I、書道II、書道III
外国語	コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語I、コミュニケーション英語II、コミュニケーション英語III、英語表現I、英語表現II、英語会話
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザイン
情報	社会と情報、情報の科学

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計I、財務会計II、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理

付録1

水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 渔業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 子どもの発達と保育, 子ども文化, 生活と福祉, リビングデザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生
看護	基礎看護, 人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, 母性看護, 小児看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報活用
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報と問題解決, 情報テクノロジー, アルゴリズムとプログラム, ネットワークシステム, データベース, 情報システム実習, 情報メディア, 情報デザイン, 表現メディアの編集と表現, 情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報活用
理数	理数数学I, 理数数学II, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学, 課題研究
体育	スポーツ概論, スポーツI, スポーツII, スポーツIII, スポーツIV, スポーツV, スポーツVI, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 素描, 構成, 絵画, 版画, 開拓, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形, 鑑賞研究
英語	総合英語, 英語理解, 英語表現, 異文化理解, 時事英語

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について, それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

別表第五（第百二十八条関係）

(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健理療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健理療, 臨床保健理療, 地域保健理療と保健理療経営, 保健理療基礎実習, 保健理療臨床実習, 保健理療情報活用, 課題研究
理療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎理療学, 臨床理療学, 地域理療と理療経営, 理療基礎実習, 理療臨床実習, 理療情報活用, 課題研究

理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究
------	--

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十年三月三十日文部科学省令第十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第八十三条、第百八条、第百二十八条関係）

（一）各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	現代の国語、言語文化、論理国語、文学国語、国語表現、古典探究
地理歴史	地理総合、地理探究、歴史総合、日本史探究、世界史探究
公民	公共、倫理、政治・経済
数学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学
保健体育	体育、保健
芸術	音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲ、美術Ⅰ、美術Ⅱ、美術Ⅲ、工芸Ⅰ、工芸Ⅱ、工芸Ⅲ、書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲ
外国語	英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ
家庭	家庭基礎、家庭総合
情報	情報Ⅰ、情報Ⅱ
理数	理数探究基礎、理数探究

付録1

（二）主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業と情報、作物、野菜、果樹、草花、畜産、栽培と環境、飼育と環境、農業経営、農業機械、植物バイオテクノロジー、食品製造、食品化学、食品微生物、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園施工管理、造園植栽、測量、生物活用、地域資源活用
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業情報数理、工業材料技術、工業技術英語、工業管理技術、工業環境技術、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、生産技術、自動車工学、自動車整備、船舶工学、電気回路、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基盤力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、材料工学、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレ

工業	メント生産, デザイン実践, デザイン材料, デザイン史
商業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス・コミュニケーション, マーケティング, 商品開発と流通, 觀光ビジネス, ビジネス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

付録1

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

附 則

- 1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の学校教育法施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

付録1

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成三十年八月三十一日文部科学省令第二十八号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
附 則		附 則	附 則
1	この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。
2	改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第八十三条及び別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項及び附則第四項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第一百十三条第一項及び第一百三十五条で準用する場合を含む。附則第四項において同じ。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。	2 改正後の学校教育法施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第一百十三条第一項及び第一百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。	2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第一百十三条第一項及び第一百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
3	前項の規定により新令第八十三条及び別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。	3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。	3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。
4	平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。	平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。	平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
5	平成三十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間ににおける旧令別表第三の規定の適用については、同表（二）の表福祉の項中「福祉情報活用」とあるのは「福祉情報活用、福祉情報」とする。	〔項目を加える。〕	〔項目を加える。〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

付録1

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十一年二月四日文部科学省令第三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

			改 正 後
理療	保健理療	各教科	第一百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。
立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床	医療と社会、人体の構造と機能、疾病的成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報、課題研究	各教科に属する科目	2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国语、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第一百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。
理療	保健理療	各教科	第一百二十九条（略）
立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床	医療と社会、人体の構造と機能、疾病的成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報活用、課題研究	各教科に属する科目	別表第五（第一百二十八条関係）
理療	保健理療	各教科	改 正 前
立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床	医療と社会、人体の構造と機能、疾病的成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報活用、課題研究	各教科に属する科目	第一百二十九条（略）
理療	保健理療	各教科	第一百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。
立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床	医療と社会、人体の構造と機能、疾病的成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報活用、課題研究	各教科に属する科目	別表第五（第一百二十八条関係）

付録1

付録1

備考 (略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">各教科</td><td colspan="5">(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</td></tr> <tr> <td>理学療法</td><td>理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報、課題研究</td></tr> </table>						各教科	(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科					理学療法	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報、課題研究
各教科	(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科													
	理学療法	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報、課題研究												
	各教科に属する科目	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法管理学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究	各教科	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、理療学、地域理療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究	各教科に属する科目	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究								
各教科	印刷	印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究	印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化學・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科に属する科目	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究								
各教科	理容・美容	関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化粧、文化論、理容・美容技術理論、運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報、課題研究	印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化學・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科に属する科目	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究								
各教科	クリーニング	(略)	各教科	各教科に属する科目	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究								
各教科	歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報、課題研究	各教科	各教科に属する科目	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究	理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究								

附 則

- この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から、附則第六項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。
- この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第百二十八条、第百三十一条第二項及び別表第五の規定は、この省令の施行の日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により新令第百二十八条、第百三十一条第二項及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

- 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第百二十八条の規定が適用されるまでの間におけるこの省令による改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第百二十八条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
- 5 平成三十一年四月一日から新令別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令別表第五の規定の適用については、同表（一）の表保健理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健理療情報」とし、同表理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理療情報」とし、同表理学療法の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」とし、同表（二）の表印刷の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」とし、同表美容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法規・制度、保健、香粧品化学、文化論、運営管理、美容実習、理容・美容情報」とし、同表歯科技工の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報」とする。
- 6 平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十二年四月一日から新令第百二十八条第二項及び第百三十条第二項の規定が適用されるまでの間における旧令第百二十八条第二項の規定の適用については、同項中「道徳」とあるのは「特別の教科である道徳」とし、旧令第百三十条第二項の規定の適用については、同項中「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」とあるのは「特別の教科である道徳」とする。

付録1

特別支援学校の高等部の学科を定める省令(抄)

昭和四十一年二月二十一日文部省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十三条の規定に基づき、盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令を次のように定める。

第一条 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。

第二条 特別支援学校の高等部の普通教育を主とする学科は、普通科とする。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 産業一般に関する学科

付録1

附 則

(平成十九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則 (抄)

第1章 総則

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を開拓する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養かんようを目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他人と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その

他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

(4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動。）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

3 2 の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体、各教科・科目等並びに知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）において、それぞれの指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第2款の3の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

付録2

第2款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体、各教科・科目等及び各教科等において、それぞれの指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な探究の時間において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

ア 各教科・科目及び単位数等

(ア) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(オ)までに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、卒業までに履修させる単位数の計は、イの(ア)及び(イ)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

(イ) 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教 科	科 目	標 準 単位数			
国 語	現代の国語	2	地理歴史	地理総合	2
	言語文化	2		地理探究	3
	論理国語	4		歴史総合	2
	文学国語	4		日本史探究	3
	国語表現	4		世界史探究	3
	古典探究	4	公 民	公共	2
				倫理	2
				政治・経済	2

数 学	数学 I	3	芸 術	工芸 I	2
	数学 II	4		工芸 II	2
	数学 III	3		工芸 III	2
	数学 A	2		書道 I	2
	数学 B	2		書道 II	2
	数学 C	2		書道 III	2
理 科	科学と人間生活	2	外 国 語	英語コミュニケーション I	3
	物理基礎	2		英語コミュニケーション II	4
	物理	4		英語コミュニケーション III	4
	化学基礎	2		論理・表現 I	2
	化学	4		論理・表現 II	2
	生物基礎	2		論理・表現 III	2
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
保健体育	体育	7～8	家 庭	家庭基礎	2
	保健	2		家庭総合	4
芸 術	音楽 I	2	情 報	情報 I	2
	音楽 II	2		情報 II	2
	音楽 III	2	理 数	理数探究基礎	1
	美術 I	2		理数探究	2～5
	美術 II	2			
	美術 III	2			

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の⑦及び①、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の⑦及び②、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の⑦に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

⑦ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
農 業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業と情報、作物、野菜、果樹、草花、畜産、栽培と環境、飼育と環境、農業経営、農業機械、植物バイオテクノロジー、食品製造、食品化学、食品微生物、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園施工管理、造園植栽、測量、生物活用、地域資源活用
工 業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業情報数理、工業材料技術、工業技術英語、工業管理技術、工業環境技術、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、生産技術、自動車工学、自動車整備、船舶工学、電気回路、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コ

付録2

工業	コンピュータシステム技術, 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生・防災設備, 測量, 土木基盤力学, 土木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製造技術, 材料工学, 材料加工, セラミック化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品, 繊維・染色技術, 染織デザイン, インテリア計画, インテリア装備, インテリアエレメント生産, デザイン実践, デザイン材料, デザイン史
商業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス・コミュニケーション, マーケティング, 商品開発と流通, 観光ビジネス, ビジネス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計I, 財務会計II, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学I, 理数数学II, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツI, スポーツII, スポーツIII, スポーツIV, スポーツV, スポーツVI, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語I, 総合英語II, 総合英語III, ディベート・ディスカッションI, ディベート・ディスカッションII, エッセイライティングI, エッセイライティングII

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
保健理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報、課題研究

② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
印 刷	印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容・美容	関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化学、文化論、理容・美容技術理論、運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究

(イ) 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(オ) 学校設定教科

⑦ 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第4款の1の(2)において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

④ 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方にについて考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- a 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- b 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- c 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

イ 各教科・科目の履修等

(ア) 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

⑦ 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、アの(イ)に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができる、その

他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

- a 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- b 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- c 公民のうち「公共」
- d 数学のうち「数学Ⅰ」
- e 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- f 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- g 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- h 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）
- i 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- j 情報のうち「情報Ⅰ」

- ① 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものとする。
- ② 外国の高等学校等に留学していた生徒について、外国の高等学校等における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校等における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(イ) 専門学科における各教科・科目的履修

専門学科における各教科・科目的履修については、(ア)のほか次のとおりとする。

- ⑦ 専門学科においては、専門教科・科目（アの(ウ)の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目的履修により、専門教科・科目的履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目的単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目的単位数の一部の履修に替えることができる。

- ① 専門教科・科目的履修によって、(ア)の必履修教科・科目的履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目的履修をもって、必履修教科・科目的履修の一部又は全部に替えることができること。

- ② 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健理療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

ウ 各教科・科目等の授業時数等

- (ア) 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間

(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。

- (イ) 週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。
- (ウ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- (エ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- (オ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。
- (カ) 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (キ) 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとめを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
- (ク) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- (ケ) 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

ア 各教科等の履修

(ア) 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(エ)までに示す各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

(イ) 各学科に共通する各教科等

⑦ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。

⑧ 外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科

⑨ 専門学科においては、(イ)のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は(エ)に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの（以下「専門教科」という。）のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

⑩ 専門教科の履修によって、(イ)の⑦の全ての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

(エ) 学校設定教科

付録2

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)に掲げる教科以外の教科（以下この項において「学校設定教科」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

イ 各教科等の授業時数等

- (ア) 各教科等（ただし、この項及び(ク)において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。(ウ)において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。
- (イ) 各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
- (ウ) 専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。
- (エ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- (オ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- (カ) 総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。
- (キ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。
- (ク) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (ケ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科等の指導を行う場合において、当該各教科等を担当する教師が単元や題材など内容の時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科等の授業時数に含めることができる。
- (コ) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。以下この項、(4)のイ、(6)及び第5款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修されることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い

ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目又は第2節第1款及び第2款に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

イ 第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

エ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

オ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、高等部の3年間を見通して計画的に指導するものとする。

カ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、道徳科の指導に当たっては、第3章に示す道徳科の目標及び内容に示す事項を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

(5) 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項

ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(ア) 各教科・科目等又は各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

(イ) 各教科・科目等又は各教科等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようすること。

(ウ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合は、授業時数を適切に定めること。

イ 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

(ア) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。

付録2

- (イ) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。
- (6) キャリア教育及び職業教育に関する配慮すべき事項
- ア 学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
- イ 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。
- (ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようすること。
- (イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
- エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
- (ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。
- (イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。
- #### 4 学部段階間及び学校段階等間の接続
- 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。
- (1) 現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が高等部における教育に円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。
- ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために学習機会を設けること。
- イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習

得させることができるように、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

(3) 大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために、高等部卒業以降の進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等又は各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るために、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

3 学習評価の充実

付録2

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようすること。
- (2) 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4款 単位の修得及び卒業の認定

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定
 - ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
 - イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
 - ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(2) 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(3) 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弹力的に行うよう配慮するものとする。

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科等のそれぞれの授業時数を定めるものとする。校長は、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようすること。
- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。
- (6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (7) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
- (8) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
- (9) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- (10) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。

2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

- (1) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- (2) 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

付録2

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等

- (1) 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。
- (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。
- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

3 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第1節及び第1款から第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対

する教育を行う特別支援学校においては、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章第3節の公民科の「公共」及び「倫理」並びに第5章の特別活動が、人間としての在り方生き方にに関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

- 2 道徳教育を進めるに当たっては、中学部又は中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心を育てるここと、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。
- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

付録2

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができるこ。
 - (2) 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができるこ。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとすること。
- (2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。
- (3) 校長は、(2)により、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとすること。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとすること。
- (2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとすること。
- 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。
- (1) 1、2、3の(1)若しくは(2)又は4の(1)に示すところによることができること。
- (2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。
- (3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。
- 6 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

第9款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教 科	科 目
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保 健 理 療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健理療, 臨床保健理療, 地域保健理療と保健理療経営, 保健理療基礎実習, 保健理療臨床実習, 保健理療情報, 課題研究
	理 療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎理療学, 臨床理療学, 地域理療と理療経営, 理療基礎実習, 理療臨床実習, 理療情報, 課題研究
	理 学 療 法	人体の構造と機能, 疾病と障害, 保健・医療・福祉とリハビリテーション, 基礎理学療法学, 理学療法管理学, 理学療法評価学, 理学療法治療学, 地域理学療法学, 理学療法臨床実習, 理学療法情報, 課題研究
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理 容 ・ 美 容	関係法規・制度, 衛生管理, 保健, 香粧品化学, 文化論, 理容・美容技術理論, 運営管理, 理容実習, 美容実習, 理容・美容情報, 課題研究
	歯 科 技 工	歯科技工関係法規, 歯科技工学概論, 歯科理工学, 歯の解剖学, 頸口腔機能学, 有床義歯技工学, 歯冠修復技工学, 矯正歯科技工学, 小児歯科技工学, 歯科技工実習, 歯科技工情報, 課題研究

2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科においては、必要がある場合には1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

付録2

高等学校学習指導要領における障害のある生徒などへの指導に関する規定

●高等学校学習指導要領解説総則編の抜粋

第6章 生徒の発達の支援

第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

1 障害のある生徒などへの指導

(1) 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫（第1章総則第5款2(1)ア）

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

また、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

そこで、今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的にわかるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。

障害のある生徒などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に、高等学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

例えば、弱視の生徒についての理科における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導、芸術科における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導、病弱・身体虚弱の生徒についての芸術科や保健体育科におけるアレルギー等に配慮した指導など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）に応じて個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLDの生徒についての国語科における書くことに関する指導や、数学科における計算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。更に、ADHDや自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含めICT等の適切な活用を図ることも考えられる。

一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、組織的・計画的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

更に、障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお、今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行なうことが規定されたことに留意する必要がある。

(2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項（第1章総則第5款2(1)イ）

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

- (ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行なうことができる。

付録3

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行なながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行なう教育形態である。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかつたが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、「高等学校における通級による

指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）などにおいて、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきた。このため、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることになった。

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号）。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。

なお、通級による指導を、必履修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定された。これにより、通級による指導を行う場合には、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすることを明記したものである。なお、特別支援学校高等部学習指導要領第6章では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分及び区分の下に各項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるようを考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

（手順の一例）

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。

e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

今回の改訂を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」においては、上記の各過程において、どのような観点で整理していくか、発達障害を含む多様な障害に対する生徒等の例を充実して解説しているので参照することも大切である。

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号)において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから、当該規定について「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科・科目の内容を取り扱う場合であって、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

また、「その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とあるように、生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが隨時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。

生徒が在籍校以外の高等学校又は特別支援学校の高等部等において特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第141条）。このように生徒が他校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

「生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合」とは、生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価するものである。そのため、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるよう努めることが重要である。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。

なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用（第1章総則第5款2(1)ウ）

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計

画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとした。

また、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。

そこで、個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、それぞれの意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などについて示す。

① 個別の教育支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある生徒などが生活中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合

に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある生徒等への各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せることではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

付録3

学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等協力者

(敬称略・五十音順)

※職名は平成31年2月現在

(総括)

宍戸和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
古川勝也 西九州大学教授

(総則)

飯野明 山形県教育府特別支援教育課課長補佐
一木薫 福岡教育大学教授
松見和樹 千葉県教育府教育振興部特別支援教育課指導主事

(視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[保健理療、理療]

藤井亮輔 筑波技術大学教授
栗原勝美 東京都立文京盲学校主任教諭
片平明彦 北海道函館盲学校校長

[理学療法]

水野知浩 大阪府立大阪南視覚支援学校教諭
長島大介 筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

(聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[印刷]

角哲郎 滋賀県立聾話学校教諭

[理容・美容]

宮代武彦 宮城県立聴覚支援学校教諭

[クリーニング]

島田陸郎 北海道高等聾学校教諭

[歯科技工]

福田靖江 筑波大学附属聴覚特別支援学校教諭

(知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[国語]

上仮屋祐介 鹿児島大学教育学部附属特別支援学校教諭
田丸秋穂 筑波大学附属桐が丘特別支援学校教諭
林麻佐美 神奈川県立足柄高等学校副校長
樋口普美子 埼玉県教育局南部教育事務所管理主事

[社会]

尾高邦生 筑波大学附属大塚特別支援学校教諭

黒川利香	仙台市立新田小学校教頭
増田謙太郎	東京学芸大学教職大学院准教授
〔数学〕	
相坂潤	青森県総合学校教育センター指導主事
有澤直人	東京都江戸川区立本一色小学校指導教諭
高橋玲	群馬県教育委員会特別支援教育課補佐
〔理科〕	
齋藤豊	筑波大学附属桐が丘特別支援学校教諭
原島広樹	東京都教育庁指導部主任指導主事
茂原伸也	千葉県立桜が丘特別支援学校教諭
〔音楽〕	
尾崎美恵子	千葉県総合教育センター研究指導主事
工藤傑史	東京福祉大学社会福祉部専任講師
永島崇子	東京都立大泉特別支援学校校長
〔美術〕	
大磯美保	神奈川県立鶴見養護学校教頭
小倉京子	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課主幹兼教育支援室長
三上宗佑	東京都立城東特別支援学校主幹教諭
〔保健体育〕	
鈴木英資	神奈川県立高津養護学校副校長
増田知洋	東京都立江東特別支援学校指導教諭
松浦孝明	筑波大学附属桐が丘特別支援学校主幹教諭
〔職業、家庭〕	
伊丹由紀	京都市立北総合支援学校教頭
大澤和俊	静岡県立浜名特別支援学校教諭
佐藤圭吾	秋田県教育庁特別支援教育課主任指導主事
畠山和也	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校教諭
〔外国語〕	
日下奈緒美	千葉県立八千代特別支援学校教頭
中野嘉樹	横浜市立共進中学校副校長
渡邊万里	福島県立郡山支援学校教諭
〔情報〕	
古館秀樹	東京都目黒区教育委員会統括指導主事
鈴木龍也	福島県立相馬支援学校校長
〔家政〕	
米原孝志	富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班主幹
〔農業〕	
三瓶聰	北海道教育委員会主任指導主事
〔工業〕	
村上直也	岡山県総合教育センター特別支援教育部指導主事
〔流通・サービス〕	
三原彰夫	大分県教育委員会指導主事
〔福祉〕	
吉池久	東京都立南大沢学園副校長

[発達段階等]

徳永 豊 福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授
米田 宏樹 筑波大学准教授

(自立活動)

飯田 幸雄 鈴鹿大学非常勤講師
井上 昌士 千葉県立千葉特別支援学校校長
内田 俊行 広島県教育委員会教職員課管理主事
小林 秀之 筑波大学准教授
櫻澤 浩人 東京都稲城市立向陽台小学校主任教諭
谷本 忠明 広島大学准教授
樋口 一宗 東北福祉大学教授
宮尾 尚樹 長崎県立諫早特別支援学校主幹教諭

(視覚障害)

小林 秀之 筑波大学准教授
山田 秀代 岐阜県立岐阜盲学校中学部主事
吉田 道広 熊本県立熊本はばたき高等支援学校校長

(聴覚障害)

武居 渡 金沢大学学校教育系教授
谷本 忠明 広島大学大学院教育学研究科准教授
最首 一郎 筑波大学附属聴覚特別支援学校教諭

(知的障害)

井上 昌士 千葉県立千葉特別支援学校校長
菊地 一文 植草学園大学発達教育学部准教授

(肢体不自由)

西垣 昌欣 筑波大学附属桐が丘特別支援学校副校長
宮尾 尚樹 長崎県立諫早特別支援学校主幹教諭
渡邊 文俊 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校主幹教諭

(病弱・身体虚弱)

飯田 幸雄 鈴鹿大学非常勤講師
丹羽 登 関西学院大学教育学部教授
古野 芳毅 新潟県立吉田特別支援学校教諭

(言語障害)

今井昭子 神奈川県葉山町立葉山小学校総括教諭
櫻澤浩人 東京都稲城市立向陽台小学校主任教諭

(自閉症・情緒障害等)

内田俊行 広島県教育委員会教職員課管理主事
宮本剛 やまぐち総合教育支援センター研究指導主事

(LD・ADHD等)

板倉伸夫 熊本市立富士見中学校教頭
樋口一宗 東北福祉大学教授
吉成千夏 東京都豊島区立池袋本町小学校主幹教諭

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

中村信一 初等中等教育局特別支援教育課長
青木隆一 初等中等教育局視学官（併）特別支援教育課特別支援教育調査官
庄司美千代 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
田中裕一 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
中村大介 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
菅野和彦 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
深草瑞世 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
山下直也 初等中等教育局特別支援教育課課長補佐